

2024（令和6）年度全学自己点検・評価結果報告書

目次

I. 現状説明、長所・特色、問題点

大学基準1	理念・目的	2
大学基準2	内部質保証	4
大学基準3	教育研究組織	10
大学基準4	教育・学習	13
大学基準5	学生の受け入れ	26
大学基準6	教員・教員組織	30
大学基準7	学生支援	35
大学基準8	教育研究等環境	42
大学基準9	社会連携・社会貢献	49
大学基準10	大学運営・財務（1）大学運営	56
大学基準10	大学運営・財務（2）財務	63

II. 特別問題自己点検・評価報告書について

III. 総括（優先検討課題）

I. 現状説明、長所・特色、問題点

大学基準 1 理念・目的

①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

①-1：大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

学校法人駒澤大学の建学の理念は、「学校法人駒澤大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校を設置し、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的とする」と規定しており、駒澤大学は、この建学の理念に基づいて教育研究を行う大学である。「駒澤大学学則」には、大学の目的を「広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教による人間教育を基礎として人格を陶冶すること」と定めている。また、「駒澤大学大学院学則」には、大学院の目的を「学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉に寄与すること」と定め、「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」では、専門職大学院の法曹養成研究科（以下「法科大学院」という。）の目的を「法曹実務における高度で、専門的かつ実践的な職業能力を有する人材の養成」と定めている。

建学の理念に掲げる「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則った学校教育」とは、時代に流されることなく、その動きを正確に洞察し、自分の進むべき道を自分の力で適切に判断できる素養と、将来その道を歩むのに不可欠な知識・技能・資格を身に付けることである。こうした建学の理念を実現するため、幅広い教養と専門分野の体系的な知識、それらを応用する技能、主体的かつ協調的なコミュニケーション能力、多様性を理解し他者と協働する力、情報分析力と問題解決力を身に付ける「丁寧な教育」「厚みのある教育」を行う。それにより、十分な基礎力・実践力を身に付け、多様な経験を踏まえ主体的に行動できる力を備え、しなやかで折れない心を持ち、持続可能な社会の発展に寄与する人材の育成を行うことを本学の「教育の理念」とし、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を定め、これらを「教育の方針」（以下「3つのポリシー」という。）としている。各学部等・研究科では、各「学則」において、建学の理念、教育の理念と連関させて、それぞれの教育研究上の目的を適切に定めている。例えば、仏教学部は、建学の理念に則って教育を行う中心的学部であり、仏教による人間教育を行うという目的を定めている。医療健康科学部においては、仏教の教えと禅の精神に基づいた幅広い教養をもとに教育を行い、豊かな人間性をそなえて医療人としての強い責任感をもち医療技術の発展に寄与する人材の育成を行うといった特色のある目的が定められている。

①-2：理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

学部・研究科の理念・目的は、「大学案内SCOPE」や「大学院要覧」にそれぞれ掲載している。このほか、入学式や新入生オリエンテーション時に建学の理念に関するパンフレットを配付し、その理解や関心を深める一助としている。また、大学Webサイトに「学則」及び3つのポリシーを掲載し、周知を図っている。さらに、日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート（私学版）」を活

用した情報発信を行っている。また、2022年度に「学校法人駒澤大学フェローに関する規程」を定め、「フェローシップ制度」を設けた。「フェローシップ」とは、本法人では、「建学の理念のもとに集う協力者」という趣旨で用いており、この制度の目的は、「フェロー」が本法人の内外において教育・学術等に係る活動を行い、法人が掲げる目的の達成に資する諸活動を活性化し、本法人の名誉を高めることにある。フェローは、理事長を議長とする「学校法人駒澤大学フェロー審議委員会」の審査選考を経て、「学校法人駒澤大学理事会」（以下「理事会」という。）の議に基づいて理事長が任命する。フェローの活動、特に学内外での講演会などを通じた社会に開かれた学びの機会の提供は、大学の教育・学術分野における貢献を具体的な形で社会に公表・周知する重要な役割を果たしている。

以上のように、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部及び研究科の目的も適切に設定し、公表している。

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

②-1：中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

変化が激しく先が見通せない時代において、いかなる状況下でも本質を見極め、「自分自身の幸福を追求する（自利）とともに、他者の幸福のために尽くす（利他）」という「自利利他」の視点で能力を最大限に発揮できる人材が必要とされている。このような背景のもと、本法人は、長期ビジョン及び5つの改革大方針（人類・世界に貢献する精神の早期涵養、成長基盤となる教育の体系化、「禅」を中心とした新しい知の枠組みの発信、社会課題解決への直接貢献、経営基盤の強化）を、「学校法人駒澤大学長期ビジョン『駒澤2030』」（以下「長期ビジョン」という。）として定め、大学Webサイトで公表し、法人全体が一丸となって、今後の発展に寄与することを目指している。この長期ビジョンでは、「繋がりを大切にし、ともに社会変化を乗り越えるために、自己研鑽し続ける人材」の育成を「自他協創」という一語で表している。これは、建学の理念に基づく「自利利他」を集約した「自他」と、「人」と「人」とをつなげて革新的なアイデアを生み出す力を表現する「協創」をつなげた造語であり、本学が育成する学生の特性を表現したものとなっている。

現在、「学校法人駒澤大学第3期中期事業計画（2022-2026）」（以下「中期事業計画」という。）を実行しており、法人Webサイトに公表している。この計画は、2022年度から2026年度までの5年間を期間としている。計画には、2020年度の公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）による大学評価結果において改善課題として提言を付された4つの問題点（教職課程の在り方の見直し、収容定員管理の適正化、編入学定員管理の適正化、内部質保証推進体制における取組計画の策定）への対応が反映され、改善へ向けた行動計画が策定されている。また、内部質保証推進組織である「駒澤大学教学運営会議」（以下「教学運営会議」という。）では、中期事業計画に連動させて、各学部・研究科の「中期計画（2022-2026）」（以下「中期計画」という。）を策定している。本学の単年度の事業計画は、「駒澤大学法人政策検討委員会」（以下「法人政策検討委員会」という。）のもとにある「事業計画策定部会」「法人諸学校管理運営部会」において検討され、法人政策検討委員会での審議を経て、理事会の承認をもって成立する。

②-2：中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

2024年度は、事業計画策定部会、法人諸学校管理運営部会において、中期事業計画の達成状況の報告

と、「2024年度事業計画」の進捗について調査が行われ、その結果、進捗率50%未満となった事業が課題として抽出された。また、年度末には事業計画の主管部署である総務部から各事務部署へ、中期事業計画の2024年度の達成度評価が依頼されている。併せて、同部会で審議された「令和7年度学校法人駒澤大学事業計画書案」は、法人政策検討委員会での審議を経て、2025年3月開催の理事会及び評議員会です承され、「令和7年度学校法人駒澤大学事業計画書」として、法人Webサイトにおいて公表されている。また、各学部・研究科の中期計画は、教学運営会議において、その進捗状況・達成度の確認及び検証が行われている。

以上のように、理念・目的及び各学部等・研究科の目的を実現するため、将来を見据えた中・長期の計画及び諸施策を策定し、大学評価で提言された課題への対応を含め、達成状況を定期的に検証している。

<長所・特色>

- 1) 【医療健康科学部／医療健康科学研究科】放射線治療を中心とした産学連携研究と指導（放射線治療人材教育センター）は2019年度から本格的活動を行い、学生の教育、研究に大きく貢献しているのみならず、企業の技術者の技能向上に役立っている。オープンキャンパスの企画を2023年度において大幅に更新して開催し、多くの来場者を集めた。更に今後は放射線技師の卒業生を対象とした連携を深め、卒後研修に役立てていきたい（整理番号②-2）。
- 2) 【仏教学研究科】人文科学研究科から独立し、仏教学研究科としての運営が開始されて5年目となった。今後、建学の理念を具現化する研究科としての組織強化のために、計画的な教員採用人事を行うとともに、定員充足率の向上に向けて、社会人を含めた受験者層の拡充を目指す。なお、2026年度の新規担当者についてはすでに開講に向けて業績審査中である（整理番号②-2）。
- 3) 【学長室】「学校法人駒澤大学フェローに関する規程」に基づくフェローの活動として、2024年度は「学校法人駒澤大学フェロートークイベント2024『人を育てる、夢を叶える』」を駒沢キャンパスの記念講堂にて開催した。フェローである駒澤大学陸上競技部総監督の大八木弘明氏が登壇し、ゲストを招いて、自身の経験をもとにした人材育成やチームマネジメントについての講演を行った。このイベントには学内外から286人の参加者があり、本法人の教育成果の社会への発信と、地域社会への貢献に大きく寄与した（整理番号①-2）。

<問題点>

特になし。

大学基準2 内部質保証

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

①-1：内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

本学は、「学則」に内部質保証の推進について規定している。全学的な方針として、「駒澤大学内部質保証の方針」（以下「内部質保証の方針」という。）を定め、「内部質保証推進体制」「内部質保証を推進強化するための仕組み」「内部質保証推進状況の情報公開」の3項目の方針を示している。その上で、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として、「駒澤大学教学運営会議規程」を定め、2019年に「教学運営会議」を設置している。

内部質保証の方針に掲げる内部質保証の推進体制は、学長を議長とする教学運営会議を中心に、関連する各組織が密に連携し、教学運営上の恒常的な検証・改善サイクル（PDCA）の構築を目指している。内部質保証推進の起点として、学長が社会要請と教育施策に基づき、教学運営会議の審議を経て、重点方針（長期ビジョン、中期・単年度計画など）を策定する。これに則り、各教育研究組織・各事務組織が事業計画を策定・実施する。次に、各組織は自己点検・評価により改善課題を抽出し、その結果を、教育研究担当の副学長が委員長を務める「全学自己点検・評価委員会」が大学全体の観点から評価・検証する。そして、学長は検証結果を受けた上で、教学運営会議での審議を経て、新たな改善取組計画などを策定する。各組織は、この改善計画を事業計画に反映させ、計画的に実行することで、検証・改善のサイクルを完結させている。内部質保証を推進・強化するための仕組みとして、「IR（Institutional Research）」に基づく分析結果及び外部有識者による専門的知見という2つの仕組みを活用している。まず、IRに基づき、内外の各種情報やデータを把握し、大学全体や各組織の教学諸活動を円滑に推進している。また、学長が策定する重点方針及び改善取組計画などには達成指標が定められ、これらを教学諸活動の改善指標として活用している。加えて、外部有識者による専門的知見からのレビュー結果を活用し、本学の教学運営の適切性及び有効性について確認し、重点方針及び改善取組計画などに反映させている。また、上述の方針では、大学全体の内部質保証によって創出された教学諸活動の成果は、社会への説明責任を果たすことを目的に積極的に公開する、としている。

①-2：教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

◆3つの方針の策定の調整・支援

「駒澤大学教学運営会議規程」では、本会議が本学における教育・研究の質的充実と向上及び社会貢献を持続的に推進するため、教学運営上の重点方針（長期ビジョン、施策体系など）、そして、これに基づく各種方針、予算計画を含む中期及び単年度の各取組計画や、これらの実施状況の評価・検証を踏まえた改善取組計画などを策定し、本学の内部質保証の推進に責任を負う、と規定している。3つのポリシーの策定・検証は、教学運営会議の調整・支援活動の一環である。中期事業計画及び学部等・研究科の中期計画では、5年間で検討、運用、検証に取り組むことが計画されている。学習指導要領の改訂（新課程）に対応し、高大接続の整合性を確保するため、教学運営会議では2022年度より3つのポリシーの見直しを主導し、2024年度の公表を目指して検討を行ってきた。その結果、大学全体の3つのポリシー及び各学部・学科等の各ポリシーは、関係委員会での審議を経て、2023年度の教学運営会議で承認され、新たな3つのポリシーとして大学Webサイトで公表されている。

◆体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援

教学運営会議における、体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援として、学部等・研究科の「年度計画」の検証・作成が挙げられる。年度計画において、各学部等共通の中期目標を「教育目的を実現し、個々の学生の可能性を最大限に伸張する教育を行うため、体系的に教育課程を見直す」と

設定している。教学運営会議は、毎年、前年度計画の検証と次年度計画の作成を学部等・研究科に依頼している。検証された前年度計画には、内部質保証推進組織として、「教学運営会議からのコメント」を付し、次年度計画作成の支援を行っている。2024年度に実施した前年度計画の検証では、各組織単位でカリキュラムを検討する体制が構築され、「履修系統図」などを用いた検証・検討が進められていることを確認した。併せて次年度計画作成にあたり、今後も自治体、産業界などの外部の視点から寄せられた評価や提言を参考に各学部等の強み・特色を活かした教育課程の実行と改善を図るよう依頼した。

◆効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援

中期事業計画に挙げる行動計画に基づき、各事務部署は事業を推進している。これらの取り組みは、必要に応じて教学運営会議のもとにある教学に関わる17の委員会等で報告・審議されている。「全学共通科目教育運営委員会」（現在は「全学共通科目教育運営分科会」に改編）や「教務委員会」では、新たな教育プログラムである「駒澤教養パスポート」の導入を決定し、「データサイエンス・AI教育プログラム運営委員会」では、「データサイエンス・AI教育プログラム」の運営状況の報告がなされている。「情報システム委員会」では、複数のLMS（Learning Management System：学習管理システム）を「WebClass」に一本化することを決定し、「FD委員会」では、「学生が選ぶベスト・ティーチング賞」の受賞者による実践事例紹介を通じて、アクティブラーニングに関する情報を共有している。教学運営会議では、毎年、前年度の中期事業計画における教学に関わる行動計画の達成度評価を報告しており、その内容を各委員会でも報告事項として取り扱うよう指示をしている。このように教学運営会議を中心に、各委員会を通じて効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援を行っている。

◆学習成果の可視化に向けた調整・支援

教学運営会議では、これまで発行してきた各種学修証明に加え、個々の学修・活動履歴をデジタルツールで可視化し、学生の各種活動に対するモチベーション向上を目指す施策として、「オープンバッジ」の発行を審議してきた。オープンバッジを発行するにあたり、大学として質保証をどのように行うかが重要な課題として挙げられ、教学運営会議のもとにある委員会など、バッジの発行組織がその質保証の責任を担うこととした。実施にあたり、教学運営会議で、「オープンバッジ運用に関するガイドライン」「オープンバッジ発行マニュアル」を整備し、必要に応じて見直しを行っている。

◆自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

「全学自己点検・評価に関する規程」及び「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」に基づき、全学自己点検・評価委員会では、大学基準協会が定める「大学基準」の項目に基づく「自己点検・評価チェックシート」を用い、学部、研究科、附置研究所、及び事務部署の各組織へ点検・評価を指示している。各組織が作成したチェックシートは「全学自己点検・評価結果報告書」として取りまとめられ、本委員会の審議を経て、学長へ提出される。そして教学運営会議でも報告され、その内容は学内で共有されている。

①－3：大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

「全学自己点検・評価結果報告書」には、各組織が指摘した問題点が報告されている。教学運営会議では、これまで、問題点の内容によって対応組織となる事務部署を定め、その事務部署に対し、改善取組計画と進捗状況の確認を行っていた。しかし、この運用では問題点を指摘した組織と対応組織が異な

ることによって不整合が生じ、実質的な改善が困難という課題があった。そのため、教学運営会議におけるこの運用を見直し、2024年度からは、同報告書に掲載された問題点を指摘した組織に対し、直接「教学運営会議からの改善支援コメント」を提示した。コメントを提示された組織は、その内容を踏まえ、別途、教学運営会議から作成依頼される次年度計画に問題点の改善への取り組みを反映するよう指示されており、これにより自己点検・評価で明らかとなった問題点について、直接的に改善に取り組める運用となった。

①-4：学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

自己点検・評価の客観性を高めるため、全学自己点検・評価委員会のもとに設置された「個別機関自己点検・評価作業部会」が作成したチェックシートは、「部門別自己点検・評価運営委員会」によるピアレビューを行い、他組織による客観的な視点を取り入れている。加えて、2016年度からは、「駒澤大学自己点検・評価に関する外部評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価に関する外部評価委員会」を開催し、検証・評価における客観性・妥当性の確保に努めている。さらに、自己点検・評価の過程では、在学生を対象とした「学修効果測定アセスメントテスト（GPS-Academic）」や「卒業時調査アンケート」の結果も活用し、学生の視点から教育活動がどのように評価されているかを確認している。これらの多様なデータと外部の視点を統合することで、評価の客観性と妥当性を確保している。

①-5：行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

認証評価機関からの指摘への対応として、2020年度に大学基準協会による大学評価を受審し、基準2「内部質保証」、基準4「教育課程・学習成果」、基準5「学生の受け入れ（編入学定員の未充足、大学院の収容定員未充足）」に関して、合計4点の「改善課題」の指摘を受けた。これらの指摘事項4点に対する取り組みは以下のとおりである。

1) 基準2「内部質保証」

改善課題では、内部質保証の方針に基づき、各学部・研究科等が点検・評価の結果を着実に改善・向上させるため、教学運営会議による各組織に対する改善支援と組織間の緊密な連携を図ることが求められた。これを受け、2021年度に、教学運営会議は、理事会で承認された中期事業計画と連動する中期計画の策定を各組織に依頼した。教学運営会議は、この中期計画の遂行に際し、「内部質保証の方針」に基づき、毎年度の計画の作成・検証を実施している。これにより、教学運営会議と各組織が緊密に連携し、点検・評価結果に基づく支援、改善、向上を着実にを行うサイクルを構築している。

2) 基準4「教育課程・学習成果」

教職課程などの科目について、単位の実質化を図る措置が不十分と指摘された。この改善を図るため、学長から教務部長に対し、「①教職課程などの資格講座の科目を含む年間履修単位数が上限を超過する学生の割合（人数）を、学科（専攻）ごとに各学年の50%以下とする運用ルールの方針」 「②学習時間の保証及び単位実質化を目的とした学習支援策（シラバスへの記載）」の2点について諮問が行われた。これを受け、「教職課程運営委員会」は、「教職入門」及び「博物館概論」を全学共通科目の教養教育科目として履修制限単位数に含めることや、教職課程・資格講座オリエンテーションの実施検討などの方針をまとめた答申書が提出された。以上の流れを経て、「教職入門」及び「博物館概論」の教養教育科目化については、全学共通科目教育運営委員会、全学教授会及び理事会の審議

を経て、2024年4月から履修制限単位数に含める「学則」の改正が承認された。この改正により、1年次生の履修制限単位数超過の問題は2025年度以降ほぼ解決する見込みとなる。しかし、2年次生の問題については依然として未解決のままであり、引き続き検討が求められる。

3) 基準5「学生の受け入れ」

改善課題として、(1) 編入学定員の未充足と、(2) 大学院の収容定員未充足が指摘された。

(1) 編入学定員の未充足については、中期事業計画に基づき、検討が行われ、2022年6月の理事会で全学部の編入学定員の削減が承認され、「学則」が改正された。

(2) 大学院の収容定員未充足については、中期事業計画に基づき、各研究科で改善検討が進められており、2023年度からは大学院各研究科委員長が教学運営会議の構成員に加えられた。

これらの改善課題への取り組み状況をまとめた改善報告書案を、全学自己点検・評価委員会で審議し、「改善報告書」として2024年7月に大学基準協会へ提出した。その後、2025年3月に大学基準協会から「改善報告書検討結果」を受領した。その結果では、基準2「内部質保証」及び基準5「学生の受け入れ」における編入学定員の未充足については改善が認められている。一方、基準4「教育課程・学習成果」における教職課程などの単位の実質化の問題や、基準5「学生の受け入れ」における大学院の収容定員未充足の問題については、引き続き改善が求められている。さらに、前回の大学評価時に指摘されていた事項についても、今回の改善報告書提出時に提言に相当する問題が生じているとの指摘を受けており、引き続き改善を進めていく必要がある。

以上のように、教育の充実と学習成果の向上を図るため、内部質保証システムが有効に機能するよう整備しており、点検・評価結果に基づく改善を着実にやっている。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

②-1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

大学全体の教育研究活動は、「学校教育法施行規則」第172条の2に示された情報を踏まえ、大学Webサイトにおいて公表している。法令で定められた情報のほか、日々の教育研究活動などを、大学Webサイトのトップページに「ニュース」として継続的に発信している。常に新鮮な情報をタイムリーに発信し、アクセスの多いトップページに掲載することで、より多くのステークホルダーに対し、本学の活動に関する説明責任を効果的に果たしている。公表されている主な情報カテゴリーは、各種方針、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、教育・研究業績、自己点検・評価結果、財務情報などである。さらに、日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート（私学版）」は、学長室が担当し、全学的に確認を行いながら定期的な情報更新が行われている。

②-2：教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報として、修得単位数、進級・卒業率など基礎的な指標の経年推移を動的グラフで可視化した「ファクトブック」を用いて、学生の学習状況を定量的に説明している。また、大学の授業改革のための組織的な取り組みである「ファカルティ・ディベロップメント」

(以下：「FD」という。)の活動の一環で実施する「学生による授業アンケート」の結果などを「FD活動報告書」にまとめ、教育の実態を学生の視点からも示している。これらの情報も大学Webサイトで公開されている。

以上のように、学内の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

③-1：内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、内部質保証システムの有効性と適切性を継続的に検証するため、「全学自己点検・評価結果報告書」に「内部質保証」の項目を設け、原則として毎年度点検・評価を行っている。この点検・評価プロセスは、全学自己点検・評価委員会が中心となり、大学基準協会の定める「大学基準」や「点検・評価項目」に基づき、「自己点検・評価チェックシート」と客観的な根拠資料を用いて詳細な分析を行っている。評価結果は、全学自己点検・評価委員会から、学長が議長を務める教学運営会議へと報告され、全学的な視点から改善点が議論されている。また、評価プロセスの効率性と透明性を高めるため、根拠資料は大学専用のオンラインストレージ(Googleドライブ)に保存し、経年的なデータ蓄積と教職員間での円滑な情報共有を実現している。これにより、迅速な課題特定と、組織を横断した連携による改善活動が可能となっている。

自己点検・評価の結果を活用した内部質保証に関わる事項の改善・向上のための取り組みでは、組織体制の改善として、「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」に基づき、2021年4月に学術研究推進部を新設し、併せて「社会連携センター」を設置した。また、定員管理については、2020年度の大学評価で指摘された編入学定員の未充足に対し、2023年4月より全学部の編入学定員をすべて入学定員に振り替える「学則」の改正を実施した。そして、内部質保証システムの運用を改善するため、全学自己点検・評価で明らかになった問題点への対応について、実質的な改善が困難であった運用を改め、2024年度より「教学運営会議からの改善支援コメント」用いることで、必要な改善が直接的に行えるよう支援が図られている。

以上のように、点検・評価結果をもとに内部質保証システムの有効性及び適切性の改善・向上に向けた取り組みを組織的に行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

大学基準3 教育研究組織

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

①-1：大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

駒澤大学の教育研究組織は、7学部17学科、9研究科15専攻（法曹養成研究科1専攻を含む）、及び教養教育を担う総合教育研究部によって構成されている。学部は、仏教学部、文学部、経済学部、法学部、経営学部、医療健康科学部、及びグローバル・メディア・スタディーズ学部（以下「GMS学部」という。）からなり、特色ある教育研究活動を展開し、社会的要請の高い専門分野の人材育成に注力している。なお、総合教育研究部は、部の掲げる理念・目的に沿った教養教育を担う6部門（文化学、自然科学、日本文化、スポーツ・健康科学、外国語第一、外国語第二）と、教員養成を担う1部門（教職課程）の多様な構成により、実学を含む現代の教養一般を網羅し、主に全学共通科目の教育を担当している。

大学院は、仏教学研究科、人文科学研究科、経済学研究科、商学研究科、法学研究科、経営学研究科、医療健康科学研究科、グローバル・メディア研究科（以下「GM研究科」という。）を設置し、学部を基礎とした高度な専門教育に対応できる体制を整えている。また、専門職大学院として法科大学院も設置している。専門的な研究能力の開発・促進及びその社会的実践・応用を通して、文化の進展と人類の福祉に寄与する人材を養成することを目的として、2020年度に「人文科学研究科仏教学専攻」を組織改編し、「仏教学研究科仏教学専攻」を新設した。これらの学部・研究科の「学則」には、「仏教」の教えと「禅」の精神に基づき、教育・研究を行うという建学の理念を踏まえた教育研究上の目的が明記され、大学の理念・目的との適合性を持たせている。

このほか、特定の研究領域に特化して長期的な研究を推進する機関として、附置研究所を置き、現在は、禅研究所、仏教経済研究所、仏教文学研究所、応用地理研究所、経理研究所、ジャーナリズム・政策研究所、法学研究所、司法研究所、及び医療健康科学研究所の9つの研究所を設置している。研究所は、高度で専門的な研究を行い、学部・大学院での教育研究を支援しているほか、法科大学院入学試験、司法書士試験、税理士、公認会計士2次試験などの受験を目指す学生への支援体制も整備し、社会の要請に応える姿勢を明確にしている。また、外部所員、研究員の制度を設け、専任教員以外に外部の人材や学生を登用できる点に特徴がある。また、さらに、学外研究の協力・推進のために、経済学部現代応用経済学科には「経済学部現代応用経済学科ラボラトリ」、GMS学部には「グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ」も設置されている。

本学は、「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」などにおいて、社会の持続的発展に貢献するため、教育・研究の成果を社会に提供し、地域社会の課題解決に協力することを使命としており、研究活動の推進及び社会連携・社会貢献活動を適切な展開を目的とし、2021年4月に学術研究推進部を新設し、併せて「社会連携センター」を設置した。また、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて2022年4月に「駒澤大学SDGs実行宣言」を策定し、社会連携センターでは2021年度より、「駒澤大学SDGs活動報告書」を毎年度発行している。この報告書には、SDGs17の目標別に、本学の教育研究活や、社会連携・社会貢献などの取り組みが掲載され、具体的な活動事例が把握できるようにまとめられている。また、2022年度より学生を対象としたSDGsに関する意識調査を開始し、その分析結果を

もとに啓発活動の計画策定を行っている。この調査結果は、「駒澤大学SDGs学生対象意識調査結果報告書」としてまとめている。このほか、本学はダイバーシティ推進体制の整備を進めている。2021年4月に、教学運営会議のもとに、ダイバーシティ推進担当の学長補佐を座長とする「ダイバーシティ推進ワーキンググループ」を設置した。同ワーキンググループでの検討を経て、2022年1月に「駒澤大学ダイバーシティ推進に関する基本方針」を策定した。この基本方針の実現を目指し、2024年度に学長室に「ダイバーシティ推進室」が開設された。ダイバーシティ推進活動として、4月の新入生オリエンテーションで、ダイバーシティ推進に関するリーフレットを配布し、また、聴覚障がい学生が在籍する学部を中心に合理的配慮をテーマとした「ダイバーシティ研修会」を実施した。このほか「ダイバーシティ啓発ポスターコンテスト」を実施し、優秀賞受賞作品を学内に掲示するなど、教職員及び学生に対し広く啓発活動を行った。このような本学の社会的要請へ対応については大学Webサイトに公表している。

本学の特色ある教育研究組織の例として、医療健康科学部は、従来の診療放射線技師の教育研究領域を維持・発展させ、時代のニーズ（がん治療、画像読影、画像処理、情報通信など）に沿った新たな教育研究領域を開拓するという重要な課題を実現させる組織構成となっている。また、国内外の研究者との関係性を強化するために2017年に本学の附置研究所として設立した「医療健康科学研究所」では、開かれた研究活動を推進するため「客員研究員制度」を設け、病院関係者、企業、大学などから上席客員研究員及び客員研究員を招き、活動を活性化させている。このほか、卒業生を中心とする「駒澤大学放射線ネットワーク」と連携し、研究活動の幅を広げている。2024年度には、企業や日本医学物理士会と共催でワークショップや講習会を開催した。

以上のように、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織を適切に設置している。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

②-1：教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究組織に関わる事項は、法人、大学全体及び各学部等・研究科で検討が行われている。法人政策検討委員会及びその作業部会である事業計画策定部会において、「法科大学院の改善」について継続的に確認・検討が行われ、その結果、慢性的な入学定員未充足や、司法試験合格率の低迷などの理由により、2023年度以降の法科大学院における学生募集停止が提案され、理事会で承認された。

各学部・研究科での自己点検・評価は、「学部教授会規程」「総合教育研究部教授会規程」「大学院研究科委員会規程」などにに基づき、各学部等教授会及び大学院研究科委員会などにおいて定期的に検討されている。附置研究所もそれぞれが定める規程に基づき、運営委員会を置き、運営に関する事項を審議している。

②-2：点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

自己点検・評価の結果を活用した教育研究組織に関わる事項の改善・向上のための各学部の取り組みとして、仏教学部では、年度当初に学部教員へのカリキュラムに関するアンケートを実施し、次年度以降のカリキュラム改善に向けた意見を聴取している。仏教学部教授会では、学部内に置く「カリキュラ

ム委員会」を中心に、教員組織全体の適切な編成に関する点検・審議が常時行われている。経済学部では、教育研究組織の適切性の検証するため、必要に応じて学科ごとに「科目担当者会議」を開催し、経済学部教授会で審議している。2024年度は「経済学科科目担当者会議」において「農業政策」から「農業経済論」への科目名変更が審議され、経済学部教授会にて了承された。医療健康科学部では、全学自己点検・評価委員会での実施に加え、医療健康科学部教授会、「将来構想委員会」「カリキュラム委員会」において適宜検討を行っている。また、文部科学省の指定規則への対応は、「全国診療放射線技師教育施設協議会」と協議を重ね、進めている。総合教育研究部では、総合教育研究部教授会及び総合教育研究部長と各部門主任による「主任連絡会」によって組織運営が適切に行われ、教授会では「教養教育の充実と改善」を審議事項として、継続的に議論している。さらに「総合教育研究部運営マニュアル」を毎年度修正し、適切な組織運営に役立っている。

各研究科でも取り組みが行われている。医療健康科学研究科では、研究科委員会と学部で合同開催する「将来構想委員会」での教員間の反省点の洗い出しに加え、大学院全体のアンケート調査などに基づき、講義内容・方法の改善及び充実化を定期的に行っている。特に「医学物理士養成コース」は、毎年度、「医学物理士認定機構」へ更新申請を行い、点検・評価を受け、その結果に基づき、研究科委員会、学部教授会と連動して組織の適切性に関する検討を重ねている。

附置研究所及びセンターの取り組みは、社会的要請や社会状況の変化に応える形で随時行われている。例えば、2016年の放射線治療人材教育センターの設立や、2017年の医療健康科学研究所の設立、及び2017年の「ジャーナリズム・政策研究所」への名称変更（旧名称：「マス・コミュニケーション研究所」）が挙げられる。

以上のように、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、全学自己点検・評価委員会と教学運営会議が連携して、改善・向上に向けた取り組みを実効的に推進している。

<長所・特色>

- 1) 【教職課程自己点検・評価作業部会】教育職員免許法施行規則が改正され、2022年4月より教職課程の自己点検・評価を行うことが義務化されたが、本学では、すでに全学自己点検・評価の実施体制が整えられており、また、教職課程部門では、2016年度より、2015年度中央教育審議会答申を受けて先行する形で本学教職課程の自己点検・評価の視点を取り入れ、総合教育研究部から独立した形で教職課程部門独自の自己点検・評価に取り組んできたことから、速やかに教職課程の2021年度自己点検・評価を行うことができた。さらに、2023年度より、多様な学問分野の学科・専攻から成り、戦前の大学令によって「駒澤大学」として認定されて以来、長く教員養成に取り組んできた文学部では、教職課程作業部会の構成員を各学科から1人を選出し、文学部作業部会の部長が各学科の作業をとりまとめる形で教職課程自己点検・評価を実施することになり、更なる充実化が図られた。本学における教員養成は大正期の大学昇格運動の趣旨の1つとして掲げられて始まったものであり、学校教育法に基づく全学自己点検・評価と関連付けて教職課程の自己点検・評価を行っているところに、本学独自の特色がある（整理番号②-1）。
- 2) 【医療健康科学研究科】産学連携による放射線治療人材育成センターや医療健康科学研究所を設立した。これにより、通常のカリキュラムを超えた高度で先進的な研究及び研究サポートが可能となった（整理番号①-1）。
- 3) 【医療健康科学研究所】本研究所の教育研究組織には以下の様な特色がある。①学外との連携を強化し、開かれた研究活動を推進するため、客員研究員を設け、病院関係者、企業、大学などより上

席客員研究員および客員研究員を招き、活動を活性化している。②2018年よりスタートした駒澤大学の卒業生を中心とした駒澤大学診療放射線研究会（2024年に「駒澤大学放射線ネットワーク」として再編）と連携して、研究活動の幅を広げている。③2024年度に企業や日本医学物理士会と共催でワークショップや講習会を開催した（整理番号①-1）。

<問題点>

特になし。

大学基準4 教育・学習

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

①-1：学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

学士課程の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」（以下「DP」という。）は、学士課程全体、学部、学科・専攻の3階層で構成されている。学士課程全体のDPでは、教育の理念に基づき、「DP1：建学の理念を实践する力」「DP2：幅広い教養、多様性の理解と尊重」「DP3：情報分析力と問題解決力」「DP4：コミュニケーション能力」「DP5：専門分野の知識・技能の活用力」という身に付けるべき5つの能力の項目を定めている。なお、3つのポリシーは、2025年度以降に入学する新学習指導要領のもとで教育を受けた学生への対応や社会情勢の変化に応じるために見直しを行い、2024年度に新たなDPを公表した。

修士課程及び博士後期課程についても、修士課程全体、博士後期課程全体のDPを定めている。これらの方針に基づき、研究科・専攻・課程ごとにDPを適切に策定している。法科大学院も、修得すべき知識、技能、態度などの学習成果を適切に明記したDPを定めている。

各課程全体のDPは、教学運営会議や「大学院委員会」で策定され、それに基づき、各学部等のDPも見直しが行われている。DPは、大学Webサイト、「大学案内SCOPE」「履修要項」「大学院要覧」などで適切に公表され、当該情報を容易に取得できるように配慮されている。

①-2：上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

学士課程のDPに掲げる5つの能力と、学力の3要素及び学習指導要領に基づく12の学習評価の観点（知識、理解、技能、思考力、判断力、表現力、関心、意欲、態度、主体性、多様性、協働性）との関わりは、マトリクス表で明確に示されている。修士課程及び博士後期課程、法科大学院の教育課程も、DPに掲げる目標と「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」（以下「CP」という。）が緊密に連携し、学位にふさわしい学習成果を保証している。体系的なカリキュラムは深い学識を、実務教育は高度な実践能力を育むと同時に、建学の理念に基づいた教育は豊かな人間性と倫理観を育成する。こうした有機的な設計が、学位の高い水準と信頼性を担保している。なお、CPについても、2025年度以降に入学する新学習指導要領のもとで教育を受けた学生への対応や社会情勢の変化に応じるために見直しを行い、2024年度に新たなCPを公表した。

以上のように、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示している。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

②-1：学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

◆授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講

学士課程のCPも、学士課程全体、学部、学科・専攻の3階層で設定され、各階層は、教育内容、教育方法、評価の3項目で構成されている。学士課程全体のCPでは、全学共通科目や専門教育科目などの教育課程の編成、実施に関する基本的な考え方を説明している。例えば、専門教育科目については、「各学部・学科（専攻）で学ぶ上での基礎・基本となる導入教育科目を初年次に配置し、そこから専門分野の知識を体系的に理解する講義科目、自らの知的好奇心を追求し、これまでに修得した知識を実践する演習科目、修得した知識を実践する実験・実習科目を配置し、卒業年次に学びの集大成として卒業論文（ゼミ論）、卒業研究の作成または資格試験の受験を行う」ことが記されている。学士課程全体の科目群とDPの5つの能力との関係は、マトリクス表で明示され、DPとの整合性が確保されている。各学部のCPでは、各学部のDPを踏まえ、教育内容、教育方法、評価の内容が設定され、さらに各学科のCPは、学部の方針を踏まえて定められている。

各学部等では、CPに基づき、毎年度開講科目を見直し、必要に応じて新たな科目を開設している。2024年度は、文学部心理学科で「生体情報処理」「行動マネジメント」「人工知能Ⅰ・Ⅱ」など、GMS学部で「ヒューマンインタフェース」「聴覚コンテンツデザイン」「視覚コンテンツデザイン」「グローバル・イシューズ」「グローバル・リレーションズ」などを開講した。また、全学共通科目における教養教育科目の人文分野に「東洋倫理（1）・（2）」を、ライフデザイン分野に「教養ゼミ」「教養発展ゼミ」や「日本語リテラシー特講」を、保健体育科目として「スポーツ・ウェルネス論Ⅰ・Ⅱ」を開講した。さらに外国人留学生及び日本語を母語としない帰国生を対象とした日本語・日本事情科目として「日本語特講」を開講するなど、最新の学問や多様な学びに対応する科目を開設している。

修士課程及び博士後期課程では、各課程の全体方針に基づき、各研究科・専攻・課程でCPを定め、教育内容、教育方法、評価を設定している。講義科目、演習科目、実習科目、修士論文又は博士論文及び研究倫理教育の授業科目などと、DPで提示された能力との関わりはマトリクス表で明示され、DPとの整合性が確保されている。例えば、経済学研究科では、基礎から応用さらに実践分野まで広範な授業科目が開設され、教育の体系的編成がなされており、「研究コース」「税制・財務コース」「キャリアアップコース」の3コースを設置している。法科大学院（専門職学位課程）のCPも、DPに定められた知識・能力などを修得するために必要な科目を4つの科目群に分類し、順次性に配慮した段階的・体系的な教育課程の編成が明記されている。

すべてのCPも、大学Webサイト、「大学案内SCOPE」「履修要項」「大学院要覧」などで適切に公表され、当該情報を容易に取得できるように配慮されている。

◆各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化

学位取得にあたり達成すべき能力を育成するために必要な科目群として、2024年度に教学運営会議に

において主要授業科目が決定され、2025年度よりシラバスで公開されることになっている。なお、各科目の到達目標は、シラバスの「授業概要」とともに「到達目標（ねらい）」として明記されている。

修士課程では研究指導教員の指導のもと、コースワークとリサーチワークの両面に取り組んでいる。また、博士後期課程では博士論文の完成を目指し、研究指導教員による研究指導を通じたリサーチワークを中心に取り組んでいる。授業科目の開設及び教育課程の編成は、各研究科の独自性を保持しながら行われている。「大学院要覧」には、各課程の開講科目と修得年次が明記されており、順次性に配慮した体系的な科目配置を確認できる。修士課程では講義科目を重視し、演習科目で修士論文を完成させるというカリキュラムが組まれており、博士後期課程では演習・研究指導科目に重点が置かれており、高度な博士論文の完成を目指している。法科大学院では、D P、C P及び法科大学院設置基準を踏まえ、「法律基本科目」「法律実務基礎科目」「基礎法学科目及び隣接科目」「展開・先端科目」の4つの授業科目区分ごとに必修科目、選択必修科目を設定し、体系的に科目を配置している。

◆学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化

教育課程の順次性については、2019年度より「履修系統図」を作成し、学生が履修登録の参考にできるよう大学Webサイトや学生ポータルサイト「KONECO」に公開している。

全学共通科目は、宗教教育科目、教養教育科目、外国語科目及び保健体育科目で構成されており、主に総合教育研究部の教員が担っている。これは各学部・学科の専門教育科目の導入科目や基礎科目として機能するほか、学生の興味・関心や学習の多様な発展に応じ、各年次で履修が可能となるように配置されている。教養教育科目のライフデザイン分野では、全学年が履修可能な科目と、履修可能年次を指定する科目を併設することで、学習の順次性に配慮した体系的な授業科目配置を行っている。英語教育は、必修科目、選択必修科目及び選択科目を習熟度別に4つのレベルで編成することで体系性に配慮しており、学生が各レベルの選択科目を順次性をもって学習することを可能としている。外国語教育（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・ロシア語・朝鮮語）においても、1年次生向けの初学者のための授業と、2年次生向けの応用・発展の授業を配置している。

全学共通科目の中で、体系性をもった履修により学生の知的関心を啓発し、深化、涵養することを目的として、3種のプログラム・コースを設けている。

●駒澤教養パスポート (Komazawa Liberal Arts Program)

2024年度より開始された文理融合プログラム。「建学の理念科目」「複数言語教育・外国語教育」「数理教育、自然科学教育、情報教育」「多文化理解教育」「日本語リテラシー教育」「教養ゼミ」で構成される科目群から、所定の科目の単位を修得することで、「修了証」と「オープンバッジ」を発行する。

●データサイエンス・AI教育プログラム

内閣府・文部科学省・経済産業省の奨励する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」のリテラシーレベルに対応し、データやAI (Artificial Intelligence: 人工知能) の特性把握や、多角的な知識をベースにした活用能力を身に付けることを目指すプログラム。所定の科目の単位を修得することで、「修了証」と「オープンバッジ」を発行する。

●教養特別履修

8つの科目区分（日本文化、自然科学、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語）のコース制を設け、所定の要件を満たすことで、「コース修了証」を発行する。

いずれのプログラム・コースも、「修了証」などを発行することで、修得能力や知識を可視化・証明し、学生にとって学びの成果をアピールすることが可能となっている。これらの運営は、教学運営会議のもとにある「データサイエンス・AI教育プログラム運営委員会」や「全学共通科目教育運営分科会」で審議されている。

経営学部における専門教育科目の体系的な学びの例として、経営学科では、1年次に経営学・経済学・会計学分野の基礎科目を必修とし、市場戦略学科では、これにマーケティング・情報処理分野の基礎科目を加えた科目を必修としている。また、「2年次から履修可能な科目」と「3年次以降に履修可能な科目」と区別することで順次性に配慮している。経営学科では2年次に主に専任教員が担当する科目を選択必修科目として配置し、基幹科目と応用科目との位置づけを明確にしている。市場戦略学科では2年次に基本科目を選択必修科目とし、3年次以降の応用科目につながる積み上げ型の体系としている。また、両学科ともに、2年次以降に、少人数の演習科目を設置し、特定の領域に対する、より高度な教育を実施している。

GMS学部では、学際学部として、多様な学びの可能性と系統だった知識の修得の両立を図るべく教育課程の編成を行っている。学際の強みを発揮するため、初年次に共通の基礎科目を履修した上で早期にコアとなる分野を見つけ、適切な科目を履修していくことを目的として、2024年度より「データサイエンス・AIコース」「グローバルビジネスコース」「デジタルコンテンツコース」「グローバルポリシーコース」の4コースと「ACE English Program」というプログラムを導入した。学習の順次性を明確に示すことで、学生が、自らの目標に応じて系統だった4年間の学修計画を立てることを可能としている。

初年次教育として、高校から大学の学びの転換を図り、自立的で自主的な学習態度を身に付けることを目的に、全学共通科目で1年次に全員が履修する科目として「新入生セミナー」を開講している。これは、5スキルズ（図書館・データベースの使い方、ノートの取り方、レジュメの作り方、レポートの書き方、プレゼンテーション）の教育と、自校教育や研究・学修倫理教育を実施し、学士課程全体のDPのうち「DP4：コミュニケーション能力」の養成と結び付けている。このほか、文学部では専門教育科目の1年次必修科目を担当制とするなど、各学科で工夫を講じている。医療健康科学部では、基礎的な方法を身に付けるため、「基礎数学」「基礎物理学」「基礎化学」「情報処理技術」などの基礎科目や、診療放射線技師として必要な知識やスキルを身に付けるため、少人数・ゼミ形式で行われる「科学基礎論」を開講している。

学生の社会的及び職業的な自立を図るために、各学部等でキャリア教育を展開している。仏教学部では僧侶の修行に必要な法式を体得するために、「曹洞宗施檀林講座支援会」による寄付講座として「法式実習」を開講している。文学部では、英米文学科で「キャリア・プランニング」を、社会学科社会福祉学専攻で「キャリア発達演習」を、心理学科で「キャリア教育入門」を開講している。文学部歴史学科考古学専攻では「発掘実践実習」の授業の一環として、2022年度に「埋蔵文化財の調査・研究推進と人材育成に関する包括協定」を締結した株式会社パレオ・ラボでのインターンシップを実施している。そして学問分野と極めて近い専門的な資格（地理学科では「測量士補」「GIS学術士」「地域調査士」、歴史学科では「アーキビスト」「埋蔵文化財保護技師」、社会学科では「社会調査士」「児童相談員」「児童福祉司」、心理学科では「児童相談員」「児童福祉司」「公認心理師」）の取得に関する科目を開講している。経済学部では、「キャリア・デザインa・b」「ビジネス・インターンシップa・b」や、不動産業、不動産関連業に携わっている駒澤大学出身者で構成される「駒澤不動産紫門会」の協力講座として運営している「特殊講義I」を開講している。また、公認会計士や税理士の資格取得を目指す学生のサポートとして「会計プロフェッショナルクラス」、IT人材養成を目指す「IT

プロフェッショナルクラス」を設けている。法学部の法律学科では「実務演習Ⅰ～Ⅲ」、政治学科では「実務者講座」を開講している。経営学部では、「キャリアとモチベーション」や、実業界で活躍する方々をゲストとして招く「現代マネジメントⅠ」を開講するほか、資格取得につながる指導を実施している。医療健康科学部では「医療宗教学」「医療経済学」「臨床医療人間学Ⅰ・Ⅱ」を配置し、幅広い視野をもった医療人を育成している。GMS学部では、「GMSキャリア講座Ⅰ～Ⅴ」を開講し、社会の最先端で働く実務家を特別講師に迎え、実社会などの動向、社会人としての心構えを教育している。総合教育研究部では、日本文化部門が全学共通科目のライフデザイン分野において「キャリアデザイン（１）～（３）」を担当し、ビジネス実務の現場で活躍する人材を非常勤講師として採用し実践的な教育を行っている。

修士課程及び博士後期課程においても学習の順次性に配慮した授業が行われている。仏教学研究科では、修士論文作成の基盤となるテキストの読解、調査研究方法の指導を行っている。仏教学部以外の出身学生については、十分な相談の上で指導教授を定め、必要に応じ仏教学部の専門教育科目を受講させ、仏教学の基礎を養うことも行っている。商学研究科では、修士課程１年次に研究テーマに合わせた講義を履修するコースワーク、２年次に主指導教員の演習を中心としたリサーチワークを行っている。博士後期課程では、年次にかかわらずコースワークとリサーチワークを行う教育を標準としている。

◆学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定

授業科目の単位は、「大学設置基準」に基づき、１単位につき４５時間、つまり２単位科目では９０時間、４単位科目では１８０時間の学修を必要とする内容で構成されている。「講義科目」「演習科目」では、１単位（４５時間）のうち授業１５回（１５～３０時間相当）に自習（１５～３０時間）を設定し、「実験・実習・実技科目」は、１単位（４５時間）のうち授業１５回（３０時間相当）に自習（０～１５時間）を設定している。なお、全学教授会において毎年、次年度の年間行事予定を審議し、学習成果を修得させるために適切な授業期間（半期１５週、通年３０週）と実施回数設定を行っている。

以上のように、学習成果の達成につながるよう、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

③－１：授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

授業は、ＣＰに定める「教育内容」「教育方法」に則って行われている。授業形態、授業方法は、各学部等の教育目的及び科目の特性に応じ、LMS（WebClass）を授業内外で活用し、PBL（Project Based Learning：課題解決型学習）としての反転授業や、アクティブラーニングに努めている。また、Callシステムや専門性の高いソフトウェアの使用などPCを用いた授業も実施している。期待される効果の検証については、FD活動の一環として、履修者１０人以上の科目を対象とした年２回の「学生による授業アンケート」を実施し、学習の進捗と理解度を把握している。このアンケート結果は学部・学科ごとに集計の上、全学教授会や教学運営会議のもとにある「FD委員会」において報告されており、「FD News Letter」として大学Webサイトで公開されている。大学院では少人数教育体制のため、授業内で学習の進捗と理解度の確認を随時行うほか、授業の進行具合や難易度を「大学院研究教育に関する院生アンケ

ート調査」で確認し、その結果を「大学院FD分科会」で報告している。

各学部等において特色ある授業形態や授業方法が実施されている。文学部では、1年次から少人数での実習、実験あるいは演習（ゼミ）形式の必修科目により、教員と学生や学生同士の円滑なコミュニケーションを実現している。加えて、地理学科や歴史学科では2年次以降にもフィールドワークに関する科目を配置し、グループ活動などの仕組みを積極的に導入している。学外実習や他機関との共同による教育も展開されており、文学部歴史学科考古学専攻では2024年5・6月に、専門教育科目「考古学発掘実習」の校外実習として世田谷区所在の奥沢城跡の測量調査を実施した。経営学部では、研究者が参加する学会のような雰囲気や学生に体験させることを目的に「合同研究発表会」を開催している。GMS学部でも、ゼミ活動や日頃の取り組みを発表し、相互に評価し合う「GMSフォーラム」を開催している。

また、各学部等の授業において外部講師を招き講演を実施するなど、学生の興味・関心を高める取り組みが行われている。2024年度の一例として、経済学部の「中小企業論」「中小企業政策論」、経営学部の「企業と社会」「経営労務論」「会計学B」「ベンチャー企業論A・B」「消費者行動論」「現代マネジメントI」、GMS学部の「情報メディア開発論」「映像コンテンツデザイン」などでは、行政職員や企業役員、デザイナーなど多方面で活躍する実務家の講師が登壇し、授業内容に合わせた講演を行っている。

③-2：ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

ICTを利用した遠隔授業については、「オンライン授業の実施に関するガイドライン」を設け、その実施にあたっては「科目の性質から対面科目に相当する教育効果を有すると学部等および全学共通科目教育運営分科会が認める場合に限る」と定めており、また、「学生の意見交換の機会を確保すること」などの留意事項も定め、年度初頭に担当教員に周知している。2024年度より、多くの学生に受講機会を提供するため、データサイエンス・AI教育プログラムの必須科目「データサイエンス・AI入門」を完全オンデマンド授業で開講した。この科目は基礎知識の習得を目的としており、上述のガイドラインに沿って学生が教員に質問できる環境をLMS（WebClass）上に用意し、適切に運営している。また、オンデマンド化により時間と場所を選ばず受講可能とし、モチベーションが持続するよう実習などを取り入れるといった工夫によって、期待された効果が得られている。なお、禅文化歴史博物館の公式YouTubeチャンネル「禅博チャンネル」では、展示解説やセミナーなど、数多くの動画を配信しており、初年次科目「新入生セミナー」の自校教育の教材及び自主学習ツールとして活用されるほか、本学学生以外にも、広く一般に無償公開している。

③-3：授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

◆学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応

学士課程では、全学部の学生を対象とした英語能力測定テスト「CASEC」を導入している。入学時にインターネット上で受検し、1年次の外国語科目で英語を選択した学生に対しては、テストスコアに応じた英語科目のクラス編成を行っている。また、1年次と2年次の終了時にも受検させ、英語能力の伸長を測定している。分析したテスト結果は全学共通科目教育運営分科会で報告され、教育内容・教育方法などの改善に活用されている。

◆単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置

単位の实質化を図るための措置として、1年間に履修登録できる単位数の上限（年間履修制限単位数）については、2013年度に受審した大学評価における改善課題の指摘を踏まえ、各学部・学科で50単位未満となるよう概ね適切に設定がなされている。ただし、医療健康科学部では上限が56単位に設定されており、また履修制限単位に含まれない科目も設けられているが、これは「診療放射線技師学校養成所指定規則」に則り、適切に教育課程が実施されているためであり、学生が過重な履修をする状況とはなっていない。2024年度より「GPA (Grade Point Average) 値」の高い学生に対しては、年間履修制限単位数に一定の単位を加算している。学習時間の確保については、シラバスに準備学習時間を記載し、学生に意識させている。学生の1週間の自習時間は、学習効果測定アセスメントテスト「GPS-Academic」や「学生による授業アンケート」で把握に努めている。

2013年の大学評価の際に、単位の实質化の観点から、卒業必要単位数に含まれない教職課程科目、資格講座科目の単位も含め、年間履修制限単位数を50単位未満とすることについての改善指摘を受けている。この指摘を受け、教職課程科目「教職入門」、博物館学講座科目「博物館概論」の2科目は、2024年度より教養教育科目へと分野変更し、履修制限単位数及び卒業必要単位数に含めるカリキュラム改正を実施した。これにより、1年次生については上限を超えて単位を履修する学生がゼロとなった。このほか、教職課程の単位の实質化を図るため、新入生オリエンテーション時に、1年次に履修可能な「教育職員免許法施行規則第66条の6に定められている科目」を説明したり、教職課程・資格講座登録ガイドランスにおいて、「教育実習派遣基準（3年次終了までに修得が必要な科目単位数）」に照らして、教育の基礎的理解に関する科目の履修開始年次を指導したりしている。また、3年次前期の履修登録期間には、教育実習派遣基準に則った履修がされているか、教務部課程講座係が教職課程登録学生全員の履修登録を確認し、指導を行っている。

このような、大学評価において提言として付された「改善課題」に対して、2024年7月に本学がこれまで取り組んだ改善内容をとりまとめた「改善報告書」を大学基準協会へ提出した。そして2025年3月に大学基準協会より「改善報告書検討結果」を受領した。検討結果では「提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる」との評価で「再度報告を求める事項なし」との結論であった。しかし、「改善課題に関し、単位の实質化の問題、学生の受け入れにおける定員管理の問題について、今後もさらなる改善に努めることが求められる」との指摘を受けているため、次回の認証評価に向けた改善が必要であり、教学運営会議を通じて全学的な取り組みを進める。

◆シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための取り組みとして、シラバスの活用を重視している。シラバスの作成については、「シラバス作成ガイド」が各教員に配付され、「授業概要」「到達目標（ねらい）」「授業スケジュール（各回の準備学習の内容・時間の記載含む）」「成績評価の方法」「学生による授業アンケート結果等による授業内容・方法の改善について」「実務経験がある教員による授業科目」「アクティブラーニング型の授業科目」などの各項目について、作成指針とともに字数の目安が示され、統一的な記述になるように周知している。このほか、学生が主体的に特定の地域に関わる科目やSDGsに関連する科目の担当教員には、具体的な地域名や、関連するSDGsの17の目標などの記載を促すなど、学生の興味・関心を高める工夫を講じている。各教員が作成したシラバスは、各学部等の学科主任、専攻主任及び部門主任により記載内容のチェックが行われ、教員間で差異が生じないように配慮されている。FD活動の「学生による授業アンケート」には「この授業はシラバスの内容に沿って

行われていますか」という質問を設け、学生の視点からも授業内容とシラバスとの整合性をチェックしている。さらに、そのアンケート結果に基づく改善内容を次年度のシラバスに反映させることで、シラバスが学生の学びの指針として活用されるようにブラッシュアップさせる仕組みが確立されている。

◆授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置

履修指導については、全学部等で、教員が研究室などで学生の質問や相談に応じる時間として「オフィスアワー」を実施し、学生からの履修・就学などに関する相談に応じる体制を整備している。また、「駒澤大学進級規程」及び「駒澤大学医療健康科学部進級規程」を定め、一定の基準に満たない学生については、保証人宛での成績表にメッセージを記載し、学生本人だけでなく保証人にも状況を周知するとともに、当該学生に対しては、教員による修学指導面談を実施している。新入生に対しては、必修科目などの出席状況を確認し、不調な新入生を対象に、出席を促す通知の発送や教務部職員との面談を実施している。この取り組み状況は成績不振を防ぐ措置として教学運営会議のもとにある教務委員会で報告されている。各学部の取り組みとして、仏教学部では、専任教員が1年次から4年次までクラス及び演習を担当する学年担任制を設け、きめ細やかに指導している。さらに、学修意欲の向上を目的として、全学の基準よりも厳しい基準に基づき、成績不振学生を指導する「修学相談会」を年度初めに実施している。これらは、学部内の学生係の専任教員が対応している。

学習の進捗などの状況や学生の学習の理解度・達成度については、各科目において授業科目担当者がLMS（WebClass）を用いて小テスト・小レポートなどを課すことにより把握している。また、LMS（WebClass）のコメント機能や連絡機能を活用し、適切なフィードバックを行っている。授業内外のコミュニケーションの方法とその効果については、FD活動の一環として年2回開催される「FD研修会」で本学教員などによる事例紹介や、授業改善のための教員相互の研鑽と、そのヒントを得ることを目的とした「公開授業」において、教職員間で広く共有されている。

以上のように、課程修了時に求められる学習成果を達成するため、適切な授業の形態や方法を講じ、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っている。しかしながら、単位の実質化に向けてさらなる改善が必要である。

④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

④－1：成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

各学部等の授業科目における成績評価は、シラバスに評価の方法を明記した上で、「GPA制度の成績評価基準ガイドライン」に即して実施されている。GPAの算定方法は「履修要項」及び大学Webサイトで公表されている。少人数科目などの授業を除き、授業における「S評価」と「A評価」の割合の目安が定められ、ガイドラインに沿った成績評価ができていないか確認できるようにしている。なお、成績評価及び単位認定については、「学部教授会規程」で「学生の入学及び卒業」「学生の学業成績の認定に関する事項」を審議事項として規定しており、各学部教授会において審議を行うことで客観性及び厳格性を担保している。

④－2：成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

成績評価の公正性、公平性を担保する措置として、成績に関する調査の機会を設けている。これは一定期間、学生ポータルサイト「KONECO」からのWeb申請を受け付けるもので、「履修要項」に明記して周知している。

④－3：既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

既修得単位の認定については、「学則」及び「既修得単位認定基準」に基づき、学部・学科を問わず60単位までと定めている。提出された申請書、成績証明書、シラバス及び外部試験などの証明書をもとに、教務部による精査を経て、各学部教授会にて審議し、適切に認定している。

④－4：学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

学位授与の手続及び体制については、「学則」に明示しており、学位の授与に必要となる卒業要件は各学部で適切に定めて「履修要項」及び大学Webサイトで公表している。

④－5：学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

学位授与については、「学部教授会規程」で「学位の授与」を審議事項として規定しており、各学部教授会において、DPに即して審議し、適切に学位を授与している。

修士課程及び博士後期課程においても、「大学院要覧」に各科目の成績評価の方法を明示し、成績調査の仕組みも導入されている。さらに、法科大学院では、授業での発言、レポート及び定期試験の配分を踏まえた総合評価を成績としている。既修得単位などについては、それぞれの「学則」に基づき、適切に定め、認定している。また、大学院の学位論文審査基準は「駒澤大学学位規程」に定め、「大学院要覧」に明示している。論文審査に際しては「審査委員会」が設置され、主査1人・副査2人以上により審査される。博士の学位授与については、各研究科委員会による報告・審議を経て、大学院委員会で審議され、学長が学位を授与している。大学院の研究指導計画と方法については、「大学院要覧」への掲載や、大学院オリエンテーションでの説明がなされている。

以上のように、成績評価、単位認定及び学位授与は、概ね適切に行われている。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

⑤－1：学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

学士課程では、DPに定める学修成果を検証するため、教学運営会議で「駒澤大学アセスメント・ポリシー」を策定し、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（個別の科目）について学習成果の評価・測定を行うことを定めている。このポリシーに基づき、学修成果の把握・評価指標として、入学時、各学年、卒業時の段階別に、入試結果、成績（GPA）、学修効果測定アセスメントテスト（GPS-Academic）、英語能力測定テスト（CASEC、TOEIC®）、卒業時調査アンケートなど複数の指標を設定し、学生の成長を多面的に測定する仕組みを整備している。卒業時調査アンケートはDPに定めた能力の修得度に対する自己評価を求めるものとなっている。

⑤－2：学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

学士課程のアセスメント・ポリシーのうち、機関レベル、教育課程レベルについては、教学運営会議

で必要に応じて見直しが行われている。2024年度は、新たな3つのポリシーが策定されたことに伴い、アセスメント・ポリシーの改正が行われた。また、各学部の特性を反映させた指標も設けており、医療健康科学部では、専門的な職業と関連性が強いことから、外部医療施設で実習を行うための必修科目「臨床医療人間学」の単位取得率（3年次）、診療放射線技師国家試験に相当する模擬試験（4年次）、進級率などを学力判定の指標として設定し、評価を行っている。GMS学部では、外部団体が実施する語学能力試験を定期的に学生に受験させることで、学習成果を測定している。

⑤-3：指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学修効果測定アセスメントテスト（GPS-Academic）は、客観的な評価指標により学生の学修成果を可視化するために、教学運営会議が主導し全学的に実施されている。これは新入生から在生まで幅広く実施され、4年間の経年推移を把握できるようにしている。ただし、この結果の活用率の低さが課題であるため、教学運営会議では分析結果（大学全体、学部・学科別）について毎年度定期的に報告し、各学部・学科での活用を支援している。また、アセスメント・ポリシーに基づく運用をより実質化するため、データのリンク一覧表を作成し、学内グループウェア「Garoon」に掲載することで、自己点検・評価における参考資料としての活用度を高めている。これらの指標から得られた学修成果データは、教学運営会議で定期的に分析され、その結果が報告・共有されている。この分析結果は、各学部・学科の3つのポリシーの検証などに活用され、教育の質の向上に資する取り組みを推進している。このうち就職先アンケートの結果は、社会のニーズと本学の教育の合致度を測る指標として人材育成の質の保証に活用されている。

大学院における学習成果の評価・測定については、「大学院教育の方針」に定める「学習成果の評価・測定のマトリクス表」において、入学生、在生、修了生に関する指標の概要を修士課程・博士後期課程ごとに示している。専門的な職業との関連性があるものについては、各研究科・専攻内で評価を実施している。また、修士課程においては、専攻ごとに修士論文・課題研究を評価するための「ルーブリック」を策定し、具体的な評価項目と評価の視点を大学院担当教員から学生に明示している。なお、ルーブリックについては、2025年度より「大学院要覧」に掲載することとしている。

以上のように、学部・大学院ともに、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価に概ね適切に取り組んでいる。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

⑥-1：教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

「全学自己点検・評価に関する規程」に基づき、教育・研究活動及び管理運営など、本学の諸活動の改善、改革に資する恒常的な自己点検・評価を、原則として毎年度実施すると定め、2013年度より毎年度、全学的な自己点検・評価を実施している。この活動体制として、「全学自己点検・評価委員会」を設置している。教育・研究担当副学長が委員長を務め、委員は全学部等、研究科、附置研究所から選出された教員及び大学事務の各部長等で構成され、客観性・妥当性を高める役割を担っている。自己点検・評価の方法とプロセスについては、全学自己点検・評価委員会のもとに、学部等、大学院、附置研

研究所及び大学事務からなる4つの「部門別自己点検・評価運営委員会」を設けている。さらにその下に「個別機関自己点検・評価作業部会」を設置することで、各組織が教育課程及び教育方法に関する自己点検・評価を詳細に実施し、定期的に現状把握を行っている。各作業部会が作成した「自己点検・評価チェックシート」は学内グループウェア「Garoon」で公開され、改善活動に活用されている。

⑥-2：課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

「駒澤大学アセスメント・ポリシー」では、レベルごとに測定するデータを設定しており、検証内容、使用データ、実施・検証組織についても定めている。このポリシーに基づき、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果、授業内外の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況のほか、新たに測定データに加えた「就職先アンケート」の情報などを活用している。中期事業計画の策定と連動し、2021年度に教学運営会議で各学部等・研究科の中期計画を策定し、さらに毎年、学部等・研究科の単年度の年度計画を策定している。教学運営会議による組織的なアプローチとして、この年度計画について、前年度計画の検証と次年度計画の策定にあたり、学修効果測定アセスメントテスト（GPS-Academic）のデータ分析結果や、アセスメント・ポリシーに基づく各種データを提供し、データを活用した効果検証と計画立案を支援している。多様な情報源から得られたデータを適切に活用することで、教育の質保証と向上につなげている。

⑥-3：外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

自己点検・評価の客観性・妥当性の確保のため、2016年度から、「駒澤大学自己点検・評価に関する外部評価委員会規程」に基づき、外部評価委員による「自己点検・評価に関する外部評価委員会」を開催している。この委員会は、「経済・産業界関係者」「地方自治体関係者」及び「その他学長が認める者」で構成されており、前年度の「全学自己点検・評価結果報告書」を検証・評価し、大学全体に対する改善を提言している。その結果は「外部評価報告書」にまとめられ、全学自己点検・評価委員会、学長及び教学運営会議に報告され、その提言は内部質保証の推進に活用されている。また、学生の意見を取り入れ、学生目線の教育改善を目指すために編成された学生組織「学生FDスタッフ」が活動している。学生FDスタッフは、教職員とともにFDイベントの企画・運営に携わり、2024年度には「Komazawa Public Comment」を実施した。これにより、FDスタッフが直接、学生の声を聞いて課題を把握し、寄せられた意見をもとに関係部署と調整した上で、教室の換気促進や学内印刷機マニュアルの作成などの改善につなげている。これらの取り組みにより、外部の視点や学生の意見を取り入れ、教育環境の改善及び自己点検・評価の有効性、客観性、妥当性を高めている。

修士課程及び博士後期課程では、修了時アンケート、大学院生研究教育に関する院生アンケート、修了判定結果など、学生の意見を含めて学習の成果を測定するための基本的な情報を収集している。各アンケート結果は、「大学院FD分科会」で報告され、各研究科委員会で適宜検討が行われている。法科大学院でも授業アンケートや司法試験の結果など、教育成果を評価するための基本的な情報を収集している。しかし、これらの多様なデータを横断的かつ体系的に分析し、科学的に教育課程の強みや改善点を特定した上で、具体的な改善策の立案・実行につなげるという一貫した検証プロセスの確立には至っていない。収集した情報を教育の質向上に効果的に活用していくことが、今後の重要な課題である。このほか法科大学院では、教育の質を継続的に改善するため、多様なステークホルダーからの意見を聴取する機会を制度化している。外部有識者3人を含む「法曹養成研究科教育課程連携協議会」のほか、

「学生ヒアリング」を年2回実施している。外部の視点や学生の生の声を直接収集することで、教育課程の見直しや学生支援の改善に活用している。

⑥-4：自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

自己点検・評価の結果を活用した教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上のための取り組みとして、2024年度より、教学運営会議における「全学自己点検・評価結果報告書」の報告に際しては、同報告書に掲載された「問題点」を指摘した組織に対し、内部質保証推進組織として「教学運営会議からの改善支援コメント」を提示している。コメントを提示された学部等及び研究科に対しては、その内容を踏まえ、必要に応じて、教学運営会議から作成依頼する年度計画に改善への取り組みを反映するように指示している。

以上のように、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを推進している。

<長所・特色>

- 1) 【文学部】歴史学科では企業や教育機関といった社会で活動する上で共通的に役立つアーカイブズに対する基礎的知識の習得を目指すべく、副コースとして「アーカイブズ基礎講座」を2023年度に新設、着実に学生を集めており、さらなる改善を視野に入れながら運用している。さらに、歴史学科考古学専攻では、株式会社パレオ・ラボとの産学官連携協定「埋蔵文化財の調査・研究推進と人材育成に関する包括協定」（2022年6月締結）に基づき、「発掘実践実習」の授業の一環として、専門性の高い調査・分析を行うインターンシップを実施している（整理番号②-1）。
- 2) 【教職課程自己点検・評価作業部会】教育職員免許法施行規則の改正により「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）」の1単位以上の開設が2022年度から義務化されたことに伴い、2023年度に2年次の「教育方法論（ICT活用を含む）」を新規開講した。また、改正の趣旨に基づき、3年次の「各教科の指導法」では教科毎に情報通信技術（ICT）の効果的な活用方法を修得できるように、4年次の「教職実践演習」ではICTを活用した演習を行うように担当教員に周知した。一方、本学では2022年度より「数理・データサイエンス・AIに対応した科目」が順次開設されており、2024年度以降、教職課程を置くすべての学科等において、1年次に「基礎科目」の「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」分野において「データサイエンス・AI入門」を履修できるようになった。従って、本学教職課程のカリキュラムにおいて、1年次で社会一般の教養を学び、2年次で総論を修得した上で、3年次で教科毎に分化した修得を目指し、4年次で実践による総まとめをするというように、各科目間の役割分担を適切に図って、学生がICTの活用指導力を段階を踏んで体系的に修得できるようになっている。2024年度現在、2年次に「教育方法論（ICT活用を含む）」を履修した3年次生は、教育実習に向けて準備教育を行う「教育実習指導」（3年次後期）においてICTを活用した模擬授業を行うことができるようになっており、適切な学修量により無理なく到達目標の十分な水準に達成していると言える。一方、学科等レベルでも、各学科・専攻の学問領域の特性に応じ、基礎科目や専門科目においてICT関係の授業科目を体系的に履修できるように工夫している。2024年度現在、ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）の機器、備品等が整備された3号館に加えて、8号館の解体・新教場棟の建設が計画されており、本学では教職課程のカリキュラム、所属学科・専攻のカリキュラム、教場という三方面

からICTの活用指導力を身に付けた教員を養成する環境が整いつつある（整理番号①－3）。

- 3) 【法学研究科】修士課程では、指導教員が必要と認めた場合、法学研究科内の他専攻の講義科目、他研究科の講義科目の中から10単位を履修することができるようにしており、専攻の分野にとどまらない教育課程の実施を可能としている（整理番号③－3）。

<問題点>

- 1) 【文学部】2024年4月から「教職入門」と「博物館概論」を教養教育科目として開講されたことに伴い、1年次生の履修単位超過者はいなくなったが、2年次生における履修制限単位超過率はいまだ改善されているとはいえない。しかしながら、その一方で在学中の専門的な資格取得に対する学生のニーズも高まっているため、関係する部局と問題解決に向けて引き続き積極的に検討していく（整理番号③－3）。
- 2) 【法学部】ICTを利用した遠隔形態授業については、こうした形態の授業に係る効果の検証に関して、これら遠隔形態授業の実態把握や検証方法、あるいはそれを含めた全体的な方針について、学部全体で検討する方向で調整する必要がある（整理番号③－2）。
- 3) 【教職課程自己点検・評価作業部会】2024年度は、1年次後期の「教職入門」「博物館概論」が教養教育科目に分野変更され、4月の新入生オリエンテーションにおいて「課程・講座ガイダンス」を実施したことにより、すべての学部において1年次生の年間履修制限単位数の超過者数が0%になった。これは、2021年10月の学長諮問「『教職課程等のあり方見直し』について」以降の取り組みの大きな成果であると言える。しかしながら、2024年7月に大学評価（認証評価）「改善報告書」を大学基準協会へ提出し、2025年1月21日に同協会より「駒澤大学に対する改善報告書検討結果（委員会案）」を受領したが、教養教育科目化や教員主体のオリエンテーションの実施等の施策により改善の成果が概ね表れていることから是正勧告には至らなかった一方、依然として履修制限単位数を超えて履修する学生が相当数あり、単位の実質化を図るその他の措置としては十分とはいえ、指摘対象ではなかった学部も含め引き続き改善を求められる結果となった。本件については、次回の認証評価に向けた改善が必要であり、教学運営会議を通じて全学的な取り組みを進めることになっている（整理番号①－5）。
- 4) 【人文科学研究科】ICTを利用した遠隔授業を提供する際の工夫・効果について検証する方法の構築を検討する必要がある（整理番号③－2）。学生の学習成果について、組織的、かつ客観的に把握・評価するための仕組み、ないし方法の構築を検討する必要がある（整理番号⑤－2、⑤－3）。教学運営会議との適切な連携体制を段階的に構築してゆく必要がある（整理番号⑥－1、⑥－4）。
- 5) 【法学研究科】教育課程編成全体を意識して個々の授業科目の内容及び方法が考えられているわけではなく、また、カリキュラム・マップやモデルカリキュラムの作成には至っていない。これらの点については、体系的・総合的な履修を必要とする法学部教育と専門分野に特化した法学研究科の教育の差異を踏まえ、今後、対策の必要性等について検討されるべきである（整理番号②－1）。授業の実施方法としてのICTを利用した遠隔授業のあり方については、学部の授業を含めた全学の方針に従っている。個別の授業内容面でのICT活用については、全科目に統一的な手法を用いることが困難であることから、ICTの活用方法については各科目担当教員に委ねられており、また研究科としての授業特性および法学研究の一般的特性から見てこの方針は適切であると考えられる。ただし研究科の授業は教員・学生にとって同時に研究活動でもあることから、ICT等の研究への活用に関する情報収集・共有および活用の支援体制の整備は重要課題であり、今後全学での取り組みと併せて

検討していく必要があると思われる（整理番号③－２）。

- 6) 【教務部】大学院におけるオンライン授業については、教育効果を高めることを目的として、受講生と担当教員の状況に応じて個別に実施されているが、大学院全体としての統一した方針は定めていない状況である。大学院でのオンライン授業の実施方針は、研究科や担当教員の専門分野等により、事情が異なることが想定されるため、まずは大学院全体として基本的な方針設定の可否について、検討する（整理番号③－２）。

大学基準5 学生の受け入れ

①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

①－１：学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

①－２：学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

建学の理念に基づき、学士課程全体の「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」（以下「A P」という。）を定め、入学を希望する学生に求める4つの能力を学習歴、学力水準を含めて明示している。これら4つの能力は、D Pで示す身に付けるべき5つの能力と関連付けられ、3つのポリシー間の整合性を持たせている。さらに、各入学者選抜方式において、どの能力を特に重視して選抜するのかを「求める学生像と入学者選抜方法のマトリクス表」に示している。なお、3つのポリシーは2025年度以降に入学する新学習指導要領のもとで教育を受けた学生への対応や社会情勢の変化に応じるために教学運営会議の主導で見直しを行い、2024年度に新たなA Pを公表した。

大学院においても、修士課程、博士後期課程のA Pを定め、それを踏まえ、各研究科・専攻の特徴を反映したA Pを学位課程ごとに適切に定め、「大学院案内」に掲載し、大学院進学相談会においても公表に努めている。また、A Pを策定する際に、D P及びC Pとの整合性がとれているかどうか、受験生にとって理解しやすい形になっているか、といった確認を求める「大学院各研究科・専攻の3つのポリシー策定チェックリスト」を作成するなどの工夫を講じている。

①－３：学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

学部の入学者選抜では、「駒澤大学入学者選抜規程」に基づき、「駒澤大学入学者選抜本部」及び教学運営会議のもとに「入学者選抜委員会」を設置している。入学者選抜本部では、入学者選抜の円滑な実施を図ることを目的とし、緊急かつ重大な案件を審議している。入学者選抜委員会は、学長、副学長、学部長等を中心とした委員会であり、入学者選抜の制度・方針、実施・運営、広報など、入学者選抜全般について審議し、適切に体制を整えている。入学者選抜の可否判定は、各学部教授会の審議を経て、学長が決定している。学部の入学者選抜業務は、入学センターが所管し実施している。

大学院の入学試験では、学長、副学長、大学院各研究科委員長、専攻主任、教務部長で構成される「入試本部」を置いて実施し、可否判定は各研究科委員会の審議を経て、学長が決定している。このほ

か、入学試験を公平・公正に実施するため、各種の要領を作成し、監督者に徹底させている。大学院及び法科大学院の入試業務は、教務部が所管し実施している。

学部の入学者選抜として、一般選抜（全学部統一日程・T方式・S方式）、大学入学共通テスト利用選抜（前期日程・中期日程・後期日程）、自己推薦選抜（総合評価型・特性評価型）、スポーツ推薦選抜、外国人留学生選抜、国際型選抜、社会人特別選抜、フレックスB社会人選抜、フレックスB勤労学生・有職者特別選抜、指定校推薦選抜、全国商業高等学校長協会特別推薦選抜及び附属高等学校推薦入学選抜など、多様な選抜方式を実施している。

大学院においては、年2回（9月・2月）入試を実施し、修士課程及び博士後期課程で、一般入学試験（一般、学内推薦、飛び入学、早期卒業）、社会人特別入学試験、外国人留学生入学試験など、多様な選抜方式を実施している。

①-4：入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

障がいを持つ受験生に対する配慮については、出願前に相談するように「入学者選抜要項」に記載し、受験に際して特別な配慮が必要とされる受験生には、特別措置（試験時間の延長、車椅子の使用、補聴器の使用、特別室の設置など）を実施し、公平な入学者選抜となるように配慮している。

①-5：すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

入学者選抜の情報は、「入学者選抜要項」に掲載するほか、大学Webサイトでも公表している。過年度の各入学者選抜におけるデータ（志願者数、合格者数、合格最低点など）も、大学Webサイト、「入学者選抜ガイドブック」への掲載などを通じて、受験生へ情報提供を行っている。授業料などの学費及び奨学金に関する情報は、大学Webサイト、「大学案内SCOPE」「大学院案内」「入学者選抜要項」及び「奨学金案内リーフレット」などで公表している。このほか大学院では年2回の「大学院進学相談会」においても情報提供に努めている。

以上のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施している。

②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

②-1：学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

各学部・学科・専攻の入学定員及び収容定員は「学則」に定められ、学生数や収容定員充足率（収容定員に対する在籍学生数）などのデータは大学Webサイトで公開されている。合格者は、過去の合格者歩留まり率や入学辞退者数の傾向を踏まえて決定している。2024年度の全学部の採用数は3,632人であり、入学定員3,396人に対する入学定員充足率は1.069倍と、わずかな超過に留まった。編入学者選抜、指定校編入学者選抜、社会人編入学者選抜では、109人の志願者のうち、合格者が43人、編入学者が38人となっており、前年度より志願者は減少したものの、入学者は昨年度と同等の人数となった。なお、2024年度の収容定員充足率については、大学全体で学部収容定員13,426人に対し、2024年5月1日現在の在籍者数は14,440人、収容定員に対する在籍学生数比率は1.075倍であり、概ね適正な数である。し

かし、文学部歴史学科外国史学専攻が1.19倍、歴史学科考古学専攻が1.24倍と収容定員超過率がやや高くなっているため、次年度以降の入学者の受け入れ数を調整するなどの改善が必要である。

大学院の入学定員と収容定員も、「学則」に定められている。大学院においては、収容定員充足率が低く、修士課程で「0.50倍未満」、博士後期課程で「0.33倍未満」となった研究科・専攻を取り上げてみると、2024年度の修士課程では、人文科学研究科国文学専攻（0.30倍）、経済学研究科経済学専攻（0.30倍）、法学研究科公法学専攻（0.00倍）、同研究科私法学専攻（0.10倍）、経営学研究科経営学専攻（0.25倍）となっている。博士後期課程では、人文科学研究科国文学専攻（0.00倍）、同研究科英米文学専攻（0.00倍）、同研究科地理学専攻（0.00倍）、同研究科歴史学専攻（0.22倍）、同研究科社会学専攻（0.17倍）、同研究科心理学専攻（0.17倍）、経済学研究科経済学専攻（0.17倍）、商学研究科商学専攻（0.00倍）、法学研究科公法学専攻（0.00倍）、同研究科私法学専攻（0.00倍）、経営学研究科経営学専攻（0.00倍）となっている。この状況を踏まえて、大学院の収容定員充足率は修士課程では少なくとも「0.50倍以上」、博士後期課程では「0.33倍以上」を維持できるように改善することが求められる。

なお、この定員未充足の問題については、大学院委員会及び各研究科委員会において継続して検討が行われている。これまでの改善策として、成績優秀な本学の卒業生・修了生を対象とした「授業料減免制度」を導入しており、2024年度に大学院委員会にて「駒澤大学大学院授業料減免に関する規程」の改正について審議し、2025年度より対象者を拡大することを決定した。また、多くの専攻で「学内推薦制度」を導入しており、各専攻が定める出願資格と成績要件を満たした学生に対して、一般入学試験の筆記試験を免除する形で実施している。さらに、医療健康科学研究科では「博士後期課程早期修了制度」を2025年度から決定した。加えて、他大学院の入試日程と受験生の負担軽減を考慮し、入試日程を見直した。その結果、2025年度に実施する入試より、筆記試験と面接試験を原則として1日に集約するなど、志願者を増やす取り組みを行っている。

以上のように、学部の在籍学生数は収容定員に基づき、適正に管理しているが、大学院の一部の研究科・専攻においては収容定員未充足となっており、改善が必要である。

③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

③-1：学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

各種入試の実施状況などは、全学教授会及び入学者選抜委員会で報告され、各学部等に情報共有されている。入学センターは最新の入試動向を分析・検証し、入学者選抜委員会で情報を共有し、適切な入学者数を確保するように努めている。また、大手予備校の入学者選抜動向調査・分析による社会的動向や、競合大学との競争分析といった情報も活用している。大学院では大学院委員会及び各研究科委員会において、AP、入試制度、学生の受け入れに関わる事項などについて、定期的に見直しを行っている。

③-2：点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

自己点検・評価の結果を活用した学生の受け入れに関わる事項の改善・向上のための取り組みとして、入学者選抜委員会及び各学部・学科で入学者選抜に関わる適切な根拠に基づき、分析・検証が行わ

れている。入試方式と定員の見直し、指定校の追加・取り消しや基準などの点検・評価については、各学部で実施している。中期事業計画に基づき、本学における高大接続改革を推進するため、2023年度に教学運営会議において、学生受け入れに係る各取組計画に関する事項として「高大連携協定制度の構築」について審議し、高大連携協定に関する全学的な基準を定めた。これに基づき、2024年度は東京都の2校、静岡県1校と高大連携に関する協定を締結し、大学見学や模擬授業、相談会への職員派遣などを実施することで、高校生の進路意識と学習意欲の向上を支援している。このほか、附属高校との高大接続事業も推進しており、学長及び附属高校校長などで構成される「駒澤大学高大教育連携連絡会」を開催し、高大接続事業や入学前教育に関して協議している。また、入学者選抜時における「サテライト試験会場」を全国的に同程度分散させるために、新たに中国・四国地方の会場として広島県広島市に、北陸地方の会場として石川県金沢市に「サテライト試験会場」を設置した。

大学院における学生の受け入れに関する点検・評価結果に基づく改善・向上のための取り組みとして、教学運営会議で各研究科の前年度計画を検証した。その結果、各研究科・専攻単位でカリキュラムや学生支援を検討する体制が構築され、具体的な取り組みが実施されていることを確認し、引き続き各研究科の強み・特色を活かした取り組みを検討するように依頼している。人文科学研究科地理学専攻や同研究科歴史学専攻では、「修士論文発表会」「大学院史学大会」などの学生の研究発表の機会を一般に公開している。経済学研究科及び商学研究科のWebサイトでは、「院生／修了生のメッセージ」を掲載し、研究科の特色を示している。経営学研究科のWebサイトでは、修士課程受験者向けに、受験の準備に参考となる専門選択試験科目の分野ごとの参考図書を示している。また、経営学研究科委員会においては「大学院自己点検・評価運営委員会」が作成したチェックシートをもとに学生の受け入れの体制について審議しているほか、毎年度の入試判定時（9月、2月）に意見交換の時間を設けて、受け入れた学生のレベルや修士論文の質について検証を行っている。

以上のように、学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

<長所・特色>

- 1) 【医療健康科学部】本学科では毎年、国家試験対策委員会が主体となって国家試験対策となる模擬試験を年5回程度実施している。また、正規の授業の他に補講、eラーニングによる国家試験合格の為の学力向上を3年次生から行っている。こうした取り組みの成果として、本学の2024年第77回診療放射線技師国家試験の新卒合格率は96.1%であり、全国平均合格率92.2%と比べてやや高い成績であった（整理番号⑥-4）。
- 2) 【法学研究科】入学者の選抜にあたっては、あらかじめ大学院法学研究科委員会において科目に最も適切な出題・採点者を決定し、科目によっては複数の出題者で問題を作成、面接も複数で行うなど、公明性・透明性という点で十分な配慮を払っている。2021年度から導入された法学研究科独自のチェック表の利用を継続している（整理番号①-3）。

<問題点>

- 1) 【人文科学研究科】点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れへと効果的につながる取り組みを構築する必要がある（整理番号③-2）。
- 2) 【法学研究科】定員未充足問題については、毎年度検討を続けており、これまで入試要件の緩和・他大学へのパンフレット配布などの対応を行った。今年度も大学院進学相談会を実施している。前

年度に引き続き大学院法学研究科委員会において継続的に検討しているが、入学者増加には至っていない。これまでとは異なるさらなる取り組みが必要であろう（整理番号②－1）。

大学基準 6 教員・教員組織

①教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編成し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

①－1：大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

◆教員が担う責任の明確性

本学が掲げる「大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」では、求める教員像を「本学の建学の理念を理解しその現代的展開を踏まえつつ、教員としての職務と責任を真摯に自覚し実践する教員」と定義している。教員に求められる具体的な役割として、「①大学及び学部・研究科の教育理念と3つの方針に基づいて学生の能力向上を目指すこと」「②研究活動を真摯かつ継続的に実践しその研究成果を学界の内外に公表すること」「③大学及び所属組織における自らの役割及び職務を正しく認識し円滑な大学運営に寄与すること」の3点を挙げている。また、大学の教員組織の編制方針では、「①適正な教員数」「②多様性に留意した差別のない構成」「③主要科目への専任教員の配置」「④透明性が高く説明責任を果たせる公正な人事」「⑤教員資質の不断の向上」の5点を明確にしている。

◆法令で必要とされる数の充足

専任教員数などは、大学、大学院及び専門職大学院設置基準上、必要な教員数を満たしている。医療健康科学部の教員組織は「診療放射線技師学校養成所指定規則」の要件を満たし、総合教育研究部の教職課程部門の教員組織は「教職課程認定基準」に定められた必要教員数を満たしている。このほか教養教育を担当する総合教育研究部は教養系教員、外国語系教員、スポーツ・健康科学系教員、教職課程系教員から編制されているが、いずれも十分な教員数が配置されている。法科大学院は公益財団法人日弁連法務研究財団の法科大学院の認証評価において適正な専任教員が配置されている。

◆科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成

「大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」に則り、各学部等・研究科においても「各学部等・研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定し、固有に求める教員像と教員組織の編制方針を明らかにし、科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育及び研究などの実施に適った教員組織を編成している。

◆各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理

各教員の担当授業科目及び担当授業時間の適切な把握・管理について、就業に関することは、専任教員は「駒澤大学教員就業規則」、兼任教員は「駒澤大学非常勤講師就業規則」に定めている。これらに基づき、具体的な授業科目と担当科目数を各学部等教授会及び研究科委員会で審議している。

①－２：クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

本学においては、企業や他の研究機関と兼任で所属し、研究・教育・実務を行う「クロスアポイントメント制度」は導入しておらず、導入に係る具体的な検討は行われていない状況である。

①－３：教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながらかつ協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

教員と職員の協働・連携については、「学校法人駒澤大学行動規範」の「教職協働の実現」の項において、「教職員がお互いの立場と役割を尊重しあい、組織の枠を超えた協力関係を構築することにより、学生・生徒へのサービスの向上と本学の理念の達成に努めます」と定められており、それぞれの専門性を活かしながら、教育、研究、その他学生支援や各種委員会、会議などに参画している。事務部署において、教務部、学生支援センター、学術研究推進部といった教学系に関する事務部署の長は、学長の委嘱によって専任教員が務めている。各部署の専門性及び大学の教育研究の方向性を深く理解している教員がその職に就き、職員と協働することで、質の高い大学運営への貢献を果たしている。このような明確な役割のもと、本学の内部質保証の推進に責任を負うことを目的に設置する教学運営会議は、学長、副学長、局長のほか、各学部長等、大学院各研究科委員長及び研究科長、そして教員の事務部長、職員の事務部長で構成され、教員と職員が協働・連携し教育研究活動を含む諸政策の立案、実行、検証を行っている。

①－４：授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学大学院生を「ティーチング・アシスタント」（以下「TA」という。）として、教育の補助業務を行わせ、教育研究者としての能力開発に資するとともに、教育の充実を図ることを目的として、「駒澤大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を定めている。また、TA以外の学部生を「チューデント・アシスタント」（以下「SA」という。）とし、授業補助業務に関する必要な事項を「チューデント・アシスタント取扱基準」に定めている。募集に際しては、授業科目担当教員が職務内容や必要な技能を明示し、学生は自身の能力を示した上で応募し、選考が行われている。

以上のように、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果に向けて取り組んでいる。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

②－１：教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

専任教員の募集は、一般公募を実施し、紙媒体、大学Webサイト、「JREC-IN Portal」への登録などを通じて広く告知している。大学Webサイトの「教職員公募」のページには、大学及び各学部・研究科の「求める教員像や教員組織の編制に関する方針」を掲載し、周知を図っている。採用、昇任などにあたっては「専任教育職員の選考基準に関する規程」に各職位に必要な資格・条件を定めている。専任教員の任用、昇任、休職及び解任は、「教員人事委員会」の調整審議を経て、理事長が最終決定する。応募

者の審査は、各学部等の「業績評価委員会」などでの選考（書類審査及び面接など）を経て、各学部等教授会で採用予定者を審議し、教員人事委員会での審議を行い、理事会の議を経て理事長が決定する。大学院担当教員は、各研究科委員会の「審査委員会」による能力及び資格審査を経て、各研究科委員会、「大学院人事委員会」の議を経て、学長が委嘱している。法科大学院では「専任教員（研究者教員）の採用及び昇格に関する内規」「専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する内規」に基づき、研究科教授会で審議している。また、「法科大学院特任教員」の制度を設け、その任用は「駒澤大学法科大学院特任教員に関する規程」に定めている。このほか、兼任教員の任用などは、「非常勤講師就業規則」に定めている。教員人事の公正性を保つ仕組みとして、「教員人事委員会規程」に異議申し立ての調整審議を定めている。

②-2：年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

2024年5月1日現在の教員組織における年齢構成については、60～69歳の割合が、仏教学研究科（博士後期課程）が42.9%、GM研究科（博士後期課程）が45.5%、法曹養成研究科が64.3%と、大学院で高くなっている。しかし、学士課程全体ではバランスのよい構成といえる。女性専任教員比率は増加傾向にあるものの、学部・学科による偏りが強くみられる。仏教学部仏教学科（31%）、文学部英米文学科（40%）、文学部社会学科社会学専攻（57%）、文学部社会学科社会福祉学専攻（33%）、経済学部商学科（31%）、法学部政治学科（31%）、総合教育研究部（31%）と、比較的高い一方、仏教学部禅学科、文学部地理学科、文学部歴史学科外国史学専攻及び考古学専攻では0%となっている。外国籍の専任教員比率も、GMS学部（23%）、文学部社会学科社会学専攻（14%）と、比較的高い組織がある一方、仏教学部仏教学科、文学部国文学科、文学部地理学科、文学部歴史学科、文学部社会学科社会福祉学専攻、文学部心理学科、経済学部現代応用経済学科、経営学部及び医療健康科学部では0%である。

以上のように、教員の募集、採用、昇任などは適切に行われているが、教員組織における年齢、性別、国籍などの比率の適切性については各学部等・研究科での検証が求められる。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

③-1：教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる大学全体の組織的な活動として、FDを推進しており、2016年に「駒澤大学FD憲章」を定め、教員相互の情報交換、学生・社会の意見を受容、そして継続的に教育の質向上に取り組むことを明示した。教学運営会議のもとに「FD委員会」を設置し、FDに係る中期事業計画の実行及び施策検討のため、委員会のもとに「学部FD分科会」「大学院FD分科会」及び「法科大学院FD分科会」を置いている。FD委員会では毎年のFD活動計画を決定し、FD活動を実施している。各種FD活動の結果は、学部等教授会で共有し、「FD NEWSLETTER」「FD活動報告書」で「学生による授業アンケート」が公開され、PDCAサイクルに基づく授業改善に活用されている。各学部等においては、「公開授業」のフィードバックなどを通じて、授業方法の改善にも努めている。また、学生目線による教育の質向上を目指し、「学生が選ぶベスト・ティーチング賞」を実施している。2024年度は全学共通科目で3人、専門教育科目で4人が受賞した。ベス

ト・ティーチング（BTA）賞の受賞教員を除く、各学部等の得票数10票以上の上位1科目を「プラスワン賞」として16人を表彰し、受賞者の実践事例は「FD研修会」や大学Webサイト上に公開されている「BTAパンフレット」などを通じて全学的に共有されている。大学院FD分科会では、大学院に関わる「FD研修会」について検討し、2024年度は「教育現場で生成系AIをどう活用すべきか」というテーマでオンライン講演会を開催した。

③-2：教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教員の教育活動、研究活動及び社会貢献などを活性化するため、各教員には、大学Webサイトで公開している「教員業績管理システム」への業績入力を促している。また、研究論文などの成果を発表する場として、学内の論集、研究紀要を発行し、大学Webサイトで公開している。これらの教育研究活動は昇任の際の評価対象となっている。

③-3：大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

教員の研究活動において、科学研究費（以下「科研費」という。）補助金の応募者や研究代表者・研究分担者など、外部資金を獲得した教員には「教員教育研究費」を増額する制度を設け、研究活動のさらなる促進を図っている。このほか、大学の基盤である曹洞宗の教学及び学術の振興を図ることを目的に「駒澤大学学術褒賞」を設け、教員の研究活動を評価している。学術褒賞は、「駒澤大学学術褒賞規程」に基づき、「曹洞宗特別奨励賞」及び「駒澤大学学術文化賞」が設けられ、専門分野において顕著な業績を発表した者を褒賞している。この褒賞制度については、「曹洞宗報」及び「駒澤大学広報」へ募集案内を掲載し、周知を図っている。2024年度は、曹洞宗特別奨励賞及び駒澤大学学術文化賞について、本学専任教員の業績への推薦がそれぞれ1件あり、いずれも「選考委員会」の審議の結果、受賞となった。

③-4：教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

上述のTAやSAが指導補助者として教育に関わる場合、TAについては「駒澤大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、採用に際して、職務内容、授業担当教員との責任関係及び役割分担を明確にする研修を実施し、心得や勤務上の注意点を説明している。SAについても、「スチューデント・アシスタント取扱基準」に基づき、採用前に「スチューデント・アシスタント業務ガイドブック」を学生に提示の上で、業務内容や心構えなどを確認する機会を提供し、これを研修と位置づけている。

以上のように、教育研究活動などの改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげている。

④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

④-1：教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教員組織に関わる事項は、「学部教授会規程」「専任教育職員の選考基準に関する規程」「教員人事委員会規程」などに基づき、各学部等教授会において、厳格かつ公正に取り扱われている。大学全体として、全学自己点検・評価委員会のもと、各組織に個別機関自己点検・評価作業部会を置いて、毎年度、教員組織編制なども含めた自己点検・評価を実施している。その内容は各学部等教授会・研究科委員会で審議・確認され、学部等自己点検・評価運営委員会及び大学院自己点検・評価運営委員会のピアレビューを受けることで、相互チェックを行う仕組みとなっている。さらに、自己点検・評価結果は教学運営会議でも報告され、明らかとなった「問題点」について改善取組計画の策定を検討するなど、適切な対応が行われている。

④-2：点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

自己点検・評価の結果を活用した教員組織に関わる事項の改善・向上のための取り組みとして、総合教育研究部自然科学部門では、2023年度に「データサイエンス・AI教育プログラム」を担う専任教員1人を増員する採用人事を行い、2024年度より専任教員7人体制となった。GMS学部では、学生の関心が高い一方で、学部では専門家が不足しているコンピュータグラフィックスや映像コンテンツの分野の教員を2025年に補充することを決定した。

以上のように、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

<長所・特色>

- 1) 【医療健康科学部】大学全体で行うFD研修会だけでなく、教員の教育研究活動や社会貢献等の活性化・資質向上に向けた取り組みとして、学部内で独自の研修会や講演会を行い、教員の資質向上・授業方法の開発・改善に繋げている（整理番号③-1）。
- 2) 【総合教育研究部】外国語第一部門ではFD活動を精力的に展開している。2014年度より継続的に非常勤講師説明会、教材情報交換会、各種研修会などを実施し、教育の質を高めることに注力してきた。非常勤講師説明会で配布するBookletは毎年更新し、部門として適切な評価体系や授業運営体制を維持し、教育の質向上につながるよう努めている。外国語第二部門のロシア語教員は、2024年度「ロシア語教室懇親会」（2025年1月）を開催し、教育技術や学生対応について構成教員間（専任・非常勤）の情報共有や討議を行った（整理番号③-1）。
- 3) 【仏教学研究科】新規の大学院担当教員は、基盤となる仏教学部を中心に、本学の専任教員全員の中から専門分野を勘案して推薦される。その後、規程に則って業績審査委員会が組織され、その報告にもとづいて研究科委員会において審議決定される（整理番号②-1）。

<問題点>

- 1) 【経営学部】男女比は男性81.8%、女性18.2%であり、依然として著しい差がある。採用人事委員会の判断において国際性、男女比の配慮を行うことはあるが、学部として公式に男女比、国際性に配慮した教員編成を議論する仕組みはない。採用にあたり「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」を確認するよう周知していく必要がある（整理番号②-2）。
- 2) 【医療健康科学部】新任教員募集に対する応募はほぼ100%男性なのが現実である。女性の大学院進学率が上昇傾向にあり、今後は女性教員の比率向上が期待できるが、時間を要する可能性がある

(整理番号②-2)。

- 3) 【教職課程自己点検・評価作業部会】必要な事務的業務を確実に遂行するためには、課程講座系の職員を2020年度までの配置数に戻す必要がある(整理番号②-1)。
- 4) 【人文科学研究科】現状では、各専攻ともに、FDへの取り組みは必ずしも十分には行われていない。この一因には、学生数が少ないことがあげられる。さらに、教員の活動を授業に生かす試みについては、今後全学的に社会連携活動などが強化されることに合わせて、検討してゆく必要がある(整理番号③-1、③-2)。教員の採用、及び評価について、組織的な検討は行われていない。今後、全学的な方針に即して、方法ないし仕組みの構築を検討してゆく必要がある(整理番号④-1、④-2)。
- 5) 【法学研究科】教員個人の研究対象や業績は、大学WebサイトやResearch mapにおいて公表されているが、この評価は行われていない。今後、全学的な取り組みに即して改善を議論する必要がある(整理番号③-2)。
- 6) 【教務部】クロスアポイントメント制度を創設するにあたっては、研究推進委員会等の場において、十分に調整の上、制度の原案について検討する必要がある。また、本学と相手先(研究機関・企業等)で取り交わす個別の契約ないし協定等においては、従事比率(エフォート)に応じた学内業務(教育・研究・大学運営等業務)の調整、労働条件、給与、勤務管理、社会保険・年金の取扱いなども留意する必要があることから、協定等のひな形を準備して、クロスアポイントメントの実施を円滑に進められるように体制を整備するとともに、必要に応じて学内関連規程等の改正も検討する必要がある(整理番号①-2)。

大学基準7 学生支援

①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

①-1：学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

学生支援について、大学の方針として2019年度に「駒澤大学学生支援に関する基本方針」を定め、修学支援、生活支援、進路支援、正課外活動支援、の4項目の方針を示している。また、「駒澤大学障がい学生支援方針」を定め、建学の理念に立ち、障がいに基づく一切の差別をなくし、すべての学生が平等な教育の機会を享受できる大学環境づくりを進めるための方針を示している。これらは大学Webサイトにおいて公表されている。

上述の基本方針に基づき、修学支援、生活支援、進路支援及び正課外活動支援の4つの観点から、主に教務部、図書館、総合情報センター、学生支援センター、キャリアセンター、国際センター、保健管理センターなどの事務組織が連携した体制で支援を実施している。学生支援センターの学生支援相談課に学生相談室を設置しているほか、各学部等から選出された専任教員をアドバイザーとして配置し、さらに弁護士による法律相談も受け付けるなど、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員が協働で学生支援を行っている。

①-2：各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配

置しているか。

学生相談や障がい支援を担当する学生支援センターの学生支援相談課には、専門的な知識と経験を持つ「カウンセラー」や「障がい支援コーディネーター」を配置し、学生の多様な問題に対応できる体制を整えている。そのほかの部署については、ジョブローテーションにより一般職員を配置しているが、職員一人ひとりの経験、スキル、能力を考慮し、それぞれの業務に最適な人材を配置するよう努めている。

①-3：学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生支援に関する情報は、学生ポータルサイト「KONECO」を通じ、全学生向けや、学部・年次単位、個人向けなどの区分で配信されている。同サイトには修学支援、進路支援及び正課外活動支援に関するリンクも併設されている。修学支援に関する基本的な情報は「履修要項」に掲載され、毎年度初頭に全学生に配布されている。また、学生がいつでもオンライン上で疑問を解決できるよう「教務部への疑問解決bot」というAIチャットボットを運用している。このほか2022年11月、在校生を対象としたインスタグラム「komazawa_no_today」を開設し、学生支援センターが学内イベントや学食メニューなど学生の興味を引く情報を発信している。このように学生の利用しやすさに配慮した情報提供を行っている。

[修学支援（学習面）]

①-4：学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

学習について、個々の学生の状況やニーズに応じ、きめ細かく支援するため、全学部等で週に1度、本学教員による「オフィスアワー」を設けている。仏教学部ではクラス制を採用し、1年次生は「新入生セミナー」「仏教学セミナー」、2年次生は「基礎演習」、3・4年次生は「演習」の担当教員がクラス主任となり、学生相談に応じてサポートを行っている。正課授業以外での学生の学びを支援するため、総合教育研究部外国語第二部門では、2024年度もドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語の教員が正課外学習会を開催した。

①-5：障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

障がい学生支援は、「駒澤大学障がい学生支援方針」及び「駒澤大学障がい学生修学支援制度運用基準」に基づき、学生支援センターが事務局となり、「障がい学生支援コーディネーター」を配置し、支援を行っている。教学運営会議のもとにある「障がい学生支援委員会」で各学生の支援内容を決定し、全学及び各学部等で情報共有し、正課授業へのPCノートテイク、音声教材の文字起こし、拡大教材提供、文字起こし補助アプリの利用料金補助、定期試験などの試験時間の延長や別室での受験など、障がいの特性に応じた適切な合理的配慮の実施に努めている。2024年度は申請のあった学生57人（留学生1人含む）に支援を実施した。私費留学生に対しては、全学的に行っている修学支援に加え、「新入生オリエンテーション」のほか、「私費留学生オリエンテーション」を実施し、各手続き、履修・学習支援、授業料減免制度などに関する説明会を実施している。また、「外国人留学生ガイド（Webサイト）」で、在籍する私費留学生への支援・手続きを紹介している。仏教学研究科では、2024年度に修士課程、博士後期課程に在籍した留学生に対して、学生の語学力に応じて、日本語の授業を受講させるほか、オフィスアワーを通じて、外国籍の教員や留学経験のある教員が随時支援を行った。

①－6：学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

学習の継続に困難を抱える学生への対応として、「駒澤大学進級規程」及び「駒澤大学医療健康科学部進級規程」に基づき、一定基準に満たない成績不振の学生については、成績表を通じて保証人に通知するとともに、所属学部教員による修学指導面談を実施している。特に新入生に対しては、必修科目などの出席状況を確認し、不調な新入生を対象に出席を促す通知の発送や教務部職員との面談を実施し、成績不振を予防している。また、学習面や学生生活に困難を抱えて学生相談室に来窓した学生には、臨床心理士によるカウンセリングを実施し、修学支援を含めた課題解決をサポートしている。休学については、休学申請の際に教務部窓口での事前相談による許可制としている。留年（卒業未了・原級留め置き）となった学生については、保証人へ文書で通知し、退学希望者については、本人の意思確認及び保証人との相談の上での結論であるかを教務部窓口で確認している。これらの情報は、教務部から各学部教授会に情報提供されている。

①－7：遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

学生に対するICT利用の支援について、在学生は、KOMAnetアカウントを利用し、駒沢キャンパスのほぼ全域で無線LANが利用できる。このほか、「【オンライン授業】受講マニュアル」サイトにて、システムの利用方法などを案内している。また、ICTヘルプデスクでの質問受付や、技術的サポートのほか、学内でのPC貸出や、3号館4階に情報グループ学習室「PA0」を開設している。さらにGoogle社のサービス「Google Workspace」を提供し、Microsoft社の総合ライセンス契約により、在学生は、個人所有のPCなどにMicrosoft Officeのソフトウェア製品（Word・Excel・PowerPointなど）の最新バージョンを無償でインストールすることができる。

①－8：ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

全学的にLMS（WebClass）を活用することで、自宅など個々の場所からでも相談対応や学習支援が可能な体制を整えている。受講者からの相談はメッセージ機能で随時受け付けており、教員向けには、学生支援を円滑に行うための「WebClass利用サポートサイト」も整備されている。ただし、オンデマンド形式で開講する授業において、授業動画の再視聴や再配信に関する全学的な申し合わせは定めていない。

[修学支援（経済面）]

①－9：学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

経済的支援については、家計支持者である保証人が大規模災害（地震・台風・豪雨・噴火など）に被災した学生に対しては、「大規模自然災害被災学生の授業料減免に関する規程」に基づき、授業料減免の措置を講じている。奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度を基本としている。国による高等教育の修学支援制度の対象校である本学では、2024年度は1,253人が給付奨学金と授業料等減

免の対象に認定された。また、学部生は延べ3,835人（実数3,294人）、大学院生は、延べ40人（実数38人）が貸与奨学金を利用した。大学独自の奨学金制度も、各種の奨学金に関する規程に基づいて運用している。2024年度は、学部生対象の「駒澤大学百周年記念奨学金」に41人が採用、「自己推薦選抜（総合評価型）奨学金」に13人が採用、大学院生対象の「大学院給付奨学金」に6人が採用されている。奨学金以外の支援制度として、「駒澤大学教育後援会」からの寄付金による「家計急変学生に対する一時給付金制度」では「家計急変学生に対する一時給付金支給規程」に基づき、主たる家計支持者の死亡などで修学が困難となった学生14人に一時金30万円を給付した。また、「協定校派遣・受入れ交換留学生に対する学習資金の給付規程」に基づき、派遣交換留学生31人及び認定校留学生16人には、留学期間に応じて授業料などを減免し、経済的理由により自費のみでの交換留学への参加が困難な派遣交換留学生3人、受入交換留学生21人に対して「学習資金（奨学金）」を支給した。新入生の困窮世帯（修学支援新制度の採用者）には「新入生コンピュータ購入支援制度」による支援を実施し、2024年度には44人が支援を受けた。大学院では、「大学院授業料減免制度」を設け「駒澤大学大学院授業料減免に関する規程」に基づき、学内進学者で優秀な学生に経済的支援を行っている。このほか、学生支援センターでは、2021年度より、コロナ禍や物価上昇の影響で生活に困窮している学生を支援する助成金活用事業「食料品支援プロジェクト」を実施しており、2024年度は一般企業・団体からも商品の無償提供などの協力を得て、2日間で3,178人の学生に6万点以上の食料品を配布した。2021年度から2024年度までの累計で、延べ17,000人以上の学生に31万点以上の食料品を配布している。

[生活支援]

①-10：学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。

学生の保健衛生のため、保健管理センターを設置し、学生定期健康診断の結果に基づく保健指導の実施など、心身の異常・不調に対する診察や相談が可能な体制を整え、必要に応じて近隣の医療機関へも紹介している。本学学生寮への出張保健指導に加え、学生支援センターと情報を共有し、感染症予防対策及び発生時の対応を確認、助言している。感染症発生状況の把握に努め、大学Webサイト・掲示などで学生へ注意喚起を行うとともに、環境衛生面に重点を置いた蔓延防止対策を実施している。健康増進の啓発活動としてアルコールパッチテスト・応急手当講習会・手洗い講習会・栄養管理講習会を実施し、大学行事やスポーツ活動で「AED（自動体外式除細動器）」が必要な場合、貸出と事前講習会も実施している。また、熱中症対策として学内にウォーターサーバーを増設した。2023年からは、「駒澤大学カラダスマイルプログラム」を展開し、学生自身が健康・体・食事・栄養などについて考え、卒業後にも健やかな生活を送り続けるための支援を行っている。2024年度は、「野菜摂取量センサーによる測定」「熱中症を学ぼうセミナー」「AED体験会」「禁煙したい気持ち応援しますセミナー」「軽くしたい、助けたい。月経前の不調セミナー」「夏バテしない体づくりセミナー」「骨育・カルシウムセミナー」など、様々な企画を学生支援センターが中心となり関係事務部署、関連企業とともに実施した。

①-11：学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

人間関係構築につながる措置として、新入生オリエンテーションの対面プログラム1日目に「START UPオリエンテーション」を行い、グループワークを通じた新入生同士の交流を図る機会を設けている。このほか、「障がい学生ピアサポーター」が定期的な練習会を行い、情報保障のスキルアップとともにコミュニケーションの場を設けている。利用者（支援対象者）を含めた行事として、年に複数回の全体会を企画し、人間関係の構築を促している。また、正課授業で利用しているLMS（WebClass）では、テ

ーマに沿った意見や質問などを投稿し、議論を行うことができる「掲示板」という機能があり、こういった仕組みも学生の交流機会として活用されている。

[進路支援]

①-12：各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

学生のキャリア・就職支援を担う事務組織としてキャリアセンターを設置している。主な支援内容としては、年間を通じて約400のガイダンスや各種講座を実施しており、それらは学年や時期及び個々のキャリアプランに応じて体系的に構成されている。このほか、障がいのある学生、外国人留学生、地方就職希望者、公務員・教員志望者などの個々の状況に応じたガイダンスや講座も実施している。キャリアセンターでは、「就活集中セミナー」を年間約90コマ開催し、自己分析、業界研究、エントリーシート、面接、インターンシップ対策といったテーマで対策講座を提供している。また、学内で「合同企業説明会」を年5回程度開催し、本学学生の採用意欲が高い企業を招聘し、個別に企業説明会を開催している。さらに、本学卒業生による相談会や内定学生によるアドバイス会も開催している。個別面談にも力を入れており、専任職員のほか、キャリアコンサルタント資格を有する外部委託スタッフや、ハローワークの協力を得て、面接・提出書類指導及び進路や就職に関する相談に応じている。対面での面談に加え、オンライン面談にも対応している。正課授業におけるキャリア教育科目としては、全学共通科目「キャリアデザイン（1）～（3）」「ライフデザインを考える」を開講している。また、問題を解決する力の測定を通し、汎用的能力の修得度を確認する学修効果測定アセスメントテスト（GPS-Academic）を実施し、テスト結果を全学的に分析し、教学運営会議を通じて、教育内容・教育方法及び学生支援体制の改善にも活用している。

[その他支援]

①-13：上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

◆部活動・ボランティア活動

正課外活動へは、学生支援センターを中心に、サークル活動、ボランティア活動の支援を行っている。このほか、外部業者が提供する自立型学習人材養成プログラム「駒澤リーダーズアカデミー」を実施し、自ら学び続ける力の涵養と新たなチャレンジのきっかけづくりを図っている。体育会所属学生38人が参加し、自主性の向上と課外活動の活性化に効果が認められた。サークル活動・課外活動においては、新入生オリエンテーション時の「サークルフェスティバル」や、11月の「オータムフェスティバル」など発表や勧誘の場を設け、サークル加入率の推進を図った結果、45.14%と微増した（2023年度は45.05%）。また、体育会サークル1年次生向けに「フレッシュマンキャンプ」を実施した。日常の活動支援については、サークル活動支援サイトを随時更新し、オンラインの説明会の実施や、各種届出のオンライン化など、学生の利便性の向上を図った。2024年度は、サークル所属学生を対象とした「上級救命講習」を4回開催した。これは、世田谷消防署員を講師に迎え、緊急時の危機対応能力を身に付けることを目的に開催するもので、2022年度から続くこの取り組みについて2024年9月には、世田谷消防署より上級救命講習に関する感謝状が贈呈されている。障がい学生ピアサポーターのノートテイクボランティア活動については、グループ学習室を活動拠点として、必要な機材などを大学または外部団体

の補助金により提供している。

◆留学支援

留学を希望する学生への支援は、国際センター及び同センターの留学相談室が実施している。また、帰国した学生を「学生留学アドバイザー」として留学相談室に配置し、ピアサポート体制を整備している。この相談体制は、オンラインでの相談にも対応できるよう整備し、留学を志す学生の機運醸成につなげている。私費外国人留学生には個別のニーズへの対応として上述の説明会や情報提供を行っている。国際センターでは、教務部と出席調査状況を共有し、成績不振者に定期的に面談を実施している。面談では、学習面だけでなく、生活や健康状態も確認し、学内の関係する部署につなげ支援している。それらの結果については各学部へ報告している。受入交換留学生には学習資金（奨学金）の支給、学生チューターによる学習支援、留学生寮の提供及び生活指導を行っている。また、外部ボランティアによる日本文化体験や日本語サポートの提供や、日本滞在中の疾病・傷害・賠償への対応のための体制を整備している。

[学生の基本的人権の保障]

①-14：ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

ハラスメント防止など学生の人権保障に向けた対応として、「キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程」に基づき、「キャンパス・ハラスメント防止委員会」を設置している。キャンパス・ハラスメント防止委員会は年1回開催され、相談員の承認や活動が報告されている。また、教職員を対象とした「ハラスメント研修」も年1回開催している。ハラスメント防止の周知のため、リーフレットやポスターを学内に設置するとともに、性別にも配慮して選任された専任教職員を、「ハラスメント相談員」として学長が委嘱し、相談体制を整備している。キャンパス・ハラスメントに関する相談窓口は、相談員、学生支援センター、受付専用メールアドレス、受付専用電話（留守番電話による受付）、及び外部相談窓口など複数設け、その情報を大学Webサイトで公開している。また、大学の方針として「駒澤大学ダイバーシティ推進に関する基本方針」を定め、「思いやりと共生社会の人材育成」「多様性を尊重する魅力あるキャンパス」「誰もが活躍できる支援と環境整備」「公平性と多様性に基づく働きやすい環境」の実現に向けた方針を示し、大学Webサイトにおいて公表している。2024年4月に学長室内に「ダイバーシティ推進室」を設置し、学生の相談受付及び適切な部署への対応依頼のほか、教学運営会議のもとにある「ダイバーシティ推進委員会」の運営、同委員会が組織するワーキンググループによる各種啓発活動の支援を行っている。

以上のように、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施している。

②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

②-1：学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

各組織が展開する修学、生活、進路、課外活動などの学生支援の適切性に対する点検・評価について、各自が取り組みに対するアンケート調査などを行い、改善・向上に活用している。各事務部署の取

り組みは、全学教授会や、教学運営会議のもとにある教務委員会、FD委員会、保健管理センター運営委員会、大学院奨学金委員会、奨学金委員会、障がい学生支援委員会、学生支援委員会（サークル活動分科会、学生相談室運営分科会、キャリア支援分科会、学生支援推進分科会）、グローバル化推進委員会（国際センター分科会）、ダイバーシティ推進委員会などで報告されている。

②-2：点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

自己点検・評価の結果を活用した学生支援に関わる事項の改善・向上のための取り組みとして、学生生活に困難を抱える学生に向けて学生相談室を周知するため、駒沢キャンパスの講義棟トイレの個室に案内と申込QRコードを掲示した。その結果、カウンセリングや障がい学生支援を希望し来窓する学生が若干増加した。このほか、2024年9月の「キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程」改正に伴い、外部機関の専門カウンセラーによる相談が可能となった。また、この業務の所管が総務部から人事部に移管されたことにより、相談対応と防止啓発活動の事務部署が一本化され、より機動性の高い体制となった。留学支援については、交換留学先を確保・維持するため、派遣・受入不均衡是正の手段として、本学で英語科目の新設を進めている。このような学生支援の取り組みが、アセスメント・ポリシーに基づく各種データ（休学率、留年率、退学・除籍率等）にどのように現れるかを注視し、効果検証と、さらに必要とされる支援の検討を行っていく必要がある。

以上のように、学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

<長所・特色>

- 1) 【教職課程自己点検・評価作業部会】本学では、キャリアセンターを中心に教務部課程講座係、教職課程部門の三者が協力して全学的なキャリア支援体制を構築し、教職を志望する学生の多様なニーズに応じて適切に情報を提供し、支援しているが、それらに加えて、教員養成について戦前からの長い歴史を有し、優秀な教員を全国各地に送り出してきた文学部では、学科等レベルにおいても、様々な形で現職教員と教職を志望する学生との交流の場を設け、学生に教職への入職に関する情報を適切に提供している。しかも、それらの多くは所属学科を問わず、広く教職課程を履修する学生に開かれている。なお、2024年度より、教員採用試験の大学推薦書作成のために学長印が必要になる場合、キャリアセンターにて押印することになり、教員採用にあたる自治体教育委員会からの大学推薦については、キャリアセンターと教職課程部門とが連携して取り組む体制が整えられつつある（整理番号①-15）。
- 2) 【法学研究科】学生の相談に応じるため、全学的な事務組織として相談窓口（学生相談室、駒澤大学学生相談室X※旧Twitter）を設置している。例年、オフィスアワーの活用を通じて、学生の様々な相談に対応できる体制・環境を整えている（整理番号①-5）。
- 3) 【医療健康科学研究科】大学院生の授業料減免に関する規程により、特に優秀な学生に対して授業料減免している。本科の減免人数は修士課程3人、博士後期課程1人であるが、授業料減免事務取扱要領の改正により、研究科別の採用数に満たなかった余剰数を、採用数を超えた研究科の2次推薦枠として利用できることになった。博士後期課程の早期修了について、履修制度との齟齬によって実現不可能であることについて協議、大学院学則の改正を提案し、大学院学則別表の改正に至っ

た（整理番号①-1）。

- 4) 【応用地理研究所】本学が所蔵している、第2次世界大戦以前に日本軍により作成された外邦図や、諸外国で発行された地図の整理と利用を目的としたプロジェクト「外邦図の整理および利用に関する研究」に学生が参加している。これらの貴重な資料を整理し、大判スキャナを利用してデジタルデータ化をすることにより、資料の利活用に対する学生の関心や意欲を高めている。外邦図の整理を通じた学生活動の支援については、「地域学研究」第35号に報告をまとめ、2024年度に日本地理学会で活動成果をポスター発表するなど、一定の成果を上げている（整理番号①-13）。
- 5) 【医療健康科学研究所】学生のプログラミングスキルの向上を目的としたプログラミング等の勉強会を長年実施してきた。2024年度からはエックス線主任技術者の国試過去問を使った勉強会を開始した。国際交流に関しては2024年8月に学生とタイの大学（KMPHT, Rangsit大）を訪問し学生同士の交流を行った。また、タイのPBRI及びKMPHTが2025年3月に来訪し、教員学生との交流を行った。また、本学卒業生からなる団体「放射線ネットワーク」の研究会セミナーを共催開催し、学部生、大学院生に対して病院実習や就活に役立つキャリア情報提供や卒業生と情報交換できる場を提供した（整理番号①-13）。
- 6) 【学生支援センター】学生支援センターでは、2021年度より、コロナ禍で生活に困窮している学生を支援する助成金活用事業「食料品支援プロジェクト」、生理の貧困を解消するための「生理用品支援プロジェクト」を実施してきたが、2023年度より、これらのプロジェクトを、学生が栄養バランスの良い食生活を意識して健康な生活を送り安心して修学できる環境を整える包括的なプロジェクト「カラダスマイルプログラム」へと発展させ、食料品配布に加えて、世田谷保健所による「栄養相談」「野菜摂取量測定・ベジチェック」「ウォーターサーバーの設置」などの取り組みを行った。この取り組みは、学生のみならず、駒澤大学教育後援会からの評価も高い。また、一般企業・団体からも商品の無償提供等の協力を得た。2024年度の本支援については第4回学生支援推進分科会で報告した（整理番号①-9）。課外活動のガイドラインである駒澤大学サークルガイドラインを新たに定め、公認サークル、準公認サークルを定義した。「学生団体（サークル活動）支援サイト」を随時更新し、オンラインでの説明会も実施している（整理番号①-13）。
- 7) 【国際センター】交換留学において自校の学費を減免している大学は少なく、留学費用が高騰する中、経済的支援として特色あるものである（整理番号①-9）。

<問題点>

特になし。

大学基準 8 教育研究等環境

①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

①-1：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

教育環境や教育条件の整備について、「学校法人駒澤大学行動規範」の「建学の理念に基づく人材の

育成」の項で、教育及び学習環境を整備することを定めている。加えて、大学の方針として2019年度に「駒澤大学教育研究等環境の整備に関する基本方針」を定め、建学の精神に基づく「こころ・まなび・つながり」のコンセプトを実現するため、「教育研究活動に関する施設・設備」「図書館・学術情報サービス」「教育研究活動に関する環境・条件」「情報環境」「研究倫理」の5項目の方針を示している。また、法人政策検討委員会の作業部会である施設整備部会では、建学の理念や長期ビジョンを踏まえた「駒澤大学キャンパスマスタープラン」を検討し、2019年3月の理事会では、ステップ2までの施設整備計画が承認されている。このプランにより、老朽化した施設を順次解体し、一部を除き駒沢キャンパスにある全建物を更新していくことを検討しており、この理事会の議決は専任教職員間において共有されている。

本学は「駒沢キャンパス」「深沢キャンパス」及び「玉川キャンパス」からなり、大学設置基準上必要な校地面積及び校舎面積を満たしている。なお、駒沢キャンパスには「法科大学院棟」「コミュニティ・ケアセンター（大学院人文科学研究科心理学専攻実習施設）」や、建学の理念に基づき、禅文化・歴史を世界へ発信する情報基地としての役割を担う「禅文化歴史博物館」を併設している。

施設、設備などの安全及び衛生に関しては、上述の基本方針に「安全で衛生的かつ利便性の高い、快適な教育研究環境を提供」することを定めている。各種法令に基づき、「特定建築物等定期調査」及び「建築設備定期検査」を実施するほか、空気環境測定 of 法定点検、非常用放送設備保守点検などを行っている。特に、医療健康科学部などの教育課程で使用する放射線関係施設については、「学校法人駒澤大学放射線障害予防規程」に基づき、「放射線障害防止委員会」を設置し、安全確保に努めている。駒沢キャンパス正門守衛所では常時2人以上の警備員を配置するほか、キャンパス内に防犯カメラを設置し警備体制を補完している。また、成城警察署防犯設備士による玉川キャンパス内の防犯状態の現状調査を踏まえ、問題点を把握し、安全対策につなげている。毎日各教室の清掃を行い、衛生的な環境を維持している。プロジェクターや音響機器などを備えたAV教室は、年2回のメンテナンスを実施している。このほか、禅文化歴史博物館が2024年9月に「博物館法」で規定する「登録博物館」に認定されるなど、学内施設の維持・管理を行っている。

キャンパスのバリアフリー化については、利用者のニーズを調査しながら整備を進めており、専用駐車スペースの確保や、車椅子兼用エレベーターの設置、多目的トイレの増設などを実施している。駒沢キャンパスの「バリアフリーマップ」及び「バリアフリーストレマップ」を作成し、大学Webサイトで公開している。なお、禅研究館は老朽化に加え、構造上の理由からバリアフリー化が困難であり今後の検討課題である。このほか、弱視者のため、駒沢キャンパスの屋外段差に視認性を向上させるペイントを施した。

①-2：学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

ネットワーク環境やICT機器については、上述の基本方針に基づき、教学運営会議のもとにある「情報システム委員会」において検討の上、5年ごとに、ネットワーク環境やPC教室などのICT機器の整備を行っている。2021年度に情報資産の保護を目的に「学校法人駒澤大学情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティ体制の見直しを行った。各サービスの利用時は、学内ネットワーク（KOMAnet）アカウントによる認証を実施し、また基幹ファイアウォールは外部専門サービスに委託し常時監視を実施している。国立情報学研究所が提供する学術情報ネットワーク「SINET 5」に参加し、安定性の高い高速回線が利用可能な環境を整備している。PC教室は、駒沢キャンパスに適切に整備され、インターネット無線接続は各キャンパスのほぼ全域で利用可能である。また、これまで2種類あつ

たLMSを「WebClass」に一本化し、授業・学習支援を促進している。このほか、学生・教職員へのノートPCなどの貸出は、サポート窓口を設けて対応している。

学生の自主的な学習を促進するため、2018年竣工の3号館に「情報自習室」及び「情報グループ学習室（PA0）」が設置され、学生は自由にICT機器を利用できる。また、教務部前ロビーや図書館に「アクティブラーニングスペース」「グループ学修室」を確保するなど、各所に工夫を凝らしている。このほか、大学院では、深沢キャンパス内の院生研究室に個人ロッカーとデスクを貸し出し、指導教員の許可があれば24時間使用可能としている。GM研究科には、「コンテンツスタジオ」や「ワークショップルーム」が設置されており、研究上の必要に応じて利用できる環境が整備されている。

①-3：学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

教職員及び学生の情報倫理の確立に向けて、「駒澤大学情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報システムの運用管理体制の責任を明確化し、「情報格付け及び取扱制限に関する規程」に基づき、対策を適正に実施している。教職員研修制度の一環として「情報セキュリティ研修」を毎年度eラーニングで実施している。また、教員に対しては、5年に1度開催される学術研究推進部主催の研究倫理教育をeラーニングで受講することを義務付けている。学生に対しては、学部・大学院とも、入学時オリエンテーションの中で情報セキュリティに関する講習を実施し、学生ポータルサイト「KONECO」などで注意喚起に努めている。このほか、「駒澤大学ソーシャルメディアガイドライン」を整備し、大学Webサイトに公表して、学生及び教職員へSNS利用における注意喚起を行っている。また、2023年度には、生成系AIの利用に関する注意として「人工知能の利用について」という方針を定め、大学Webサイトなどで公開している。正課教育による基礎的・入門的な情報教育として、全学共通科目では「ICTリテラシー」「プログラミング初級」「プログラミング入門」を開講している。専門教育科目においては、必修科目の「情報処理実習A・B（文学部社会学科社会学専攻）」「情報処理論（文学部社会学科社会福祉学専攻）」「コンピュータ実習I・II（文学部心理学科）」をはじめ、経済学部や経営学部、医療健康科学部、GMS学部などで情報関連科目を開講している。2022年度から始まった「データサイエンス・AI教育プログラム」のコア科目「データサイエンス・AI入門」でも情報倫理に関する教育を実施している。

以上のように、教育研究など環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備している。

②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

②-1：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

図書その他の学術情報資料の体系的な整備は、上述の基本方針及び「図書館収書規程」に基づき、学部構成に沿った情報資源の収集・保存を行い、「駒澤大学図書館利用規程」に基づき、図書館の運用を行っている。2024年度の蔵書数は、図書約100万冊、雑誌約23万冊（和雑誌5,814種、洋雑誌3,912種）、マイクロフィルム約43万点、DVD2,369枚、契約データベース88種、電子ジャーナル32,038タイトル、電子ブック購入625タイトルであり、十分な点数を収蔵している。また、本学独自のコンテンツで

ある学術論文総数約27,152件を「駒澤大学学術機関リポジトリ」として、また、貴重図書4,742点の画像情報を「駒澤大学電子貴重書庫」として大学Webサイトで発信している。駒澤大学蔵書検索システム「Kompass」にCiNiiを連携させ、国立情報学研究所のコンテンツへのアクセス環境を整備している。さらに、Kompassで冊子体と電子書籍をシームレスに検索できるようにシステムを改修し、電子書籍へのアクセスを容易にした。OCLC (Online Computer Library Center, Inc.) への参加により世界56ヶ国との資料相互利用が可能であり、「世田谷6大学コンソーシアム」による相互利用では、横断検索システムを構築するなど、他図書館とのネットワークも整備され、学術情報資料が適切に整備されている。

②-2：図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館の人員配置としては、司書資格を有する委託職員を閲覧係に配するほか、禅籍など古典籍を扱う委託職員を配置している。また、情報リテラシー教育や各種ガイダンスを担うレファレンス担当には専任職員を置き、利用者サービスの向上に努めている。館内の施設環境は、閲覧席（634席）を、一般閲覧席、PC利用可能席、研究用閲覧席（個人研究室、個人研究ブース）、グループ学修室、ラーニングコモンズ、コミュニケーションプラザなどに区分し、利用者に合ったスペースを整備している。このほか、PCを活用した情報リテラシー教育の実施に向けたセミナー室や視聴覚席を設置し、PCや無線LAN環境の整備も行っている。2024年度の図書館の開館日は291日で、そのうち休日（日曜・祝日）開館日数は33日であった。開館時間は平日9:00～22:00、土曜日9:00～18:00とし、授業実施日・定期試験実施日には早朝の部分開館（1階のみ8:30～9:00）を実施した。

以上のように、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらを適切に機能させている。

③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

③-1：研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分にを行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか。

「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」に基づき、大学において研究活動を行うすべての者及び研究活動に関わるすべての者が遵守すべき行動規範を「研究活動における行動規範」として定めている。加えて、大学の方針として「駒澤大学研究活動の基本方針」を定め、同方針には「研究支援の環境整備」「研究活動における大学の責務と研究者の不正行為の防止」を示している。これらは大学Webサイトにおいて公表されている。

◆教員に対する研究費の支給

研究水準と教育の質の向上に資することを目的に、「教員教育研究費取扱基準」などに基づき、専任教員に対して、研究活動の基盤を支える個人研究費として「教員教育研究費」を適切に支給している。このほか、特別研究助成、出版助成、学会出張、学部・学科単位で利用する教材教具費や実験実習費を規程に基づき、支給している。また、科研費補助金の申請支援については、2021年4月に学術研究推進部を設置し、支援体制を整備している。応募件数・採択件数の向上のため、外部業者による申請書の添削支援・レビュー支援の仕組みを導入し、そして、科研費補助金の応募者及び研究代表者・研究分担者

の教員教育研究費の割増しを行うことで、外部資金獲得を奨励している。このほか、受託研究、学外との共同研究、奨学研究寄付金に関する規程を定め、外部資金の受け入れの体制を整備している。

◆研究室の整備

施設面については、駒沢キャンパスに、各教員の研究室と、資料室・会議室などを配した第1研究館及び第2研究館を整備している。法科大学院棟を含め、すべての専任教員に個人研究室を付与し、「研究館使用要領」に基づき、運用している。

◆研究時間の確保

専任教員の研究時間確保のための支援も行っている。各学部等からの推薦を受けた教員を一定期間、国内または国外の研究機関に派遣する制度として、「在外研究（国内・国外／長期・短期）」「自費留学（国外）」「特別短期国外出張」を設けている。2024年度は、この制度により国外機関へ6人、国内機関へ5人の教員を派遣したほか、科研費助成事業を財源とした自費留学生1人を国外機関へ派遣した。また、学術研究推進部では、行政、自治体、企業などからの受託研究、奨学研究、共同研究に関して、複雑な契約締結や物品購入管理などの事務的な業務支援を提供している。さらに、授業でオンライン教育を実施する教員への支援として、オンライン授業の手法の紹介と実施方法の解説を掲載した「教員向け授業情報サイト」の作成や、問合せフォームの設置など、質問・相談及び技術的サポートに対応できるように整備している。

◆専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援

専門的な研究支援人材の活用などの人的な支援については、競争的研究費の採択課題に向けた研究時間を確保するために、競争的研究費から、授業科目の代行や教育に関する補助業務に係る経費を支出できるように、2023年4月に「バイアウト制度に関する規程」を制定し、「バイアウト制度」を整備している。特別研究助成、公的研究費、その他の外部資金などの獲得者に対しては、「研究補助者（アルバイト、リサーチ・アシスタント）」の雇用を可能としている。2024年度は受託研究により、リサーチ・アシスタントを1人雇用した。このほか、教育支援体制として、「駒澤大学ティーチング・アシスタントに関する規程」「スチューデント・アシスタント取扱基準」に基づき、体制を整備し、教育の補助業務として大学院生及び学部生を雇用できることとしている。

◆若手研究者育成のための仕組みの整備

若手研究者育成のための仕組みの整備として、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する者の能力開発に資するとともに研究活動の充実を図るため、2024年度には「プロジェクト研究員」を雇用できる制度の創設に着手し、「駒澤大学プロジェクト研究員に関する規程」の制定に向けて全学教授会での審議を実施した。この規程に基づき、外部資金により研究プロジェクトに従事する「ポスト・ドクター」を雇用することが可能となる。

③-2：研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究活動の不正行為の防止及び公的研究費の不正使用の防止は、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」と「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「駒澤大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する

規程」「駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」を制定し、防止体制を構築している。教学運営会議のもとにある「研究推進委員会」が策定する「駒澤大学公的研究不正防止計画」は、必要に応じて見直しを行い、教学運営会議を通じて学内に周知されている。また、公的研究費の管理・運営に関する必要な事項は、「公的研究費委員会規程」及び「駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」に定めている。研究活動における公正性の厳正な確保を目的に、不正行為防止及び不正行為発生後の対応として、「調査委員会」の設置や、調査結果の公表などに関する必要事項を「駒澤大学公的研究費調査委員会規程」に規定している。このほか、公的研究費及び産学官連携活動に関し、経済的な利益関係が想定される企業などとの関わりを調査・検討し、適切に管理するため、「駒澤大学利益相反委員会規程」に基づき、「利益相反委員会」を設置している。人を対象とする研究は、「『人を対象とする研究』に関する倫理規程」に基づき、「駒澤大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」を置き、研究対象者の人権などを擁護し、適正かつ円滑な研究の推進を図っている。動物実験は、「駒澤大学動物実験に関する指針」及び「駒澤大学動物実験委員会規程」に基づき、「駒澤大学動物実験委員会」を置き、科学的観点及び動物福祉・環境保全の観点から適正に実施している。2021年10月には動物実験における外部検証でも適正な管理と認められた。なお、駒澤大学動物実験委員会及び利益相反委員会は、研究者より審査申請書の提出を受けて開催している。

「駒澤大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」では、研究者倫理に関する教育を定期的に行うことを定めている。本学では5年に1度実施しており、2020年度に「eAPRIN（一般財団法人公正研究推進協会が提供するシステム）」を利用したeラーニングで研究倫理教育を実施した。研究費不正に関するコンプライアンス教育として、公的研究費採択者を対象に、毎年「コンプライアンス研修」を実施している。このほか、2024年度は文部科学省研究公正推進室長を講師に迎え、全教職員を対象に「研究倫理研修」を実施した。学生に対しては1年次生対象の科目「新入生セミナー」において研究倫理教育について学ぶ機会を提供しており、医療健康科学部では3年次生に対し、「eAPRIN」を活用した研究倫理教育を実施している。大学院生に対しては「eL CoRE」を活用した研究倫理教育を実施している。

以上のように、研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図り、健全な研究活動のために必要な措置を講じている。

④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

④-1：教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究などの環境整備については、財務担当執行理事が部会長を務め、管財部が幹事となる「施設整備部会」で検討している。施設整備部会は、10年間の施設・設備整備のシミュレーションに基づき、整備を実施している。管財部は各種法令などに基づく定期点検を実施し、その結果を修理や事業計画の優先順位に反映させているほか、施設・設備などの安全管理も行っている。大学全体の危機管理について、総務部は「危機管理委員会」を所管するほか、医療健康科学部の安全管理のため「放射線障害防止委員会」を設置し、毎年度、活動報告と次年度の活動計画の確認を行い、研究実験環境の適切性を点検し、環境の安全・整備に努めている。総合情報センターは、ネットワーク・ICT環境について、5年ごとの機器更新や定期的なソフトなどの点検・評価時に、問題点と需要を把握している。これらの情報は「情報システム委員会」で審議され、次期更新にかかる整備方針が決定された後、学内調達に向けた諸

手続きを進めている。

教務部では、毎年度、学部4年次生を対象に「卒業時調査アンケート」を実施し、自由記述欄に教育研究など環境の改善に要望があった場合は、「事務部長会」を通じて全事務部署で情報を共有している。大学院生に対しては、大学院生が主体的に運営している院生会の代表を集め、年1回の研究環境に関するヒアリングを実施し、院生室を整備・改善している。また、その結果を「大学院FD分科会」へも報告している。研究環境などの適切性については、教学運営会議のもとにある委員会及び分科会で検討を行っている。さらに、教員の研究室を擁する研究館の統括と、月に1度、連絡会を実施し、研究館内の要望について情報を共有し、随時調整している。法科大学院においても、年2回、研究科長、専攻主任、学生指導担当教員、職員が学生から教育研究など環境に関するヒアリングを実施している。

図書館の運営について、図書館資料の受入・整理・除籍状況は全学教授会で報告され、その他の運営事項は、教学運営会議のもとにある「教育研究施設運営委員会」に置かれた「図書館運営分科会」「図書選定分科会」において審議、報告されている。また、毎年度「年次報告書」を作成し、大学Webサイトで公開している。学術研究推進部では、中期事業計画に基づく研究活動に対する取り組みについて達成度評価を実施し、進捗状況などを各所管委員会に報告している。

④-2：点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

自己点検・評価の結果を活用した教育研究など環境に関わる事項の改善・向上のための取り組みとして、教学関係委員会の運営状況の調査に基づく委員会の再編が挙げられる。教学関係委員会は2023年度に再編が行われ1年が経過したことに伴い、2024年度に各教学関係委員会に対し運営状況の検証が諮問された。その結果、教育研究施設運営委員会については、図書館運営分科会及び図書選定分科会の親委員会として適切であるかが検討され、教育研究施設運営委員会から独立した委員会としての「図書館委員会（仮称）」の設置が答申された。この答申をもとに、より適切な内部質保証の体制を構築していく。

以上のように、教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

- 1) 【教職課程自己点検・評価作業部会】 [大学全体レベル] 現在の教職課程部門の資料室は、本来は部門教員の資料室であり、部門会議や学生との面談等に使われていたものである。現在は、教職課程を履修する3、4年次生に開放し、学生が教育実習に向けた準備学習や教員採用試験の受験勉強をするために利用している。学生が卒業生の学習指導案や模擬授業に必要な教科書の該当頁等をコピーする際は、専任教員のコピーカードを使用している。そのため、専任教員の担当する「教育実習指導」「教育実習A/B」「教職実践演習」を履修する3、4年次生しか利用できない。非常勤講師や学部専任教員の担当する「各教科の指導法」を履修する3年次生、教職科目を本格的に履修し始める2年次生も自由に利用できるように、現在の教職課程部門資料室を拡充・整備する必要がある。また、国の進めるGIGAスクール構想に対応できる教員を養成するためにはICT環境が整った教場

が必要である。しかし、これまで実習系科目の大半が、鍵を借りる必要があり、かつ、旧式のICT環境のままの7号館に割り当てられていた。2024年度より、3号館の教場にほぼ配当されるようになって、状況は改善されつつある。ただし、8号館解体に伴う教場不足のため、いまだに7号館で模擬授業等を行わざるを得ない実習系科目があり、今後の改善が望まれる。教職課程の授業科目の実施に必要な施設・整備に関する改善策については、2022年7月の「『教職課程等のあり方見直し』について（答申）」に盛り込み、2023年2月に新教場棟（仮称）等建設事業計画（案）について要望を提出した。しかし、今回は採用に至らなかったため、引き続き検討が求められる（整理番号①-1）。

大学基準 9 社会連携・社会貢献

①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

①-1：社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献については、「学校法人駒澤大学行動規範」における「社会に貢献する研究活動」及び「開かれた学校」の項において、研究成果を教育と社会に還元すること、そして、地域と連携する開かれた大学の実現について定めている。加えて、大学の方針として2019年度に「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」を定め、「研究成果の社会への還元と教育・研究活動に対する理解の促進」「卒業生等との連携」「社会人向け教育プログラムの推進」「地域等との連携」「適切な社会連携・社会貢献を実現するための組織構築」の5項目の方針を示している。また、「駒澤大学産学官連携ポリシー」を定め、産学官連携の積極的な推進、社会貢献と人材育成、コンプライアンスと説明責任、知的財産の創出・管理、組織体制の整備について方針を示している。これらは大学Webサイトにおいて公表されている。

これらの方針のもと、本学は学外機関や地域社会との協働を重視し、教育・研究の成果を広く社会に還元することを使命としている。自治体や企業、地域団体との連携協定などを通じて、地域課題の解決や新たな価値創出に取り組むほか、ボランティア活動や地域イベントへの参画などを通じて、学生が地域住民と交流しながら実践的に学ぶ機会を設けている。さらに、公開講座や講演会など、地域一般に向けた学習機会を提供し、生涯学習の推進にも力を入れている。また、研究活動で得られた知識や技術を産業界へ還元し、社会の持続的発展に寄与する取り組みも展開している。これらの取り組みを通じて、社会に開かれた大学としての役割を果たし、学術的成果を社会に循環させるとともに、地域とともに成長し、持続可能な社会の実現に貢献している。

①-2：社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

◆世田谷区との連携

本学は世田谷区に3つのキャンパスを有しており、これまで世田谷区と「世田谷プラットフォーム形

成事業に係る連携・協力に関する包括協定」「地域福祉の推進に関する包括協定」「災害時における協力体制に関する協定」を締結していたが、この地域社会の持続的な発展に資することを目的に、2020年3月に「駒澤大学と世田谷区との連携・協力に関する包括協定」を締結した。この協定に基づき、世田谷区との一層の連携協力を進め、地域課題の解決と地域社会の持続的な発展への貢献を目指している。

次世代を担う地域の子どものための教育に資することは大学の社会的責務であり、本学は地域の小・中学校と連携した教育活動を推進している。「世田谷区立総合教育センター」が開催している児童とその保護者を対象とした「STEAM教育講座」に本学教員を派遣している。そして、「世田谷区教育委員会」が子ども向けイベントの情報を集約し発行する「わくわくウィンタープラン」に、禅文化歴史博物館が企画する「わくわくぜんぱく探検ジャー！」を提供している。このほか、文学部社会学科のゼミが、「世田谷区立男女共同参画センター（らぷらす）」と共同で、世田谷区内の中学校で研究テーマである「LGBTQ+」についての出前講座を行うなど、学部の教育活動としての連携を実施している。さらに、世田谷区内の中学校が国際理解、人権教育の一環として実施した「留学生の話聞く会」に、本学から交換留学生を派遣するなど、大学、教員、学生が一体となって積極的に地域の教育現場と関わっている。

また、地域における各世代に向けた取り組みも展開している。世田谷区内の産業、自治体及び本学を含む6つの大学が参画する「世田谷プラットフォーム」の事業として、社会人や学生を対象としたリカレント教育や、新たな知識やスキル習得の機会を提供することを目的としたオンデマンド講座を共同制作している。2024年度は「社会人キャリアデザイン講座Ⅳ」として、本学教員が作成したコンテンツ「英語コミュニケーション」と「AI技術とコンテンツの創作」に関する講座を提供した。また、生涯学習の機会の提供を目的として、世田谷区教育委員会及び世田谷プラットフォームに参画する6大学が協同運営する「せたがやeカレッジ」に、各大学が連携してeラーニングコンテンツを制作しており、2024年度には本学教員による「ブッダの生涯を美術で鑑賞しよう！」を提供した。このほか、「公益財団法人世田谷区保健センター」が開催する「坐禅体験」では、仏教学部の教員が講師として坐禅の指導を行っている。世田谷区が運営する「世田谷区生涯大学」の修了生で構成される「世田谷区シニアスクール」に本学の施設を貸し出し、本学教員及び本学名誉教授4人を講師として派遣した。このように世田谷区の幅広い層のニーズに合った学びの機会を提供している。

世田谷区の福祉に関する課題に対しては、文学部社会学科社会学専攻及び経済学部の教員が「せたがや居場所サミット」の運営に携わっている。文学部社会学科社会福祉学専攻の教員が、世田谷区役所・区社会福祉協議会・区内の福祉事務所などととも「せたがや区民福祉学会」の活動に参画している。このほか、法科大学院では本学教員による地域住民を対象とした「無料法律相談」を実施している。コミュニティ・ケアセンターは、人文科学研究科心理学専攻の実習施設として、地域住民に対する臨床心理学的支援（心理臨床・教育相談）、発達検査、自律訓練法講習会などを実施している。また、防災・まちづくりの観点で、世田谷区事業「地域交流ラボ」に参加している法学部政治学科のゼミが、世田谷区内の小中学校で進化系防災訓練「防災コミュニティラボ」を開催した。さらに、世田谷区が実施する清掃活動「せたがやクリーンアップ作戦」にGMS学部のゼミが参加し、「世田谷区上馬地区身近なまちづくり推進協議会」主催の「上馬地区クリーンキャンペーン」に学生、教職員が参加し、地域の環境美化に関する活動を行っている。2024年10月には、世田谷区をホストエリアとするラグビーチーム「リコーブラックラムズ東京」が定期的実施している「小学生の登校見守り隊活動」と玉川キャンパス周辺の清掃活動に体育会サークル所属学生が参加した。このように、課題解決に向けた地域と連携・協働した取り組みを実施している。

◆学外機関との連携

本学の社会連携、社会貢献に関する活動は、世田谷区地域にとどまらず、その他の多くの地域、機関と協働で行われている。2022年度より、社会連携・地域貢献を目的とした学内公募型の助成制度「駒大生社会連携プロジェクト」を創設し、2024年度は、「産学官連携部門」及び「SDGs部門」で5団体が採択された。2025年3月に成果発表及び連携先と交流する機会を設けるなど、制度の一層の充実を図っている。2024年度の採択プロジェクトは以下のとおりである。

●産学官連携部門

- ・「大学生による埋蔵文化財活用事業の実践モデルの構築（文学部歴史学科考古学専攻のゼミ）」
- ・「ANA創業者美土路昌一の経営理念の研究（経営学部市場戦略学科のゼミ）」

●SDGs部門

- ・「サステナブル・アクション・プロジェクト（SAP）～SDGsへの行動変容とその広報活動による駒澤大学のサステナブル・ブランドの向上（経営学部市場戦略学科のゼミ）」
- ・「持続可能な放射線リテラシー教育：自作教材を通じた教育連携の拡大と普及（医療健康科学部診療放射線技術科学科のゼミ）」
- ・「障がい者の雇用に関する研究（経営学部経営学科のゼミ）」

各学部等の正課授業における地域・社会連携の取り組みとして、文学部地理学科では3年次必修科目の「地域文化調査法／演習」「地域環境調査法／演習」の授業の一環として、行政組織などと連携しながら現地調査を行い、その成果を報告書にまとめ提供している。2024年度については静岡県静岡市での調査で、自治体関係者を交えた報告会を実施し、報告書を関係者や地元の図書館に広く配布した。経済学部の専門教育科目「アントレプレナーシップ養成講座」では、受講生が、世田谷区及び「楽天グループ株式会社」に、ふるさと納税の新たな返礼品アイデアをコンテスト形式で提案した。また、経済学部のゼミが、北海道勇払郡安平町のチーズ工房「プロセスグループ夢民舎」と地域活性化プロジェクトに協力したほか、大阪府大阪市の萬福寺境内の「寺カフェ茶庭」と共同で地域活性化イベント「みんなでつくるお寺の秋まつり」を実施した。経済学部は、持続可能な地域経済社会を実現するため、地域協働研究拠点として「現代応用経済学科ラボラトリ」を立上げ、2018年4月から活動している。同ラボラトリが経済学部現代応用経済学科の1年次科目「新入生セミナー」とコラボレーションして、外部から実務家を招き、「『駒大の先輩』を囲む会」「働き方（キャリア形成）についてエシカルの視点から考える」などの講演会を開催した。経営学部のゼミでは、予防医療を推進するため、「マース株式会社」との共同プロジェクトとして、人間ドックの受診を呼びかけるポスターをデザインした。附置研究所である応用地理研究所は、「都市地域のモビリティ確保に向けた公共交通サービスに関する研究」プロジェクトを通じて、毎年「全国バスマップサミット」の開催に協力し、地方自治体や交通事業者、市民と連携し、公共交通の利便性の向上や利用促進に貢献している。

正課外活動においても、各サークルが主体的に地域、社会と連携している。2024年5月に「すみだスポーツレガシー実行委員会」及び墨田区が主催する「すみだボクシング祭2024」にボクシング部が協力した。書道部は、7月に愛媛県西宇和郡伊方町の小学校の児童や地域を対象に「習字教室」を開催した。また、「猿田彦珈琲株式会社」が2024年12月に東急田園都市線駒沢大学駅構内に出店することに伴い、駒澤大学珈琲研究会が、新ブレンド「駒澤ブレンド」の開発に協力した。

◆生涯学習：公開講座

本学は、研究と教育の成果を広く社会に還元し、教養と文化の向上に寄与することを目的として、生涯学習の場を提供している。「公開講座」は、本学の教員を中心とした多彩な講師陣による、仏教と禅、文化、歴史、社会科学、自然科学などの多岐にわたるテーマで、対面及びオンデマンド形式で開講している。また、小学生を対象とした「夏休みこどもアカデミー」を開講し、講座内容の多様化を図っている。2024年度は、延べ950人以上が受講した。この事業は、世田谷区教育委員会の後援を受け、世田谷区Webサイトにも掲載されている。コミュニティ・ケアセンターでは、地域一般に向けて、「子どもの育ちを理解する」「チームを生かす実践学校カウンセリング」といったテーマの公開講座を開催した。附置研究所においても生涯学習の取り組みが行われており、禅研究所が中心となって運営する「日曜講座」では、坐禅の実践と仏教学の講義を行い、社会人のリメディアル教育や地域社会の文化の醸成に貢献し、本学の存在価値の向上に寄与する活動となっている。また、禅文化歴史博物館では、企画展などに関連するテーマの「禅博セミナー」や、体験型の「禅博実践セミナー」、12月8日の成道会に因んだ坐禅会「臘八坐禅」を開催している。2024年度は夏の特別企画として、学芸員とめぐる「禅の世界」を実施した。さらに、毎年開催している近郊の寺院を巡るツアー「ふれあい禅寺めぐり」では、2024年度については「大本山總持寺の拝観と精進料理」と題する大本山總持寺の見学会を開催した。

各学部では専門分野の特色を生かした「公開講演会」を開催し、地域社会や学外機関との交流を積極的に進めている。2024年度に開催された主な公開講演会として、文学部では、国文学、英米文学、地理学、歴史学など多様な専門分野の講演を実施し、経済学部では、投資家と企業ガバナンス、ホームレス問題、労働者協同組合型経営など社会的課題をテーマとした講演会を開催した。総合教育研究部では、ユダヤ文明、データ分析と生成AI、異文化への思い込み、若者たちの躍動と成長など多岐にわたるテーマの講演を実施した。また、大学院でも公開講演会が開催されており、GM研究科などが講演会を開催した。法科大学院では、世田谷区唯一の法科大学院として、身近な法律問題に関する連続講座「市民ロースクール」を開催している。附置研究所も地域に向けた講座を開催しており、法学研究所によるキャリアと法律に関する講演会や、ジャーナリズム・政策研究所による「マスコミ・メディアフォーラム」を開催し、地域交流に取り組んでいる。国際センターでは「駒澤大学地域グローバル化推進講座」を運営しており、2025年2月に中学生以上を対象とした「外国語詩を読む」という講座を開講した。このように、大学の資源を有効に活用した多様な活動を通じて、地域に開かれた学びの拠点としての社会的機能を果たしている。

◆地域との交流イベント

大学と地域社会との交流及び共生社会の実現に向けて、毎年秋に、駒沢キャンパスで「オータムフェスティバル」、玉川キャンパスで「スポーツフェスティバル」を開催している。このうち2024年11月に開催した「スポーツフェスティバル in 玉川2024」では、学生アスリートによるスポーツ教室や体験会などを実施し、地域の子供たちを含む幅広い年代の人々がそれらに参加した。また、2024年10月には駒沢キャンパスで体験型防災イベント「駒大防災ハロウィン」を開催した。このイベントは、学生や教職員だけでなく、地域住民の防災意識を高めることを目的として、企業や自治体の協力のもと、4つのアトラクション（駒大防災庫バックヤードツアー、防災パン焼実演、防災体験、駒大ぼうさい巡り）を実施した。国際センターでは、国際交流協定校を対象とした来日プログラム「KOMSTUDY（日本語及び日本文化体験）」を運営している。このプログラムは1989年より開始され、2024年度は、5つの国・地域から26人の留学生が来日した。プログラムの実施にあたり、大学近隣住民（ホストファミリー）の協力のもと、交換留学生を一般の家庭へ約3週間ホームステイさせる取り組みを行い、来日学生の日本文化に対する理解を深めるとともに、地域にも国際交流の場を提供している。

◆知識・技術の社会還元

大学が生み出す知識・技術の社会還元の実現に向け、「駒澤大学産学官連携ポリシー」に基づき、地域社会や国・地方公共団体及び産業界などとの連携を積極的に進めている。本学の研究者が、学外の機関などから委託を受けて研究を行う「受託研究」、学外の研究機関などから研究者を受け入れ、本学の教員と共同で研究を行う「学外共同研究」、そして研究の奨励のための研究費を受けて研究を行う「奨学研究」などの制度を設け、大学Webサイトで公開している。また、「東京商工会議所産学公連携相談窓口」に協力機関として参画している。

研究成果の社会発信として、2024年度の「駒澤大学特別出版助成」を受けた本学教員による「特別出版助成作品・出版記念セミナー」を2025年3月に開催した。このほか、医療健康科学部と文学部心理学の教員が「放射線災害時の住民支援プロジェクト」を発足させた。これは、環境省「放射線健康管理・健康不安対策事業」の一環として行われ、診療放射線技師と公認心理師が連携し、放射線災害時に住民の不安を軽減するための支援体制の構築を目指すものである。GMS学部の研究組織であるグローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリでは、2024年度に5つのプログラムが実施された。そのうち、4つは企業や他機関の研究者との共同研究、1つは地域社会を対象とした公開講座であった。外部研究者との共同研究の成果は、論文、図書、ワークショップ・シンポジウムなどによって公開され、また、プログラムの1つは過去に特許出願も行い、特許登録にもつなげている。

このほか、大学全体としては社会連携・社会貢献活動を推進するために、「研究者情報データベース（教員業績）」を大学Webサイトに公開し、各教員の研究・教育業績を閲覧できるよう整備している。また、専任教員の研究分野などを紹介する「コメンテーターガイドブック」を発行したり、大学Webサイト上に専任教員のメディア出演情報を掲載したりするなど、積極的に情報発信している。

◆被災地支援

近年多発する地震をはじめ、各地で相次ぐ自然災害は、被災者の生活に大きな影響を及ぼしている。本学は、建学の理念に基づき、災害による被災地及び被災者に寄り添い、地域とともに歩む大学としての責務を果たすため、支援活動を積極的に推進している。2024年1月の能登半島地震や同年4月の台湾東部地震の被災者を支援するため、学内で救援金募金の受付を開始した。集まった救援金は日本赤十字社を通じ、復興支援活動などに充てられている。2025年1月17日には、駒沢キャンパス中央講堂にて、発生から30年が経過した阪神淡路大震災の追悼法要と能登半島地震の一周忌法要を、同年3月11日には東日本大震災の追悼法要を執り行い、被災物故者へ追悼の祈りを捧げた。また、コミュニティ・ケアセンターでは、災害被災者全般を対象として「こころのケア」支援を大学Webサイトに公開した。GMS学部のゼミでは、2024年の能登半島地震の発災後から継続的に能登でボランティア活動を実施し、石川県輪島市門前町での片付けや、同市「禅の里交流館」で開催された「思い出サロン」の活動に参加した。2024年10月には本学吹奏楽部、駒澤大学高等学校及び駒澤大学附属苫小牧高等学校の吹奏楽部が永平寺山門で能登半島の復興を祈願する奉納演奏を行い、併せて福井県吉田郡永平寺町で、復興祈願コンサートを開催した。2024年11月には、本学応援指導部ブルーペガサスを含め6つの大学の応援団体が石川県加賀市で開催された「応援団フェスタ」に参加し、被災地にエールを送った。このほか、2025年1月には、福島県が主催する「サイエンスカフェー福島の食べ物と安全について知ろう、話そうー」が駒沢キャンパスで開催され、医療健康科学部診療放射線技術科学科及び文学部心理学の教員、学生が参加し、福島第一原子力発電所事故後の福島県産食品に関する風評被害について向き合い、その安全性について学ぶ機会を提供した。本学は、今後も被災地の声に耳を傾け、地域と交流を重ねながら、教育・研

究と支援活動を両立させる持続的な支援を続け、安心して暮らせる社会の実現に寄与していく。

以上のように、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、取り組みを実施しており、教育研究成果を適切に社会に還元している。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

②-1：社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学は2021年4月に学術研究推進部を新設し、併せて「社会連携センター」を設置した。そして「駒澤大学社会連携委員会規程」を定め、教学運営会議のもとに「社会連携委員会」を設置している。同委員会は、中期事業計画に基づいた全学的な社会連携・社会貢献に関する事項を審議し、関係部署間の連絡調整を図る役割を担っている。なお、中期事業計画に挙げられた各事務部署の取り組みは、年度末に達成度評価が行われ、その結果は教学運営会議を通じて全学的に共有されている。各組織が展開する社会連携・社会貢献活動の適切性に対する点検・評価については、それぞれの組織がアンケート調査などを行い、改善・向上に活用している。各事務部署の取り組みは、全学教授会のほか、教学運営会議のもとにある関係委員会及び分科会で報告されている。各学部等及び研究科が実施した活動は、各学部等教授会及び研究科委員会で共有されている。附置研究所も各研究所単位で事業報告書を作成し学長に提出することとしている。また、学外機関と協働する取り組みについて、「世田谷プラットフォーム」では、構成機関で組織される事務局会議、協議部会、協議会、報告会を定期的実施している。「せたがやeカレッジ」でも同様に、構成機関で組織される幹事会で動画の再生回数や視聴時間などを検証し、企画に活用している。このように各取り組みに対する評価の体制は整備されている。

②-2：点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

自己点検・評価の結果を活用した社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上のための取り組みとして、2023年度までは、新型コロナウイルス禍（以下「コロナ禍」という。）の影響により学内外の多くの社会連携事業・社会貢献事業が中止、規模縮小、またはオンライン実施といった形態の変更を余儀なくされていた。この点については、これまでの自己点検・評価の際に各組織からも課題として挙げられていたが、2024年度は、事業の再開、規模の拡充、対面実施など、コロナ禍以前の水準に近い事業が運営されている。特に「公開講座」においては、コロナ禍における代替措置として取り入れたオンデマンド形式でのオンライン開講に、遠方の受講生を呼び込む効果があることが確認されたため、2024年度は対面・オンデマンドの2つの形式で運営することとし、より幅広い層への展開が可能となった。

以上のように、社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

<長所・特色>

- 1) 【仏教学部】わが国最大規模の、仏教学の教育研究を行う学部であるという特性を生かし、本学部は、積極的に仏教や禅に関わる社会連携・社会貢献活動を行い、大きな成果を挙げている。学部教員がメディア出演し、社会に向けて学術情報の発信を積極的に行うとともに、学内および他大学、

外部機関等より仏教・禅関連の出講要請を受けた場合、学部として適切な教員を派遣し協力している。さらに、学部の教員が主体となり、公開講座（土曜講座、日曜講座）を担当し、研究成果の発信、地域交流を図っている。特に、本学部では仏教学の理論研究に加えて、実践研究にも力を入れており、その成果に基づき、仏教学部教員が、坐禅の指導と一般向け学術講演を行う日曜講座については、2024年度、坐禅（坐禅堂）：24回、講義（3-207）：24回、はじめての坐禅（坐禅堂）：9回を実施した。以上のような取り組みを通じて、多くの一般の方々に仏教と禅の魅力と、現代社会の諸問題を根柢から見つめる視座を伝えている（整理番号①-1）。世田谷区保健センター主催の坐禅体験講座に、学部として教員を派遣して、現代人のメンタルヘルスの増進のための事業に協力している。公開講座において、学部として指定した教員が、一般人向けに坐禅の指導を行い、現代人のメンタルヘルスの増進を図っている。坐禅は、心を落ち着かせ、集中力を高める効果を持つことが科学的にも実証されており、坐禅を通して自分自身の心と向き合うことは、ストレス社会で生きる現代人のメンタルヘルスの増進に大いに貢献することができる（整理番号①-2）。

- 2) 【文学部】ニューカッスル大学やカイロ大学の教員を講師に招いた公開講演会の開催を通じて、例年以上に海外の大学との学術的な国際交流が行われ、駒澤大学の国際的な存在価値を高めるのみならず、国際交流協定も視野に入れたさらなる関係構築に弾みを付けることができた（整理番号①-2）。
- 3) 【経営学部】特定の分野に限らず、多くの授業やゼミにおいて様々な社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。これにより、多くの学生が社会との繋がりを意識しながら大学での学習を進めることが可能となっている（整理番号①-1）。
- 4) 【医療健康科学部】放射線治療を中心とした産学連携研究と指導（放射線治療人材教育センター）を2018年度から進めている。2020年度は新型コロナウイルス感染症のため活動が制限されたが、感染拡大防止に留意して病院や企業の技術者の技能向上のための交流事業を実施している。2023年度においては、放射線治療人材教育センターにおいて日本医学物理士会が主催する医学物理士実務講習会等を実施した（整理番号①-1、①-2）。
- 5) 【GMS学部】本学部教員が、日本データベース学会のセミナー委員会委員として、広く社会に対して専門知識を分かりやすく解説する「DBSJセミナー」の運営を担っている。2024年度は次の2件のセミナーを開催：（1）生成AIの安全性における法的課題や活動事例、（2）AIの研究開発への活用についてー生成AIを活用した研究やビジネスにおける法的課題や活動事例最前線ー。また、本学部教員が、学部生とともに能登半島震災・水害への支援活動に参加している。輪島市門前町の震災・水害からの復興支援活動として、總持寺商店街での写真展・デジタル相談会の開催や地域のお祭り支援を行った。本取り組みは2024年12月朝日新聞夕刊で紹介された（整理番号①-2）。
- 6) 【仏教学研究科】大学院担当教員が担当する日曜講座、公開講座（土曜日開講）等の社会人向け講座に出講している。日曜講座については、仏教学研究科の院生が坐禅指導の補助などを行い、教員だけではなく学生も地域の社会貢献活動に参画している。本学が建学の理念に禅ならびに仏教を掲げる大学であることは、広く一般にも周知されており、両講座はともに多くの受講者を得て受講後の満足度も高く、社会人のリメディアル教育や地域社会の文化の醸成に貢献しており、本学の存在価値の向上に寄与する活動となっている（整理番号①-2）。
- 7) 【医療健康科学研究所】本研究所では以下の活動を通じて社会連携・社会貢献を進めている。①本学卒業生を中心とした「駒澤大学放射線ネットワーク」と連携した若手技師への啓発活動、②学会研究会との講習会やセミナーの共催。こうした活動の一部はコロナ禍で活動が止まっていたが、2022年度より徐々に再開しており、2024年度はほぼコロナ禍前のレベルまで活動を元に戻すことが

できた。また、本学教員も参画しているNPO法人「MedicalPLAY」が駒澤大学社会連携センター内に2021年10月に発足した。本小児医療患者に対する画像検査に関する情報リテラシーを上げる活動を推進している（整理番号①-1）。

<問題点>

- 1) 【人文科学研究科】現状においては、すべての専攻で行われているわけではない。今後については、全学的社会連携活動が強化されることを受けて、各専攻において社会連携などを意識した教育・研究をさらに模索する必要がある（整理番号①-1）。
- 2) 【法学研究科】法学研究科の担当教員は法学部の専任教員でもあるところ、社会連携・社会貢献について学部および大学を通じて参加しているが、法学研究科としての独自の組織的な取り組みはなされていない。社会連携センター等とも相談しつつ、取り組みを進めることが今後の課題である（整理番号①-1、①-2）。
- 3) 【経営学研究科】経営学部とは別に経営学研究科において社会連携・社会貢献を進めていくなら、企業との連携協定や社会人教育のためのプログラム開発に取り組む必要がある。そのためには、学位プログラムの提供に偏っていた研究科運営を見直し、聴講生や科目等履修生を積極的に受け入れ、社会へ還元できるような取り組みを進めるべきである。しかし、「駒澤大学大学院学則」の改正案において大学院聴講生制度の廃止案が提示された。そして、教務部としては社会人向けの別プログラムをもって希望者のニーズに応えていきたいと希望しており、社会連携センターとともに検討を進めていく予定であることが示されたことから、これらの動向を注視しつつ、検討を進めていくべきであると考えている（整理番号①-1、①-2）。
- 4) 【法学研究所】法学研究所が会員の法律関係に関する各種試験のための勉強の場、あるいは法律関係の職に就くためのキャリア教育の場という現状のもと、地域交流や国際交流というものがあるような形で関係づけられるかということも含めて将来的な検討課題である（整理番号①-1）。

大学基準10 大学運営・財務 （1）大学運営

①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

①-1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

本法人の構成員全般に係る「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」を定め、法人Webサイトで公表している。大学の理念・目的を実現するため、2017年度に「長期ビジョン」を定め、これに基づく中期事業計画を策定した。また、この中期事業計画を具体化するため、単年度の事業計画を策定し、大学運営を行っている。さらに、2019年度には「大学運営・財務に関する基本方針」を制定し、「管理運営体制」「教学運営体制」「教職員の採用・育成」「危機管理」「自己点検・評価」「情報公開」「財務」の7項目に関する方針を定めている。各方針の策定時は全学教授会及び事務部長会で報告している。このほか、本学では例年4月の事務部長会において、常勤監事より「学校法人駒澤

大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」を書面で配付し、教職員への理念及び方針の周知を図っている。これらは大学Webサイトに公表され、広く社会にも周知されている。

①－２：関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

法人のガバナンスについては、「寄附行為」において「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校を設置し、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うこと」を目的として定め、学校法人及び法人諸学校を自主的かつ自律的に運営している。なお、2025年4月の私立学校法の一部改正に伴う「寄附行為」の変更は、2024年7月の理事会で決定している。また、ガバナンスの強化及び健全性の向上を図るため、一般社団法人日本私立大学連盟が公表する「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、遵守状況を点検している。2024年度も、法人としてすべての「基本原則」及び「遵守原則」を遵守できており、その結果を「『学校法人駒澤大学ガバナンス・コード』遵守状況報告書」として2025年3月の理事会で報告し、同連盟に提出することを承認した。この報告書は、大学Webサイトに公表されている。

「学長」の選任については、「駒澤大学学長選考に関する規程」に基づき、「学長選挙管理委員会」が実施する「学長候補者選挙」によって最終学長候補者を決定し、その後、理事会の議を経て理事長が任命している。学長の資格は、本学で5年以上の教授歴を有する者と定められ、このほか任期などが同規程に定められている。なお、「駒澤大学学長解任請求に関する規程」を定め、学長の解任請求について規定している。学長は、理事として理事長を補佐し、法人の業務を掌理すること、及び評議員に選任されることが「寄附行為」に規定されている。学長の権限と役割は、「学則」において、「校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定されており、各規程に基づき、学内委員会の委員長を務め、その権限を執行している。内部質保証の推進にあたって、学長が議長を務める教学運営会議は、「駒澤大学教学運営会議規程」に基づき、教学運営や研究推進及び学生支援など多岐にわたる事項を審議している。同規程では、各種方針や取組計画の決定にあたり、教授会の意見を聴くことを規定している。

「副学長」は、「学則」において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定されている。さらに、「駒澤大学副学長規程」では、教学運営に関する事項について、職務を担当する役割が定められている。副学長は、本学の専任教員の教授の中から学長が選考し、全学教授会の同意を得て、学長が委嘱する。「学部長」「総合教育研究部長」「大学院各研究科委員長」及び「研究科長」は、「学則」及び「総合教育研究部教授会規程」に基づき、学長を補佐し、それぞれの校務をつかさどっている。これらの役職は、「学部長の選任に関する規程」「総合教育研究部教授会規程」などに則り選考され、学長が委嘱する。教授会機能としては、「学則」に基づき、全学にわたる教育研究に関する重要事項の審議、諸報告及び各学部等間の連絡調整を行う「全学教授会」を置き、「全学教授会規程」では、学長が決定にあたり、全学教授会の意見を聴くことが必要な事項を定めている。また、「学校教育法」に基づき、各学部及び総合教育研究部には「教授会」を置き、大学院には「研究科委員会」、法科大学院には「研究科教授会」が置かれ、「学部教授会規程」には、学長が決定を行うにあたり意見を述べる旨の規定があり、学長の意思決定との関係が明記されている。さらに、大学院全体にわたる教育研究に関する重要事項を審議する「大学院委員会」を置くことが、「大学院委員会規程」に定められている。

①－３：法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、

関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

「寄附行為」に法人組織について定めている。「理事会」は、「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定されており、総長及び駒澤大学学長を含む理事12人以上16人以内、及び監事3人以上4人以内で構成されている。「理事」は、「寄附行為」に定められた学長、総長、学校長、曹洞宗責任役員会、評議員会、教職員など多様な構成員から選任されている。「評議員会」は、「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴すること」を職務とし、21人以上23人以内の評議員で構成されている。「評議員」は、「寄附行為」に定められた法人の教職員、法人が設置する学校を卒業した者、学生・生徒の保護者または保証人、曹洞宗責任役員会が推薦した者、外部有識者など、この法人に関わる多様な構成員から選任されている。「総長」は、理事会で選任され、その権限は「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神の具現につとめ、この法人が設置する諸学校の建学の理念にかかる教学を総括する」と定められている。「理事長」は、曹洞宗責任役員会の推薦した者の中から、理事会で選任する理事を除く理事総数の過半数の議決により選任され、この法人を代表し、その業務を総理する権限を有している。「監事」は、法人の業務及び財産の状況、並びに理事の職務の執行を監査することなどを職務とし、理事会が選出した候補者のうちから、評議員会の決議を経て、選任される。監事のうち1人を「常勤監事」とし、監事の過半数の合意をもって選定する。また、理事のうちから、理事会の議を経て「執行理事」を選任し、その職務を「理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と規定している。「学校法人駒澤大学寄附行為施行細則」に基づき、「執行理事会議」を設け、「執行理事会議規程」に則り、業務執行状況の確認を行うことで、組織内のチェック機能を働かせている。

法人の政策を策定する機関として、理事会のもとに、理事長を委員長とする「法人政策検討委員会」の設置が2017年4月の理事会で議決された。法人政策検討委員会は、本法人の経営計画に資する総合的な法人全体の政策を策定し、理事会への提言を行う機能を担っている。なお、法人政策検討委員会には、法人の政策を検討するため、「事業計画策定部会（事務所管：総務部）」「財務計画策定部会（事務所管：財務部）」「施設整備部会（事務所管：管財部）」「人材職場環境整備部会（事務所管：人事部）」及び「法人諸学校管理運営部会（事務所管：総務部）」の5つの作業部会が設置されている。この部会には、関連する執行理事及び事務組織の部長が構成員として出席している。

危機管理に関する意思決定については、「駒澤大学危機管理に関する規程」に基づき、「危機管理委員会」及び「臨時対策本部」を設置している。危機管理委員会は「定例会」のほか、委員長である学長が必要と認めた場合に「臨時会」を開催している。臨時対策本部は学長が必要に応じて開催する。2024年度は、危機管理委員会を定例会1回、臨時対策本部を2回開催した。このほか、「駒澤大学消防計画」に基づき、「自衛消防隊」を編成し、毎年度、関係部署及び自衛消防隊員による防災訓練を実施するなど、教職員の自衛意識の向上を啓発している。また、2022年度には、法人に影響を及ぼすおそれがある事象に迅速かつ確に対処し、法人の生徒・学生、教職員及び近隣住民などの安全確保を図るとともに、法人の社会的な責任を果たすことを目的に、「リスクマネジメント推進室」を設置し、「学校法人駒澤大学リスクマネジメント規程」を定めた。同規程に基づき、法人内に存在するリスクの全体像を把握し、リスク意識を高めることを目的に「リスク調査」を実施し、法人の安定的な業務遂行と信頼性の維持・確保を図っている。

以上のように、大学を設置・管理する法人として、関係法令及び規程などに基づき、組織及び役職者の権限と責任を明確にし、チェック機能を果たしながら、適切な運営を行っている。

②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

②-1：予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成は、「長期ビジョン」に基づいて策定された中期事業計画の行動目標及び前年度の事業計画進捗状況を確認しながら、理事長が示す「予算編成方針」に従い各部署が「事業計画書」を作成し、事業計画ごとの所要経費を計上している。各部署が作成した事業計画書及び所要経費については、「事業計画策定部会」を所管する総務部と、「財務計画策定部会」を所管する財務部が合同で開催する「予算ヒアリング」において、妥当性・適切性などの観点から質疑が行われている。適切性を欠くと判断された事業計画や所要経費については再考を求めている。次年度予算は、予算ヒアリングによる事業計画及び所要経費の精査を経た後、「学校法人駒澤大学経理規程」及び「学校法人駒澤大学予算会議規程」に基づいて編成されている。予算原案は「予算会議」において審議し、評議員会の意見を聴取した上で、理事会の議決を経て決定している。この多重的な承認手続（予算ヒアリング、予算会議、評議員会、理事会）を取ることで、予算編成の合理性と透明性の確保に努めている。

予算執行は、「学校法人駒澤大学経理規程」及び「駒澤大学予算統制等に関する細則」に基づき、執行時に稟議又は決裁伺いにより支出内容を精査している。また、教育研究上、管理運営上、重要な契約は、「学校法人駒澤大学契約規程」及び「学校法人駒澤大学契約規程実施細則」に則り、財務担当執行理事が委員長を務める「契約審査会」で、各事務部署が作成した「契約事項伺書」などに基づき、合理性及び経済性の観点から審査を行い、適格性と透明性を高めている。このほか、各事務部署から「月別予算執行管理表」を提出させ、予算執行状況を把握するとともに、予算会議に報告している。

以上のように、予算編成及び予算執行は適切に行われている。

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

③-1：大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

事務組織は、「学校法人駒澤大学事務組織規程」に基づいて、「法人本部（総務局及び財務局）」「駒澤大学（学長室、教育・研究事務群及び学生支援事務群）」「内部監査室及びリスクマネジメント推進室」で構成されている。同規程には、法人及び駒澤大学の職位、職務権限についても定めている。事務組織の設置については、法人政策検討委員会及び人材職場環境整備部会で議論を重ね、「広報戦略室」や「スポーツ局（仮称）設置準備係」といった新部署の設置を進めるなど、時代のニーズや各部署からの要請に即した組織体制を整備している。各組織における適切な人員配置を計画しているが、業務量に対して一時的に人員が不足する部署については、派遣職員の活用や業務委託などにより対応している。人事配置については、公正かつ円滑な実施のため、「駒澤大学職員人事委員会規程」に基づき、「職員人事委員会」で決定している。

③-2：大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

教員と職員の協働・連携は、「学校法人駒澤大学行動規範」に基づき、全学の教学運営を組織的に推進する基盤と位置づけられている。教学系事務部署の長は、学長の委嘱により専任教員が務め、その専

門的知見を大学運営に活かしている。教学運営会議は教職員双方の役職者で構成され、学長のもと、教育研究活動を含む諸政策の立案、実行及び検証をそれぞれの視点で組織的に行っており、この協働体制は内部質保証の推進に効果的に機能している。また、「駒澤大学教学運営会議規程」では、各取組計画などについて、関係する各組織が参画する組織横断的な検討体制を編成し検討を指示することを規定し、教職協働の体制構築を明記している。さらに、「駒澤大学学長補佐に関する規程」においても、学長の指示のもと、学長補佐が組織横断的なワーキンググループを立ち上げることができることを規定し、教職協働体制の整備を裏付けている。2024年度には、開校150周年事業に向けた企画の準備として、教学運営会議のもとに「駒澤大学150周年記念誌編纂ワーキンググループ」が設置され、記念誌編纂の計画立案・検討のための体制整備が進められた。このワーキンググループは専門的知見を持つ教員及び関係事務部署の職員が参画し、教職協働で事業を推進している。

③-3：必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

専門的な知見を必要とする部署（内部監査室・リスクマネジメント推進室・国際センター事務室など）の管理職については専門職の中途採用を行っている。また、専任職員の「キャリア採用」では前職でのスキルなどを考慮して採用を行い、即戦力となる部署へ人事配置をしている。その他、専門的知見を有する人材との業務委託契約も各事務部署で行っている。多様化、専門化する課題への対応として、専門職人材（カウンセラー、看護師、SE、学芸員など）を採用し、専門分野を考慮して配置している。近年は、システム関連の専門知識を有する者を任期付から正職員へ登用し、学内のシステム構築に向けた体制を整備している。

③-4：職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

職員の採用は、「職員採用に関する規程」に基づき、職員人事委員会の議を経て、理事長が決定している。職員の昇格については、「駒澤大学職員の資格に関する規程」に基づき、「事務職員資格基準表」に従い、職員人事委員会の議を経た上で、上位の資格に昇格させている。人員配置については、各事務部署の所属長へヒアリングを行い、専任職員のキャリア採用、非正規職員の活用などを含め、適切な配置に向けて調整している。採用人数については、人件費の影響や職員構成を考慮した適切な採用計画の策定が求められている。職員に対する業務評価については、「職員人事評価制度」及び「職員人事評価制度マニュアル」に基づき、目標達成度評価と能力行動評価についてそれぞれ5段階で行われている。目標は上司との面談で決定され、期首・中間・期末に上司と面談を行い、評価が実施される。最終評価は上位者が期末に行い、2018年度から「評価に対する異議申し立て制度」も設けており、適正に行われている。評価結果は、3年間の評価結果総合点において、一定基準を満たした者を任用選考候補者とするなどに活用されている。処遇改善については各人や各事務部署の状況を把握しながら可能な限りの対応を行っている。

③-5：大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

SD（スタッフ・ディベロップメント）については、「教職員研修制度推進委員会」が毎年度、実施方針及び実施計画を検討している。学内研修制度は、「①資格ごとの階層別」「②教職員全体への研修」「③情報共有の場の提供」を3つの柱として構成されている。2024年度は各階層別研修（書記、係長以外の主事・主事補、部長・課長・係長）を実施し、情報共有の場及び職員のプレゼンテーションの場である「meet up! Presentation&Pitch」を実施した。そのほか、全教職員を対象とした「情報セキ

ユリティ研修」、人事部主催の入職1年目職員を対象とした「フォローアップ研修」、2025年度入職予定職員を対象とした「新入職員研修」、「教職員ハラスメント研修」及び福井県永平寺での「教職員参禅研修会」を実施した。また、学外主催の研修会についても積極的に周知し、参加を奨励している。職員の自己啓発を促進するため、「資格取得支援制度」を設けており、2024年度は「ITパスポート」「第一種衛生管理者」「ビジネス実務法務検定2級」などの資格取得者を輩出した。

以上のように、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置しておりその組織が適切に機能している。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

④-1：監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

監査は、「監事」「監査法人」及び「内部監査室」という三様監査によってそれぞれの役割に応じて行われ、相互に情報交換の場を設け、個々の監査の合理性と有効性を高め、大学運営の適切性を担保している。監事は、「学校法人駒澤大学監事監査規程」に基づき、理事会及び評議員会へ出席し、審議状況を監査している。監事のうち常勤監事は、理事の日常的な執行状況の監査を担い、執行理事会議への同席や稟議決裁文書の確認など、継続的な監査を実施している。監事による学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況の監査の結果を「監査報告書」に記載し、大学Webサイトで公表している。さらに、必要に応じて監事会を開催し、常勤監事の監査状況や内部監査の状況などの報告を受け、監事相互の情報共有を図っている。また、「学校法人駒澤大学経理規程」では、「私立学校振興助成法」に基づき、公認会計士による会計監査を行うことを定めており、適切に実施されている。独立監査人の監査報告書は、資金収支計算書など主要な財務情報について監査を行った結果が記載され、所轄庁である文部科学省に提出されている。内部監査室は、「学校法人駒澤大学内部監査規程」及び「学校法人駒澤大学内部監査実施細則」に基づき、監査計画を作成し、毎年、各事務部署の「定期監査」及び「フォローアップ監査」を実施している。また、「駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」に基づき、公的研究費の不正防止に関する監査も行っている。内部監査の結果は「監査報告書」として、常勤監事及び理事長へ報告されている。さらに、内部監査室は「公益通報者保護法」に基づく「学校法人駒澤大学公益通報者保護規程」により公益通報窓口を設置し、学外の担当弁護士と連携して公益通報者の保護と法令遵守の向上を図っている。

④-2：大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

大学運営の適切性の点検・評価は、各事務組織による「事業計画書」及び「事業報告書」の作成によって行われている。事業計画の策定と承認プロセスについて、次年度の事業計画書は、中期事業計画に基づき、まず法人政策検討委員会及び事業計画策定部会において策定方針が検討された後、各事務組織に作成が依頼されている。事業計画書は、事業計画と予算の連動を図るため、各事業の取組工程ごとに所要経費を記載する様式となっている。各事務組織より提出された計画書は、財務部と総務部が合同で予算ヒアリングを開催し、妥当性・適切性などの観点からチェックを行い、必要に応じて修正を求めている。修正後の計画書は、法人政策検討委員会の審議を経て、理事会、評議員会で審議及び承認が行われ、「学校法人駒澤大学事業計画書」として法人Webサイトへ公表されている。事業報告書は、各事務

組織が事業計画の達成状況、自己評価及び今後の改善計画などの取り組みを記載する様式であり、各事務組織のPDCAサイクルを機能させる仕組みとなっている。各組織が作成した報告書は、執行理事会に提供され、点検・評価結果の確認が行われている。その後、要点を抜粋・編集した事業報告書案を、理事会・評議員会で審議及び承認し、「学校法人駒澤大学事業報告書」として大学Webサイトに公表されている。この事業報告書案は「監事監査報告会」へも提供され、監事監査に活用されている。中期事業計画の点検・評価については、総務部より大学の各事務組織及び法人諸学校へ事業報告書の作成依頼が行われ、達成度、自己評価及び今後の取り組みについて報告を求めている。この中期事業計画は、教学運営会議と事業計画策定部会の連携により策定され、各学部等・研究科の中期事業計画と連動しており、大学全体のPDCAサイクルが確立されている。教学運営会議は、中期事業計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて改善支援を行っている。組織の点検について、職員人事委員会は、人員の適正な配置と職員の採用・人事評価結果について点検・評価し、教職員研修制度推進委員会もSDの組織的な実施について点検・評価を行っている。これらの取り組みを通じ、大学運営の組織や諸事項を定期的に把握し、成果と課題を認識するよう努めている。また、施設管理、守衛警備、学食運営などの業務委託に関わる事業者と、月に1回の定例会を開き、業務の報告と点検を行っている。

④-3：点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

自己点検・評価の結果を活用した組織のあり方などを含む大学運営に関わる事項の改善・向上のための取り組みを行っている。学校法人の情報公開体制の改善として、2025年4月の私立学校法改正に向けて、文部科学省より事業報告書の作成例が示されたことに伴い、本法人の事業報告書の掲載内容を大幅に見直し、大学憲章、行動規範、長期ビジョン、設置する学校・研究科、役員の概要や賠償責任保険、教育機構図、事務組織図に加え、決算書や予算編成方針の情報を追加・充実させ、社会への説明責任を果たせるよう改善を図った。また、中期事業計画の推進にあたり、私立大学等経常費補助金事業の課題を把握した上で、教育的効果と補助金収入を考慮し、優先順位を定めて取り組むことを教学運営会議で決定した。この方向性に従い、各事業の進捗状況は教学運営会議で定期的に確認されている。各事務部署への次年度事業計画策定の依頼にあたり、「予算編成方針」「中期事業計画」及び「全学自己点検・評価結果報告書」を確認するよう指示し、前年度の点検・評価を活用するよう促している。教職員の資質向上の取り組みとして、コロナ禍により中断されていた曹洞宗が主催する「教職員参禅研修会」を大学主催で再開し、建学の理念及び本学教職員としての意義の再確認を図った。また、深刻化する「ハラスメント」という社会問題に対し、管理職を対象とした「ハラスメント研修」を行った。今後は全教職員の参加を必須とする研修会を開催し、ハラスメントのない健全な職場環境の実現に向けて取り組んでいく。さらに、「AI」を活用した業務効率化に向けて、担当事務部署によるプレゼンテーションを実施し、デジタルツールの活用を促進している。定例の研修に加え、教職員の要望や大学の課題に即した研修を積極的に企画・開催することで、個々の能力開発を支援し、業務プロセスの見直しや最適な人員配置など、効果的な大学運営につなげていく。

以上のように、大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

<長所・特色>

1) 【学長室】ダイバーシティ推進について2024年度は「聴覚障がいと聴覚障がいに対する合理的配

慮」をテーマに、学生支援センター学生支援相談課の協力の元、聴覚障がい学生が在籍する学部を中心に、文学部、法学部、総合教育研究部外国語第一部門、仏教学部、経済学部において「ダイバーシティ研修会」を実施した。

- ・文学部（2024年10月17日）参加者 57人
- ・法学部（2024年11月15日）参加者 33人
- ・総合教育研究部 外国語第一部門（2024年12月7日）参加者 37人

※外国語第一部門の専任教員、非常勤講師を中心に、聴覚障がいがある学生に対する授業のあり方について、非常勤講師の研修会と日程を合わせて研修を実施。外国語第一部門以外の総合教育研究部の専任教員も任意で参加。

- ・仏教学部（2025年2月13日）参加者 24人
- ・経済学部（2025年2月13日）参加者 41人

講師より聴覚障がいについての説明の後、各学部の学生からの授業やコミュニケーションに関する希望が紹介された。終了後、教員から学生対応や機器の使い方についての質疑があり、活発な意見交換がなされた（整理番号③-5）。

<問題点>

特になし。

大学基準10 大学運営・財務 （2）財務

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

①-1：具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

「駒澤大学大学運営・財務に関する基本方針」に基づき、中・長期財政計画について、例年10年間の財務シミュレーションを作成し、長期に亘って財政の健全性を確認している。2024年度は、法人政策検討委員会の作業部会である財務計画策定部会において、教場棟の建設や大規模修繕などの予定を踏まえ、教育研究の維持・向上とともに新教場棟の建設が財政的に実現可能であるかを検証し、その資金計画を策定するため、2024年度から15年間の財務シミュレーションを確認・審議した。

①-2：財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

このほか、同規模、同系列の私立大学や日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」を参考に、財務関係比率の比較検討を行っている。特に、「経常収支差額（比率）」は、施設整備を含めた教育投資の充実を図る上で重要視しており、2024年度の予算編成方針では7～8%程度を目標として設定した。また、固定費として削減が難しい「人件費（比率）」も注視しており、予算編成方針において50%以内を目標と設定するとともに、統計データとの比較を常に行っている。「今日の私学財政」と同指標である大学部門で比較した結果、2024年度決算では、経常収支差額比率は9.4%、人件費比率は46.7%となり、目標を達成している。他のどの指標を見ても、本学の数値は概ね良好である。

以上のように、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定するとともに、財務関係比率に関する目標を設定し、健全な大学運営に取り組んでいる。

※経常収支差額比率…経常収入から経常支出を差し引いた経常収支差額の経常収入に対する割合のこと。

※人件費比率…人件費の経常収入に占める割合のこと。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

②-1：教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

「学校法人駒澤大学予算会議規程」に則り、「予算会議」において、法人全体の翌年度繰越支払資金100億円以上、経常収支差額14億円以上、などの目標を定めた「令和7年度予算編成方針」を決定している。この編成方針に基づき、各事務部署が事業計画書及び予算申請書を作成している。将来の校舎建設などの施設設備を維持するため、第2号基本金引当特定資産や減価償却引当特定資産、建設準備引当特定資産、将来計画引当特定資産などの積み立てを行っている。また、安定的に教育研究水準を維持するため、毎年度の決算において一定程度の経常収支差額の確保に努め、財政基盤を確保している。すでに理事会で承認された「駒澤大学キャンパスマスタープラン」の「ステップ2」の概算費用を、昨今の物価高を踏まえて2023年度に再計算したところ、2029年度までに毎年約13億円の資金が必要となることが判明した。2024年度は、第2号基本金引当特定資産、減価償却引当特定資産、建設準備引当特定資産及び将来計画引当特定資産を合わせて25億円（62億円繰入－37億円取崩し）を積み増したことで将来の一時的な支出に備えている。

②-2：授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているか明らかであるか。

授業料収入の過度な依存を避け、安定した財政基盤を確立するため、中期事業計画に基づき、「資金運用」「寄付金」及び「競争的研究費」の3つの柱から収入の多様化を積極的に図っている。資金運用については、「学校法人駒澤大学資金運用規程」に基づき、「資金運用委員会」を年3回開催し、課題と方針の修正を適宜行っている。運用結果は半期ごとに資金運用委員会を経て、理事会で報告され、財源確保について情報が共有されている。本学では、過去の損失問題の経緯から機動的・積極的な運用は難しい制度となっており、収益は経済環境に応じた契約時の利率に依るところが大きい。定期預金については、取引金融機関を比較・検討し、高利率の機関に預けることで利息の増収に努めている。

寄付金については、中期事業計画に基づき、増収を目指し、「駒澤大学教育研究振興募金」「駒澤大学古本募金」「遺贈・相続財産の寄付」などに加え、2022年度からは「駒澤大学課外活動支援募金」、2024年度には「駒澤大学課外活動支援募金（サークル指定）」「駒澤大学モノ募金」と寄付項目を拡充した。大学Webサイトでの寄付事業の情報発信や、駒澤大学教育後援会・駒澤大学同窓会などの協力により、2024年度の寄付金額の合計は約1億3,014万円（対前年度実績約3,930万円増）となり、目標金額を概ね達成した。寄付金の概要と2024年度の寄付金実績について、「駒澤大学教育研究振興募金」（約2,195万円）は、教育支援、学生支援、キャリア・就職支援などへの寄付を主な使途と定めている。

「駒澤大学課外活動支援募金」は、施設・設備の整備を主な使途とし、2024年度からは対象サークルを指定した寄付も可能となり、施設・設備へ約74万円、サークル指定へ約1,517万円の寄付があった。また、学校法人出資の事業会社である株式会社KUサポートから8,000万円の寄付があり、「駒澤大学古本募金」も約76万円の実績となった。このほか、使途指定寄付金として、教育組織やサークルを指定し

た寄付があった。なお、寄付総額のうち、8,330万円については、日本私立学校振興・共済事業団が取り扱う企業など法人を対象とした「受配者指定寄付金制度」を利用した寄付である。

競争的研究費と外部資金の受け入れについて、競争的研究費のうち科研費の交付状況は学外研究費として大きな割合を占めている。2024年度は科研費の代表課題93件、分担課題96件、が採択され、本学の直接経費として、約1億2800万円の執行が可能となった。このほか、公的研究費として科学技術振興機構からの受託研究費が約2,500万円、日本私立学校振興・共済事業団からの若手研究助成40万円、厚労科研費40万円を受け入れている。競争的研究費の直接経費交付額の30%相当額が間接経費として本学に付与されており、2024年度の交付額は約2,900万円であった。間接経費は、科研費事務に関わる人件費や研究費予算管理システムなど、主として学術基盤経費に支出されている。また、その他の外部資金として、2024年度は、受託研究5件（663万円）、学外共同研究3件（32万円）奨学研究寄付2件（120万円）、寄付講座1件（52万円）、技術指導1件（33万円）など、多岐にわたる資金の受け入れがあった。

以上のように、教育研究活動を安定して遂行するため、安定的な財務基盤を確保するとともに、学外資金を受け入れ、収入の多様化を図っている。

<長所・特色>

1) 【募金事務室】2018年3月29日開催の理事会で承認された新たな寄付制度「駒澤大学教育研究振興募金」「駒澤大学古本募金」「遺贈・相続財産の寄付」に加え、2022年度からは「駒澤大学課外活動支援募金（施設・設備）」、2024年度には「駒澤大学課外活動支援募金（サークル指定）」「駒澤大学モノ募金」と寄付項目の拡充を図っている。寄付勧募に関する紙媒体での情報発信は、同窓会協力のもと「同窓会だより」発送時のリーフレット同封、教育後援会協力のもと「会報」への募金に関する情報掲載が主なものとなっている。併せて、大学Webサイト、教職員ポータルサイト「Garoon」を利用し、学内外に向けての情報発信を行っており、特に、課外活動支援募金（サークル指定）を開始したことから、大学Webサイトへ掲載されるサークルの活躍記事に、寄付申込サイトへのリンクを貼るなど、他部署の協力を仰ぎ、昨年度よりも多くの寄付実績をあげることができた。

2025年度に向けては、大学Webサイトでの寄付申込・決済をよりスムーズに行えるよう、QRコード（PayPay）決済の追加を計画している。さらに、学生への寄付文化の醸成も兼ねた取り組みとして、「課外活動支援募金（サークル指定）」の対象サークル拡充や、100以上の国公私立大学の参加実績がある「Giving Campaign 2025」への参加も検討する。教育研究振興募金においては、寄付者から寄付手続き時の通信欄等に「食支援や生理用品支援などの学生生活」「図書館への書籍の充実」「国際交流のための寄付」といった用途を付記されるケースも増えており、寄付者に「寄付をしたいと思っただけの寄付項目」の拡充を検討する（整理番号②-2）。

<問題点>

特になし。

II. 特別問題自己点検・評価報告書について

「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」第2条第2項に基づき、「特別問題自己点検・評価実施委員会」である「データサイエンス・AI教育プログラム自己点検・評価実施委員会」により作成された「令和6年度データサイエンス・AI教育プログラム自己点検・評価報告書」について検証した。本報告書は、文部科学省の「認定制度実施要項細目（リテラシーレベル）」及び申請様式に即して、各学部等により自己点検・評価が実施されている。

なお、学外からの視点として、産業界から当該教育プログラム内容・手法などに関する意見については、「自己点検・評価に関する外部評価委員会」より提言が付される。

●「データサイエンス・AI教育プログラム自己点検・評価報告書（令和6年度分）」の検証結果について

「データサイエンス・AI教育プログラム」（以下「本教育プログラム」という。）の編成、実施、改善のための体制については、「データサイエンス・AI教育プログラム運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置し、本教育プログラムの編成、実施、改善のために必要な事項を審議し、学部間の密接な連絡のもとに調整措置を取っている。本教育プログラムに関する自己点検・評価については、特別問題自己点検・評価実施委員会を設置し、運営委員会において審議された内容に基づき、自己点検・評価を実施している。運営委員会の構成員は、各学部等の教員が委員として選出され、教務部が事務所管となっている。

履修者数・履修率の向上に向けた計画期間を、2022年度から2026年度までの5年間と定め、履修者数などを把握し、改善策の検討を行っている。本教育プログラムの履修登録者数は年々増加しており、2022年度は178人、2023年度は488人、2024年度は764人と推移している。履修登録者数増加の要因として、2024年度には必須科目「データサイエンス・AI入門」を初めとした対象科目の増コマ・オンデマンド化により受講予約定員を増やし、より多くの学生が受講可能となったことが挙げられる。一方で、本教育プログラム登録者数（2023年度：324人、2024年度：351人）及び修了者数（2023年度：212人、2024年度：249人）の伸びは、各科目の受講予約定員数の増加（2024年度：1,019人分の定員数増）と比較して鈍く、登録者数・修了者数を増やしていくことが今後の検討事項である。

必須科目「データサイエンス・AI入門」では、受講前アンケート・小テストなどを行うことで、全履修者の学修成果を把握している。そのほかの科目についても成績分布などを分析することで、学修成果を把握できるようにしている。2024年度に実施したアンケートの結果によると、「人工知能（AI）とは何かを自分で説明できるか」という問いに対し、授業前は47%であった肯定的な回答が、授業後には83%に増加し、大きな理解の進展が見られた。また、「データサイエンス（DS）とは何かを自分なりに説明できるか」という問いに対しても、授業前は5%であった肯定的な回答が、授業後には55%に増加した。本教育プログラムが、単なる知識の習得に留まらず、学生の自己認識や自信の向上に貢献していることを示している。

さらに、「データサイエンスやAIを学ぶ意義」に関する自由記述においても、授業前は「今後の時代にはAIの知識が必要になると考えている」などの抽象的な回答が多かったが、授業後には「教職での活用」「業務の効率化」「日常生活での応用」「誤情報への対応やリスクの理解」など、より具体的かつ多面的な視点に基づく回答が増加しており、学修成果の定着と深化がうかがえる。これらの分析結果を運営委員会で共有し、本教育プログラムの評価を毎年度行い、内容の改善に活用している。

学生の内容の理解度に関しては、本学が半期の授業ごとに実施する「学生による授業アンケート」に

より確認できる仕組みが整っている。さらに必須科目「データサイエンス・A I 入門」では、授業時間内の小テストや、毎回、実習の進み具合を確認する提出物を課すことで、理解度や進捗度を把握できるようにしている。2024年度のアンケート分析結果によると、「データサイエンス・A I 入門」について「よく理解できているか」という設問に対し、80%程度が肯定的な回答をしている。また、「この講義を通じて自主的な学びの姿勢が身についたか」という設問に対しても80%程度が肯定的な回答をしており、学生が積極的に理解しようとする姿勢が現れていることが確認できる。これらの傾向は2022年度のプログラム開始当初から見られ、教育の質が維持できていることを示している。また、受講前後に行った基礎知識の確認テストでは「ディープラーニングに関する説明」の正答率が授業前55%から授業後約86%に向上し、理解度の大幅な向上が確認された。その他、データサイエンス及びA I に関連する設問においても、10~30%程度の正答率向上が確認でき、全体的に基礎知識の習得状況に顕著な改善が確認された。今後も同アンケートを利用して継続的に理解度を把握し、本教育プログラムの運営に反映させていく。

必須科目「データサイエンス・A I 入門」の、受講前後アンケートでは、他の学生への推奨度も調査している。2024年度のアンケートでは、「この授業を後輩や友人に勧めたいと思うか」という設問に対し、「推奨」と回答した学生が、授業前83%から授業後には92%に増加した。本講義に対する学生の満足度が高く、教育の有効性も高く評価されていることがうかがえる。今後も継続的に受講生に対するアンケートを続け、より多くの学生に推奨されるように内容を点検・改善を図っていく。

2024年度までの累計で、本教育プログラム登録者数は852人となり、本教育プログラム開始年度の収容定員（2022年度：13,582名）に対し約6%の進捗で、当初の計画どおりに推移している。2025年度は「データサイエンス・A I 入門」を2コマ、「プログラミング入門」を5コマ増やし、より多くの学生が履修できるよう、受講予約定員の増加を図る。併せて、新入生オリエンテーションにおける案内により本教育プログラムの認知度を高めるとともに、本教育プログラム受講へのインセンティブとなる課外プログラムの導入を決定している。

以上のように、本教育プログラムの編成、実施、改善のための体制・計画は適切に整備されており、改善に向けた取り組みが行われている。

Ⅲ. 総括（優先検討課題）

大学基準協会による2020年度大学評価結果において提言された「改善課題」について、本学は学長を議長とする教学運営会議を中心に、その改善に取り組んできた。教学運営会議は2018年度に設置され、本学における教育・研究の質的充実と社会貢献を持続的に推進することを目的とする組織である。同会議は、教学運営上の長期ビジョン、施策体系などの重点方針や、これに基づいた各種方針や予算計画を含む中期・単年度の取組計画を策定し、さらに、実施状況の評価・検証を踏まえた改善計画を定めることにより、本学の内部質保証を推進する役割を担っている。構成員は、学長、副学長、局長、各学部長等、大学院各研究科委員長、法曹養成研究科長、各事務部長などであり、全学的な教学運営の方針を審議している。2020年度の大学評価時には、会議の設置から間もないこともあり、全学への働きかけが充分に至っていなかった。しかし現在では、「内部質保証の方針」に基づき、教学運営会議を中心とした全学的な内部質保証の推進、すなわちPDCAサイクルの実行が着実に図られている。

大学基準協会からの指摘事項の改善については、教学運営会議から各学部等・事務部署に対し、中期

事業計画の策定時に、指摘事項の改善を含む事業計画の作成を依頼した。その後、関係委員会や学部等・研究科を中心に改善方針の確認と改善案の策定が行われ、全学教授会や理事会の承認を経て「学則」改正などが実施され、着実に改善が進められてきた。「改善報告書」の作成にあたっては、まず2021年4月の教学運営会議において指摘事項を共有し、2024年7月末までの提出期限を学内に周知した。その後、2024年2月の全学自己点検・評価委員会にて作成方針とスケジュールを共有し、各事務部署において原案が作成された。最終的に、2024年6月の全学自己点検・評価委員会において審議・了承され、同年7月に「改善報告書」を大学基準協会へ提出した。その結果、2025年3月に大学基準協会から「改善報告書検討結果」を受領した。結果では「提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる」と評価され、「再度報告を求める事項なし」との結論が示された。一方で、単位の実質化の問題や学生受け入れに関する定員管理の問題については、今後もさらなる改善努力が求められるとの指摘を受けている。

改善に向けた大学全体の取り組み、4点の改善課題の改善状況について、「改善報告書検討結果」での本学の評価は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞ ～「改善報告書検討結果」より～

「駒澤大学内部質保証の方針」に基づき、内部質保証推進組織である「教学運営会議」の依頼により、各学部・研究科等は中期事業計画の策定時に指摘事項の改善を含む単年度の事業計画を策定し、これらが着実に実施できているか2022年度より毎年度点検・評価を行っている。点検・評価に基づく改善支援については、「教学運営会議」が自己点検・評価結果を評価・検証し、2023年度から各部局に対して議事録等を通じて検証結果を提示している。この検証結果を受け、各部局は「改善取組計画」を策定し、改善・向上に取り組み、その進捗状況等を「教学運営会議」で報告している。未改善の事項については、各関係組織と連携し、同会議が支援を行う仕組みを構築しており、内部質保証システムの改善が認められる。なお、今回の改善報告書において、改善に向けた取り組みが十分でない事項についても、上記の体制のもと、引き続き改善に取り組むことが求められる。

＜改善課題の改善状況＞ ～「改善報告書検討結果」より～

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。改善課題に関し、単位の実質化の問題、学生の受け入れにおける定員管理の問題について、今後もさらなる改善に努めることが求められる。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

＜改善課題：基準2 内部質保証＞の検討所見 ～「改善報告書検討結果」より～

「内部質保証の方針」に基づき、2021年度に「教学運営会議」より各学部・研究科等に対して「学校法人駒澤大学第3期中期事業計画（2022－2026）」と連動した「中期計画（2022－2026）」及び単年度計画を策定するよう依頼している。これを踏まえ、各学部・研究科等は中期計画及び単年度計画を策定し、これらの計画を着実に実施できているか2022年度より毎年度点検・評価を行っている。点検・評価に基づく改善支援については、「駒澤大学内部質保証の方針」に基づき、「教学運営会議」が各学部・研究科等の自己点検・評価結果を評価・検証し、2023年度から各部局に対して議事録等を通じて検証結果を提示している。この検証結果を受け、各学部・研究科等は「改善取組計画」を策定し、問題点に対する改善・向上に取り組んでいる。また、取り組みの進捗状況等については「教学運営会議」において

報告しており、未着手の事項については、各関係組織と協議の上、同会議が支援を行っている。以上のとおり、各学部・研究科等の自己点検・評価の結果に基づく改善支援を「教学運営会議」から各学部・研究科に対して行っており、組織間の連携を図っていることから、改善が認められる。

＜改善課題：基準4 教育課程・学習成果＞の検討所見 ～「改善報告書検討結果」より～

「教学運営会議」において、1年間に履修登録できる単位数の上限を超過する学生の割合を減少させることに加え、学生の学習時間の保証及び単位実質化を目的とした学習支援策の検討を教務部長に諮問した。これを受け、諮問事項の対応措置として、一部の資格取得等に関わる科目を教養教育科目として履修制限単位数に含めるとともに、従来の教職課程・資格講座に関連する各種ガイダンスに加えて新入生オリエンテーションに新たに「課程・講座ガイダンス」を組み入れ、教職課程・資格講座の趣旨・教育内容の説明、履修指導を行っている。これらの取り組みを実施したことにより、大学評価時に比して50単位以上履修登録している学生の割合が減少しているものの、文学部歴史学科については依然として相当な割合となっている。また、教職課程・資格講座に係るガイダンス等を行っているものの、単位の実質化を図るその他の措置として十分とはいえないため、引き続き改善が求められる。なお、今回提出された資料によると、大学評価時には指摘の対象となっていない学部においても、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録を行っている学生が相当数見られるため、単位の实質化を図るよう改善が望まれる。

＜改善課題：基準5 学生の受け入れ（編入学の定員）＞の検討所見 ～「改善報告書検討結果」より～

編入学の定員については、「入学者選抜委員会」において、編入学定員の充足状況の改善及び入学者の安定的な確保を図ること等を目的として、全学部の編入学定員を入学定員へ振り替えることを決定した。これに伴い、全学教授会及び理事会において、学則の改正を承認し、新たな入学定員及び収容定員に基づき、入学者選抜を実施している。以上のことから、編入学の定員管理については、改善が認められる。

＜改善課題：基準5 学生の受け入れ（学部・研究科の定員管理）＞の検討所見 ～「改善報告書検討結果」より～

収容定員に対する在籍学生数比率について、経済学研究科修士課程で0.30、同博士後期課程で0.17、法学研究科修士課程で0.05、経営学研究科修士課程で0.25と低く、経営学研究科博士後期課程及び法学研究科博士後期課程では在籍学生がいなかったため、いずれにおいても改善が認められない。なお、法曹養成研究科は2023年度をもって学生の募集を停止している。また、大学評価時には改善課題ではなかったものの、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、文学部歴史学科考古学専攻では1.22と高くなっており、収容定員に対する在籍学生数比率についても、文学部歴史学科考古学専攻では1.24と高く、人文科学研究科博士後期課程では0.13と低く、商学研究科博士後期課程では在籍者がいないため、学部・研究科の定員管理を徹底するよう引き続き改善が求められる。

以上のように、大学基準協会による「改善報告書検討結果」では、「基準2：内部質保証」について改善が認められ、本学は内部質保証の状況を踏まえた評価の弾力的措置に係る要件を満たす、と評価された。一方で、「基準4：教育課程・学習成果」における単位の实質化の問題や、「基準5：学生の受け入れ」に関する定員管理の問題については、引き続き改善が求められている。さらに、前回の大学評

価時には指摘されていなかった事項についても、今回の改善報告書提出時において、提言に相当する問題が生じているとの指摘を受けた。これらは今後の改善課題として認識し、引き続き全学的に対応を進めていく必要がある。「改善報告書検討結果」及び2024年度の全学自己点検・評価結果などを踏まえ、教学運営会議において、改善取組計画の策定支援を優先的に取り組む必要があると考えられる問題点は、以下のとおりである。

＜大学基準4（教育課程・学習成果）＞【2020年度に改善課題として付された提言】

各学部・学科において1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されているものの、教職課程等の科目については上限を超えて履修登録することを認めていることにより、文学部歴史学科及び法学部政治学科では実際に上限を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数いる。シラバスにおいて事前・事後に学習しておくべき内容と学習時間数を記載するなどしているものの、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。

この提言を踏まえ、教学運営会議において単位の実質化を図るための措置について教務部へ諮問を行った。その答申をもとに改善策を講じた結果、履修制限単位数を超過する1年次生の数については改善が見られ、一定の解消が図られている。しかしながら、履修単位数が2年次から4年次において最大となる2年次生などに関する課題は依然として残っている。このため、本学は引き続き各事務部署と連携し、履修登録の実態や教育課程の運用状況を精査した上で、単位の実質化に向けた更なる改善策を検討・実施していく。

＜大学基準5（学生の受け入れ）＞【2020年度に改善課題として付された提言】

収容定員に対する在籍学生数比率について、経済学研究科修士課程では0.35、法学研究科修士課程では0.15、経営学研究科修士課程では0.35、同博士後期課程では0.17、法曹養成研究科では0.31と低い。また、経済学研究科博士後期課程及び法学研究科博士後期課程では在籍学生がいないため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

この提言を踏まえ、大学院の収容定員充足に向けた取り組みを進めている。これまで大学院改革委員会や中期事業計画において、社会人の学びのニーズに対応したリカレント教育の推進が提案され、具体化に向けた準備が進められている。また、大学評価ハンドブックの「評価に係る評価指針」において、大学院修士課程は収容定員充足率が0.50倍未満、博士後期課程は0.33倍未満の場合に「改善課題」として提言が付されることが明記されていることを踏まえ、少なくともこれらの基準以上に収容定員充足率を向上させることを目指す。今後は、各研究科・専攻における適切な収容定員の見直し、学生募集方法の改善、ならびにリカレント教育や特色ある教育プログラムの展開などを通じて、持続的な収容定員充足率の改善に取り組んでいく。

以上

2025年11月19日作成

駒澤大学全学自己点検・評価委員会